

奈良県地域防災計画 新旧対照表

令和2年3月

防災統括室

奈良県地域防災計画 新旧対照表(水害・土砂災害等編 目次)

新	旧
<p>第1章 総則</p> <p>第1節 目的 (防災統括室)</p> <p>第2節 防災関係機関が処置すべき事務又は業務の大綱 (全部局、市町村、指定地方行政機関、自衛隊) (指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体・機関)</p> <p>第3節 奈良県の自然的・社会的条件 (防災統括室)</p> <p>第4節 奈良県の過去の災害 (防災統括室)</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1節 目的 (防災統括室)</p> <p>第2節 防災関係機関が処置すべき事務又は業務の大綱 (全部局、市町村、指定地方行政機関、自衛隊) (指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体・機関)</p> <p>第3節 奈良県の自然的・社会的条件 (防災統括室)</p> <p>第4節 奈良県の過去の災害 (防災統括室)</p>
<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 避難行動計画 (防災統括室等)</p> <p>第2節 避難生活計画 (防災統括室等)</p> <p>第3節 帰宅困難者対策計画 (防災統括室、観光局)</p> <p>第4節 要配慮者の安全確保計画 (防災統括室、福祉医療部)</p> <p>第5節 住宅応急対策準備計画 (まちづくり推進局)</p> <p>第6節 防災教育計画 (防災統括室、教育委員会)</p> <p>第7節 防災訓練計画 (防災統括室、安全・安心まちづくり推進課等)</p> <p>第8節 自主防災組織の育成に関する計画 (安全・安心まちづくり推進課)</p> <p>第9節 企業防災の促進に関する計画 (防災統括室、産業・雇用振興部)</p> <p>第10節 消防団員による地域防災体制の充実強化計画 (消防救急課)</p> <p>第11節 ボランティア活動支援環境整備計画 (くらし創造部、関係部局)</p> <p>第12節 まちの防災構造の強化計画 (まちづくり推進局)</p> <p>第13節 災害に強い道づくり (県土マネジメント部)</p> <p>第14節 緊急輸送道路の整備計画 (県土マネジメント部、警察本部)</p> <p>第15節 ライフライン施設の災害予防計画 (防災統括室、地域振興部、県土マネジメント部、水道局、ライフライン関係機関)</p> <p>第16節 危険物施設等災害予防計画 (消防救急課、地域振興部、福祉医療部)</p> <p>第17節 防災体制の整備計画 (防災統括室、総務部、県土マネジメント部、まちづくり推進局)</p> <p>第18節 航空防災体制の整備計画 (消防救急課)</p> <p>第19節 通信体制の整備計画 (防災統括室、総務部、農林部、県土マネジメント部)</p> <p>第20節 孤立集落対策 (防災統括室)</p>	<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 避難行動計画 (防災統括室等)</p> <p>第2節 避難生活計画 (防災統括室等)</p> <p>第3節 災害時要援護者の安全確保計画 (防災統括室、健康福祉部)</p> <p>第4節 住宅応急対策準備計画 (まちづくり推進局)</p> <p>第5節 防災教育計画 (防災統括室、教育委員会)</p> <p>第6節 防災訓練計画 (防災統括室、安全・安心まちづくり推進課等)</p> <p>第7節 自主防災組織の育成に関する計画 (安全・安心まちづくり推進課)</p> <p>第8節 企業防災の促進に関する計画 (防災統括室、産業・雇用振興部)</p> <p>第9節 消防団員による地域防災体制の充実強化計画 (消防救急課)</p> <p>第10節 ボランティア活動支援環境整備計画 (くらし創造部、関係部局)</p> <p>第11節 まちの防災構造の強化計画 (まちづくり推進局)</p> <p>第12節 災害に強い道づくり (県土マネジメント部)</p> <p>第13節 緊急輸送道路の整備計画 (県土マネジメント部、警察本部)</p> <p>第14節 ライフライン施設の災害予防計画 (防災統括室、地域振興部、県土マネジメント部、水道局、ライフライン関係機関)</p> <p>第15節 危険物施設等災害予防計画 (消防救急課、地域振興部、医療政策部)</p> <p>第16節 防災体制の整備計画 (防災統括室、総務部、県土マネジメント部、まちづくり推進局)</p> <p>第17節 航空防災体制の整備計画 (消防救急課)</p> <p>第18節 通信体制の整備計画 (防災統括室、総務部、農林部、県土マネジメント部)</p> <p>第19節 孤立集落対策 (防災統括室)</p>

新		旧	
第21節	支援体制の整備(県外で災害発生の場合) (防災統括室、地域振興部、くらし創造部)	第20節	支援体制の整備(県外で災害発生の場合) (防災統括室、地域振興部、くらし創造部)
第22節	受援体制の整備(県内で災害発生の場合) (防災統括室、地域振興部、くらし創造部)	第21節	受援体制の整備(県内で災害発生の場合) (防災統括室、地域振興部、くらし創造部)
第23節	保健医療計画 (福祉医療部)	第22節	保健医療計画 (医療政策部)
第24節	防疫予防計画 (医療政策局)	第23節	防疫予防計画 (医療政策部)
第25節	火葬場等の確保計画 (くらし創造部)	第24節	火葬場等の確保計画 (くらし創造部)
第26節	廃棄物処理計画 (景観・環境局)	第25節	廃棄物処理計画 (景観・環境局)
第27節	食料、生活必需品の確保計画 (防災統括室、福祉医療部、産業・雇用振興部、農林部)	第26節	食料、生活必需品の確保計画 (防災統括室、健康福祉部、産業・雇用振興部、農林部)
第28節	文化財災害予防計画 (地域振興部)	第27節	文化財災害予防計画 (教育委員会)
第29節	総合的な水害防止対策 (県土マネジメント部)	第28節	総合的な水害防止対策 (県土マネジメント部)
第30節	ダムの管理・運用 (県土マネジメント部)	第29節	ダムの管理・運用 (県土マネジメント部)
第31節	水害への備え (県土マネジメント部)	第30節	水害への備え (県土マネジメント部)
第32節	風害予防計画 (防災統括室、農林部)	第31節	風害予防計画 (防災統括室、農林部)
第33節	総合的な土砂災害防止対策 (県土マネジメント部)	第32節	総合的な土砂災害防止対策 (県土マネジメント部)
第34節	大規模土砂災害防止対策 (県土マネジメント部)	第33節	大規模土砂災害防止対策 (県土マネジメント部)
第35節	砂防設備計画 (県土マネジメント部)	第34節	砂防設備計画 (県土マネジメント部)
第36節	地すべり防止施設計画 (県土マネジメント部)	第35節	地すべり防止施設計画 (県土マネジメント部)
第37節	急傾斜地崩壊防止施設計画 (県土マネジメント部)	第36節	急傾斜地崩壊防止施設計画 (県土マネジメント部)
第38節	山地災害予防計画 (農林部)	第37節	山地災害予防計画 (農林部)
第39節	ため池災害予防計画 (農林部)	第38節	ため池災害予防計画 (農林部)
第40節	宅地等災害予防計画 (まちづくり推進局)	第39節	宅地等災害予防計画 (まちづくり推進局)
第41節	火災予防計画 (消防救急課)	第40節	火災予防計画 (消防救急課)
第42節	林野火災予防計画 (消防救急課、農林部)	第41節	林野火災予防計画 (消防救急課、農林部)
第43節	原子力災害予防計画 (防災統括室、関係部局)	第42節	原子力災害予防計画 (防災統括室、関係部局)
第44節	鉄道災害予防計画 (防災統括室、鉄道会社)	第43節	鉄道災害予防計画 (防災統括室、鉄道会社)

新	旧
第3章 災害応急対策計画	第3章 災害応急対策計画
第1節 避難行動計画 (防災統括室等)	第1節 避難行動計画 (防災統括室等)
第2節 避難生活計画 (防災統括室等)	第2節 避難生活計画 (防災統括室等)
第3節 帰宅困難者対策計画 (防災統括室、観光局)	
第4節 要配慮者の支援計画 (防災統括室、福祉医療部)	第3節 災害時要援護者の支援計画 (防災統括室、健康福祉部)
第5節 住宅応急対策計画 (まちづくり推進局)	第4節 住宅応急対策計画 (まちづくり推進局)
第6節 活動体制計画 (防災統括室等)	第5節 活動体制計画 (防災統括室等)
第7節 災害情報の収集・伝達計画 (防災統括室、県土マネジメント部、奈良地方気象台)	第6節 災害情報の収集・伝達計画 (防災統括室、県土マネジメント部、奈良地方気象台)
第8節 県消防防災ヘリコプターの活動計画 (消防救急課)	第7節 県消防防災ヘリコプターの活動計画 (消防救急課)
第9節 ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画 (防災統括室)	第8節 ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画 (防災統括室)
第10節 通信運用計画 (防災統括室、総務部、農林部、県土マネジメント部)	第9節 通信運用計画 (防災統括室、総務部、農林部、県土マネジメント部)
第11節 広報計画 (防災統括室、総務部知事公室)	第10節 広報計画 (防災統括室、総務部知事公室)
第12節 支援体制の整備(県外で災害発生の場合) (防災統括室、関係部局)	第11節 支援体制の整備(県外で災害発生の場合) (防災統括室、関係部局)
第13節 受援体制の整備(県内で災害発生の場合) (防災統括室、消防救急課、関係部局)	第12節 受援体制の整備(県内で災害発生の場合) (防災統括室、消防救急課、関係部局)
第14節 公共土木施設の初動応急対策 (県土マネジメント部)	第13節 公共土木施設の初動応急対策 (県土マネジメント部)
第15節 道路等の災害応急対策計画 (農林部、県土マネジメント部)	第14節 道路等の災害応急対策計画 (農林部、県土マネジメント部)
第16節 ライフライン施設の災害応急対策計画 (防災統括室、地域振興部、県土マネジメント部、水道局、ライフライン関係機関)	第15節 ライフライン施設の災害応急対策計画 (防災統括室、地域振興部、県土マネジメント部、水道局、ライフライン関係機関)
第17節 危険物施設等災害応急対策計画 (消防救急課、地域振興部、福祉医療部)	第16節 危険物施設等災害応急対策計画 (消防救急課、地域振興部、医療政策部)
第18節 救急、救助活動計画 (消防救急課)	第17節 救急、救助活動計画 (消防救急課)
第19節 保健医療活動計画 (福祉医療部)	第18節 保健医療活動計画 (医療政策部)
第20節 緊急輸送計画 (防災統括室)	第19節 緊急輸送計画 (防災統括室)
第21節 災害警備、交通規制計画 (警察本部)	第20節 災害警備、交通規制計画 (警察本部)
第22節 食料、生活必需品の供給計画 (防災統括室、福祉医療部、産業・雇用振興部、農林部、日本赤十字社)	第21節 食料、生活必需品の供給計画 (防災統括室、健康福祉部、産業・雇用振興部、農林部、日本赤十字社)
第23節 給水計画 (地域振興部、水道局)	第22節 給水計画 (地域振興部、水道局)
第24節 防疫、保健衛生計画 (医療政策局、くらし創造部)	第23節 防疫、保健衛生計画 (医療政策部、くらし創造部)
第25節 遺体の火葬等計画 (くらし創造部、警察本部)	第24節 遺体の火葬等計画 (くらし創造部)
第26節 廃棄物の処理及び清掃計画 (景観・環境局)	第25節 廃棄物の処理及び清掃計画 (景観・環境局)

新		旧	
第27節	ボランティア活動支援計画 (くらし創造部)	第26節	ボランティア活動支援計画 (くらし創造部)
第28節	災害救助法等による救助計画 (防災統括室、福祉医療部)	第27節	災害救助法等による救助計画 (防災統括室、健康福祉部)
第29節	文教対策計画 (教育委員会)	第28節	文教対策計画 (教育委員会)
第30節	文化財災害応急対策 (地域振興部)	第29節	文化財災害応急対策 (教育委員会)
第31節	水防活動計画 (県土マネジメント部)	第30節	水防活動計画 (県土マネジメント部)
第32節	河川・ダム施設応急対策 (県土マネジメント部)	第31節	河川・ダム施設応急対策 (県土マネジメント部)
第33節	土砂災害応急対策 (県土マネジメント部)	第32節	土砂災害応急対策 (県土マネジメント部)
第34節	大規模土砂災害応急対策 (県土マネジメント部)	第33節	大規模土砂災害応急対策 (県土マネジメント部)
第35節	被災宅地の危険度判定 (まちづくり推進局)	第34節	被災宅地の危険度判定 (まちづくり推進局)
第36節	山地災害応急対策 (農林部)	第35節	山地災害応急対策 (農林部)
第37節	ため池災害応急対策 (農林部)	第36節	ため池災害応急対策 (農林部)
第38節	火災応急対策 (消防救急課)	第37節	火災応急対策 (消防救急課)
第39節	林野火災応急対策 (消防救急課)	第38節	林野火災応急対策 (消防救急課)
第40節	原子力災害応急対策 (防災統括室、関係部局)	第39節	原子力災害応急対策 (防災統括室、関係部局)
第41節	鉄道災害応急対策計画 (防災統括室、鉄道会社)	第40節	鉄道災害応急対策計画 (防災統括室、鉄道会社)
第4章 災害復旧・復興計画		第4章 災害復旧・復興計画	
第1節	公共施設の災害復旧 (防災統括室、関係各部局、警察本部)	第1節	公共施設の災害復旧 (防災統括室、関係各部局、警察本部)
第2節	被災者の生活の確保 (防災統括室、関係部局、関係機関)	第2節	被災者の生活の確保 (防災統括室、関係部局、関係機関)
第3節	被災中小企業の振興 (産業・雇用振興部)	第3節	被災中小企業の振興 (産業・雇用振興部)
第4節	農林漁業者への融資 (農林部)	第4節	農林漁業者への融資 (農林部)
第5節	義援金の受入・配分等に関する計画 (防災統括室、福祉医療部、会計局、日本赤十字社)	第5節	義援金の受入・配分等に関する計画 (防災統括室、健康福祉部、会計局、日本赤十字社)
第6節	激甚災害の指定に関する計画 (防災統括室、関係部局)	第6節	激甚災害の指定に関する計画 (防災統括室、関係部局)
第7節	災害復旧・復興計画 (全部局)	第7節	災害復旧・復興計画 (全部局)

奈良県地域防災計画 新旧対照表(地震編 目次)

新		旧	
第1章 総則		第1章 総則	
第1節	目的 (防災統括室)	第1節	目的 (防災統括室)
第2節	防災関係機関が処置すべき事務又は業務の大綱 (全部局、市町村、指定地方行政機関、自衛隊) (指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体・機関)	第2節	防災関係機関が処置すべき事務又は業務の大綱 (全部局、市町村、指定地方行政機関、自衛隊) (指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体・機関)
第3節	奈良県の地勢と過去の地震 (防災統括室)	第3節	奈良県の地勢と過去の地震 (防災統括室)
第4節	地震被害想定 (防災統括室)	第4節	地震被害想定 (防災統括室)
第2章 災害予防計画		第2章 災害予防計画	
第1節	避難行動計画 (防災統括室等)	第1節	避難行動計画 (防災統括室等)
第2節	避難生活計画 (防災統括室等)	第2節	避難生活計画 (防災統括室等)
第3節	帰宅困難者対策計画 (防災統括室、観光局)	第3節	帰宅困難者対策計画 (防災統括室、観光局)
第4節	要配慮者の安全確保計画 (防災統括室、福祉医療部)	第4節	災害時要援護者の安全確保計画 (防災統括室、健康福祉部)
第5節	住宅応急対策準備計画 (まちづくり推進局)	第5節	住宅応急対策準備計画 (まちづくり推進局)
第6節	防災教育計画 (防災統括室、教育委員会)	第6節	防災教育計画 (防災統括室、教育委員会)
第7節	防災訓練計画 (防災統括室、安全・安心まちづくり推進課等)	第7節	防災訓練計画 (防災統括室、安全・安心まちづくり推進課等)
第8節	自主防災組織の育成に関する計画 (安全・安心まちづくり推進課)	第8節	自主防災組織の育成に関する計画 (安全・安心まちづくり推進課)
第9節	企業防災の促進に関する計画 (防災統括室、産業・雇用振興部)	第9節	企業防災の促進に関する計画 (防災統括室、産業・雇用振興部)
第10節	消防団員による地域防災体制の充実強化計画 (消防救急課)	第10節	消防団員による地域防災体制の充実強化計画 (消防救急課)
第11節	ボランティア活動支援環境整備計画 (くらし創造部)	第11節	ボランティア活動支援環境整備計画 (くらし創造部)
第12節	まちの防災構造の強化計画 (まちづくり推進局)	第12節	まちの防災構造の強化計画 (まちづくり推進局)
第13節	建築物等災害予防計画 (まちづくり推進局、教育委員会)	第13節	建築物等災害予防計画 (まちづくり推進局、教育委員会)
第14節	災害に強い道づくり (県土マネジメント部)	第14節	災害に強い道づくり (県土マネジメント部)
第15節	緊急輸送道路の整備計画 (県土マネジメント部・警察本部)	第15節	緊急輸送道路の整備計画 (県土マネジメント部・警察本部)
第16節	ライフライン施設の災害予防計画 (防災統括室、地域振興部、県土マネジメント部、水道局、ライフライン関係機関)	第16節	ライフライン施設の災害予防計画 (防災統括室、地域振興部、県土マネジメント部、水道局、ライフライン関係機関)
第17節	危険物施設等災害予防計画 (消防救急課、地域振興部、福祉医療部)	第17節	危険物施設等災害予防計画 (消防救急課、地域振興部、医療政策部)
第18節	水害予防計画 (県土マネジメント部)	第18節	水害予防計画 (県土マネジメント部)
第19節	地盤災害予防計画 (農林部、県土マネジメント部、まちづくり推進局)	第19節	地盤災害予防計画 (農林部、県土マネジメント部、まちづくり推進局)
第20節	地震火災予防計画 (消防救急課)	第20節	地震火災予防計画 (消防救急課)

新	
第21節	第五次地震防災緊急事業五箇年計画 (防災統括室)
第22節	防災体制の整備計画 (防災統括室、総務部、県土マネジメント部、まちづくり推進局)
第23節	航空防災体制の整備計画 (消防救急課)
第24節	通信体制の整備計画 (防災統括室、総務部、農林部、県土マネジメント部)
第25節	孤立集落対策 (防災統括室)
第26節	支援体制の整備(県外で災害発生の場合) (防災統括室、地域振興部、くらし創造部)
第27節	受援体制の整備(県内で災害発生の場合) (防災統括室、地域振興部、くらし創造部)
第28節	保健医療計画 (福祉医療部)
第29節	防疫予防計画 (医療政策局)
第30節	火葬場等の確保計画 (くらし創造部)
第31節	廃棄物処理計画 (景観・環境局)
第32節	食料、生活必需品の確保計画 (防災統括室、福祉医療部、産業・雇用振興部、農林部)
第33節	文化財災害予防計画 (地域振興部)

第3章 災害応急対策計画

第1節	避難行動計画 (防災統括室等)
第2節	避難生活計画 (防災統括室等)
第3節	帰宅困難者対策計画 (防災統括室、観光局)
第4節	要配慮者の支援計画 (防災統括室、福祉医療部)
第5節	住宅応急対策計画 (まちづくり推進局)
第6節	活動体制計画 (防災統括室等)
第7節	災害情報の収集・伝達計画 (防災統括室、県土マネジメント部、奈良地方気象台)
第8節	県消防防災ヘリコプターの活動計画 (消防救急課)
第9節	ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画 (防災統括室)
第10節	通信運用計画 (防災統括室、総務部、農林部、県土マネジメント部)
第11節	広報計画 (防災統括室、総務部知事公室)
第12節	支援体制の整備(県外で災害発生の場合) (防災統括室、関係部局)
第13節	受援体制の整備(県内で災害発生の場合) (防災統括室、消防救急課、関係機関)

旧	
第21節	第五次地震防災緊急事業五箇年計画 (防災統括室)
第22節	防災体制の整備計画 (防災統括室、総務部、県土マネジメント部、まちづくり推進局)
第23節	航空防災体制の整備計画 (消防救急課)
第24節	通信体制の整備計画 (防災統括室、総務部、農林部、県土マネジメント部)
第25節	孤立集落対策 (防災統括室)
第26節	支援体制の整備(県外で災害発生の場合) (防災統括室、地域振興部、くらし創造部)
第27節	受援体制の整備(県内で災害発生の場合) (防災統括室、地域振興部、くらし創造部)
第28節	保健医療計画 (医療政策部)
第29節	防疫予防計画 (医療政策部)
第30節	火葬場等の確保計画 (くらし創造部)
第31節	廃棄物処理計画 (景観・環境局)
第32節	食料、生活必需品の確保計画 (防災統括室、健康福祉部、産業・雇用振興部、農林部)
第33節	文化財災害予防計画 (教育委員会)

第3章 災害応急対策計画

第1節	避難行動計画 (防災統括室等)
第2節	避難生活計画 (防災統括室等)
第3節	帰宅困難者対策計画 (防災統括室、観光局)
第4節	災害時要援護者の支援計画 (防災統括室、健康福祉部)
第5節	住宅応急対策計画 (まちづくり推進局)
第6節	活動体制計画 (防災統括室等)
第7節	災害情報の収集・伝達計画 (防災統括室、県土マネジメント部、奈良地方気象台)
第8節	県消防防災ヘリコプターの活動計画 (消防救急課)
第9節	ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画 (防災統括室)
第10節	通信運用計画 (防災統括室、総務部、農林部、県土マネジメント部)
第11節	広報計画 (防災統括室、総務部知事公室)
第12節	支援体制の整備(県外で災害発生の場合) (防災統括室、関係部局)
第13節	受援体制の整備(県内で災害発生の場合) (防災統括室、消防救急課、関係機関)

新		旧	
第14節	公共土木施設の初動応急対策 (県土マネジメント部)	第14節	公共土木施設の初動応急対策 (県土マネジメント部)
第15節	建築物の応急対策計画 (まちづくり推進局)	第15節	建築物の応急対策計画 (まちづくり推進局)
第16節	公園、緑地の応急対策計画 (まちづくり推進局)	第16節	公園、緑地の応急対策計画 (まちづくり推進局)
第17節	道路等の災害応急対策計画 (農林部、県土マネジメント部)	第17節	道路等の災害応急対策計画 (農林部、県土マネジメント部)
第18節	ライフライン施設の災害応急対策計画 (防災統括室、地域振興部、県土マネジメント部、水道局、ライフライン関係機関)	第18節	ライフライン施設の災害応急対策計画 (防災統括室、地域振興部、県土マネジメント部、水道局、ライフライン関係機関)
第19節	危険物施設等災害応急対策計画 (消防救急課、地域振興部、 福祉医療部)	第19節	危険物施設等災害応急対策計画 (消防救急課、地域振興部、医療政策部)
第20節	水防活動計画 (県土マネジメント部)	第20節	水防活動計画 (県土マネジメント部)
第21節	地盤災害応急対策計画 (農林部、県土マネジメント部、まちづくり推進局)	第21節	地盤災害応急対策計画 (農林部、県土マネジメント部、まちづくり推進局)
第22節	消火活動計画 (消防救急課)	第22節	消火活動計画 (消防救急課)
第23節	救急、救助活動計画 (消防救急課)	第23節	救急、救助活動計画 (消防救急課)
第24節	保健医療活動計画 (福祉医療部)	第24節	保健医療活動計画 (医療政策部)
第25節	緊急輸送計画 (防災統括室)	第25節	緊急輸送計画 (防災統括室)
第26節	災害警備、交通規制計画 (警察本部)	第26節	災害警備、交通規制計画 (警察本部)
第27節	食料、生活必需品の供給計画 (防災統括室、 福祉医療部 、産業・雇用振興部、農林部、日本赤十字社)	第27節	食料、生活必需品の供給計画 (防災統括室、健康福祉部、産業・雇用振興部、農林部、日本赤十字社)
第28節	給水計画 (地域振興部、水道局)	第28節	給水計画 (地域振興部、水道局)
第29節	防疫・保健衛生計画 (医療政策局 、くらし創造部)	第29節	防疫・保健衛生計画 (医療政策部、くらし創造部)
第30節	遺体の火葬等計画 (くらし創造部、 警察本部)	第30節	遺体の火葬等計画 (くらし創造部)
第31節	廃棄物の処理及び清掃計画 (景観・環境局)	第31節	廃棄物の処理及び清掃計画 (景観・環境局)
第32節	ボランティア活動支援計画 (くらし創造部、関係部局)	第32節	ボランティア活動支援計画 (くらし創造部、関係部局)
第33節	災害救助法等による救助計画 (防災統括室、 福祉医療部)	第33節	災害救助法等による救助計画 (防災統括室、健康福祉部)
第34節	文教対策計画 (教育委員会)	第34節	文教対策計画 (教育委員会)
第35節	文化財災害応急対策 (地域振興部)	第35節	文化財災害応急対策 (教育委員会)

新	旧
<p>第4章 災害復旧・復興計画</p> <p>第1節 公共施設の災害復旧 (防災統括室、関係各部署、警察本部)</p> <p>第2節 被災者の生活の確保 (防災統括室、関係部署、関係機関)</p> <p>第3節 被災中小企業の振興 (産業・雇用振興部)</p> <p>第4節 農林漁業者への融資 (農林部)</p> <p>第5節 義援金の受入・配分等に関する計画 (防災統括室、福祉医療部、会計局、日本赤十字社)</p> <p>第6節 激甚災害の指定に関する計画 (防災統括室、関係部署)</p> <p>第7節 災害復旧・復興計画 (全部局)</p>	<p>第4章 災害復旧・復興計画</p> <p>第1節 公共施設の災害復旧 (防災統括室、関係各部署、警察本部)</p> <p>第2節 被災者の生活の確保 (防災統括室、関係部署、関係機関)</p> <p>第3節 被災中小企業の振興 (産業・雇用振興部)</p> <p>第4節 農林漁業者への融資 (農林部)</p> <p>第5節 義援金の受入・配分等に関する計画 (防災統括室、健康福祉部、会計局、日本赤十字社)</p> <p>第6節 激甚災害の指定に関する計画 (防災統括室、関係部署)</p> <p>第7節 災害復旧・復興計画 (全部局)</p>
<p>第5章 広域災害(南海トラフ巨大地震等)対策計画</p> <p>第1節 総則 (防災統括室)</p> <p>第2節 南海トラフ地震臨時情報 (防災統括室)</p> <p>第3節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画 (防災統括室)</p> <p>第4節 防災訓練計画等 (防災統括室、安全・安心まちづくり推進課)</p> <p>第5節 地震防災上必要な防災知識の普及計画 (防災統括室、安全・安心まちづくり推進課、教育委員会)</p> <p>第6節 地域防災力の向上に関する計画 (防災統括室、消防救急課、安全・安心まちづくり推進課)</p> <p>第7節 広域かつ甚大な被害への備え (防災統括室、観光局、まちづくり推進局、教育委員会)</p> <p>第8節 地震発生時の応急対策等 (防災統括室等)</p> <p>第9節 消火活動計画 (消防救急課)</p> <p>第10節 保健医療活動計画 (福祉医療部)</p> <p>第11節 緊急輸送計画 (防災統括室)</p> <p>第12節 防疫、保健衛生計画 (医療政策局、くらし創造部)</p> <p>第13節 支援・受援体制の整備 (防災統括室)</p> <p>第14節 広域避難対策 (防災統括室)</p> <p>第15節 物資等の確保 (防災統括室、福祉医療部、産業・雇用振興部、農林部)</p>	<p>第5章 広域災害(南海トラフ巨大地震等)対策計画</p> <p>第1節 総則 (防災統括室)</p> <p>第2節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画 (防災統括室)</p> <p>第3節 防災訓練計画等 (防災統括室、安全・安心まちづくり推進課)</p> <p>第4節 地震防災上必要な防災知識の普及計画 (防災統括室、安全・安心まちづくり推進課、教育委員会)</p> <p>第5節 地域防災力の向上に関する計画 (防災統括室、安全・安心まちづくり推進課)</p> <p>第6節 広域かつ甚大な被害への備え (防災統括室、観光局、まちづくり推進局、教育委員会)</p> <p>第7節 地震発生時の応急対策等 (防災統括室等)</p> <p>第8節 消火活動計画 (消防救急課)</p> <p>第9節 保健医療活動計画 (医療政策部)</p> <p>第10節 緊急輸送計画 (防災統括室)</p> <p>第11節 防疫、保健衛生計画 (医療政策部、くらし創造部)</p> <p>第12節 支援・受援体制の整備 (防災統括室)</p> <p>第13節 広域避難対策 (防災統括室)</p> <p>第14節 物資等の確保 (防災統括室、健康福祉部、産業・雇用振興部、農林部)</p>

奈良県地域防災計画 新旧対照表(案)

No.	編	章	節	新	旧
1	水害 地震	1	1	<p>第2 計画の基本方針 (略)</p> <p>この計画は、法第2条の2の基本理念にのっとり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して、「減災」の考え方に基づいて「<u>自分の命は自分で守る</u>」という意識のもと、「自助」・「共助」の取り組みを推進するとともに、県及び市町村による「公助」を適切に組み合わせ、総合的かつ計画的に災害対策の整備及び推進を図り、「災害に日本一強い奈良県を目指す」ものとする。</p>	<p>第2 計画の基本方針 (略)</p> <p>この計画は、法第2条の2の基本理念にのっとり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して、「減災」の考え方に基づいて「自助」・「共助」の取り組みを推進するとともに、県及び市町村による「公助」を適切に組み合わせ、総合的かつ計画的に災害対策の整備及び推進を図り、「災害に日本一強い奈良県を目指す」ものとする。</p>
2	水害 地震	1	1	<p>第2 計画の基本方針</p> <p>1 計画の推進に当たっては、下記の諸点を基本とする。</p> <p>(2)自助・共助を基本とした、住民による主体的な自主防災体制の確立</p> <p>(8)要配慮者等の多様な視点を生かした対策の推進</p>	<p>第2 計画の基本方針</p> <p>1 計画の推進に当たっては、下記の諸点を基本とする。</p> <p>(2)自助・共助の促進による自主防災体制の確立</p> <p>(8)災害時要援護者等の多様な視点を生かした対策の推進</p>
3	水害 地震	1	1	<p>第7 奈良県国土強靱化地域計画との関係</p> <p>1 奈良県国土強靱化地域計画</p> <p>(5)平成28年度から32年度(令和2年度)の5年間の計画とし、原則5年ごとに見直す</p>	<p>第7 奈良県国土強靱化地域計画との関係</p> <p>1 奈良県国土強靱化地域計画</p> <p>(5)平成28年度から32年度の5年間の計画とし、原則5年ごとに見直す</p>
4	水害	1	1	<p><u>第8 奈良県緊急防災大綱との関係</u></p> <p><u>この大綱は、奈良県内で同時多発かつ広域的な浸水害や土砂災害を引き起こす危険性がある豪雨が発生しても犠牲者が出ないように、命を守るための取組・備えを県・市町村が一体となって着実に実施することを目的として、防災対策を取りまとめたもの。平成31年4月に公表している。</u></p>	(新設)
5	水害 地震	1	2	※図表過多のため省略	-
6	地震	1	3	<p>第2 既往地震</p> <p>1 災害年表 (略)</p> <p>県及び市町村は、このような過去に発生した災害の教訓を後世に伝えるために、過去の災害についての資料を収集・保存し、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。</p> <p><u>※県では、災害の歴史から学び、今後の教訓として活かすため、古くは江戸時代から、県内で被害が発生した様々な災害をわかりやすくまとめた「歴史から学ぶ 奈良の災害史」を平成26年度に作成した。</u></p>	<p>第2 既往地震</p> <p>1 災害年表 (略)</p> <p>県及び市町村は、このような過去に発生した災害の教訓を後世に伝えるために、過去の災害についての資料を収集・保存し、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。</p>

No.	編	章	節	新	旧								
7	地震	1	3	<table border="1"> <thead> <tr> <th>発生年月日 (日本暦)</th> <th><被災地域> 〔地震名〕 (震央) 東経 北緯</th> <th>規模 (マグニチュード)</th> <th>被害状況等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2018.6.18 7:58 (平成30)</td> <td>(大阪府北部) 135.3 34.5</td> <td>6.1</td> <td> <p>大阪市で震度6弱を観測する等、近畿地方を中心に強い揺れを観測。奈良県では、震度5弱(大和郡山市、御所市、高取町、広陵町)を観測したほか、奈良県内のほぼ全ての市町村で震度4~2を観測。</p> <p>地震による死者は6名、うち2名がブロック塀の崩落に巻き込まれて死亡。全壊21棟、半壊454棟、一部破損56,873棟の住家被害が発生。</p> <p>奈良県では、軽傷4名、一部損壊27棟。東大寺戒壇院戒壇堂の多聞天立像の木製宝塔が地震の揺れで落下(国宝)。薬師寺東院堂の漆喰壁において、表層の浮き上がりや亀裂が多数生じ、柱との間に隙間が発生(国宝)。達磨寺中興記幢において、宝珠が地震の揺れで落下(重要文化財)。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	発生年月日 (日本暦)	<被災地域> 〔地震名〕 (震央) 東経 北緯	規模 (マグニチュード)	被害状況等	2018.6.18 7:58 (平成30)	(大阪府北部) 135.3 34.5	6.1	<p>大阪市で震度6弱を観測する等、近畿地方を中心に強い揺れを観測。奈良県では、震度5弱(大和郡山市、御所市、高取町、広陵町)を観測したほか、奈良県内のほぼ全ての市町村で震度4~2を観測。</p> <p>地震による死者は6名、うち2名がブロック塀の崩落に巻き込まれて死亡。全壊21棟、半壊454棟、一部破損56,873棟の住家被害が発生。</p> <p>奈良県では、軽傷4名、一部損壊27棟。東大寺戒壇院戒壇堂の多聞天立像の木製宝塔が地震の揺れで落下(国宝)。薬師寺東院堂の漆喰壁において、表層の浮き上がりや亀裂が多数生じ、柱との間に隙間が発生(国宝)。達磨寺中興記幢において、宝珠が地震の揺れで落下(重要文化財)。</p>	(新設)
発生年月日 (日本暦)	<被災地域> 〔地震名〕 (震央) 東経 北緯	規模 (マグニチュード)	被害状況等										
2018.6.18 7:58 (平成30)	(大阪府北部) 135.3 34.5	6.1	<p>大阪市で震度6弱を観測する等、近畿地方を中心に強い揺れを観測。奈良県では、震度5弱(大和郡山市、御所市、高取町、広陵町)を観測したほか、奈良県内のほぼ全ての市町村で震度4~2を観測。</p> <p>地震による死者は6名、うち2名がブロック塀の崩落に巻き込まれて死亡。全壊21棟、半壊454棟、一部破損56,873棟の住家被害が発生。</p> <p>奈良県では、軽傷4名、一部損壊27棟。東大寺戒壇院戒壇堂の多聞天立像の木製宝塔が地震の揺れで落下(国宝)。薬師寺東院堂の漆喰壁において、表層の浮き上がりや亀裂が多数生じ、柱との間に隙間が発生(国宝)。達磨寺中興記幢において、宝珠が地震の揺れで落下(重要文化財)。</p>										
8	水害	1	3	<p>第4 気象 1 気候の特徴 (略)</p> <p>④吉野山岳区は、気温の較差が大きく、冬は厳しい冬山の様相となる。年降水量は太平洋の影響を受け2,000~5,000mmと多く、大台ヶ原山は日本でも有数の多雨地帯である。⑤吉野川中流域区は、夏の気温は奈良盆地と大差はないが幾分低く、冬は⑥吉野南面区に次いで温和であり、紀伊水道に向かって開けているため、下流になるにしたがい暖かくなる。</p>	<p>第4 気象 1 気候の特徴 (略)</p> <p>⑤吉野川中流域区は、夏の気温は奈良盆地と大差はないが幾分低く、冬は⑥吉野南面区に次いで温和であり、紀伊水道に向かって開けているため、下流になるにしたがい暖かくなる。</p>								
9	水害	1	3	<p>第4 気象 2 気象の特徴 (3)降水量</p> <p>なお、平成23年台風第12号では、(略)本県において、過去およそ100年間で台風等によるそれまでの最大降水量は1,241mmであり、それをはるかに上回る降水量が記録された。</p>	<p>第4 気象 2 気象の特徴 (3)降水量</p> <p>なお平成23年台風第12号では、(略)本県において、過去およそ100年間で台風等によるそれまでの最大降水量は1,241mmであり、それをはるかに上回る降水量が記録された。</p>								
10	水害	1	4	<p>第1 奈良県の過去の災害 (略)</p> <p>県及び市町村は、このような過去に発生した災害の教訓を後世に伝えるために、過去の災害についての資料を収集・保存し、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。</p> <p>※県では、災害の歴史から学び、今後の教訓として活かすため、古くは江戸時代から、県内で被害が発生した様々な災害をわかりやすくまとめた「歴史から学ぶ 奈良の災害史」を平成26年度に作成した。</p>	<p>第1 奈良県の過去の災害 (略)</p> <p>県及び市町村は、このような過去に発生した災害の教訓を後世に伝えるために、過去の災害についての資料を収集・保存し、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。</p>								

No.	編	章	節	新				旧			
				発生年月日	災害名	異常気象名 (主な要因)	被害概要	発生年月日	災害名	異常気象名 (主な要因)	被害概要
11	水害	1	4	平成29年 10月20日～ 10月23日	強雨害 浸水害	台風第21号	<p>台風第21号は、日本の南の海上を北上し、超大型で強い勢力を保ったまま、23日03時頃に静岡県御前崎市付近に上陸した。大阪管内では、21日夜、四国地方から次第に強風域に入り、22日夜から23日明け方にかけて、近畿・四国地方では、暴風域に入った。</p> <p>また、台風第21号の北上に伴い、本州南岸の前線の活動が活発となり、特に22日午後から23日明け方は台風の影響により、奈良県では暴風を伴った大雨となった。20日12時から23日12時までの総降水量は、十津川村玉置山で556.5ミリ、五條三在町で324.5ミリを観測した。また、期間中の最大1時間降水量は、下北山村佐田で53.5ミリを観測した。風については、五條三在町で北の風22.2メートル(23日01時24分)の最大瞬間風速を観測した。</p> <p>(人的被害)重傷1名(生駒市) (住家被害)全壊3棟(五條市、吉野町) 半壊4棟(下市町) 一部損壊46棟 床上浸水108棟 床下浸水390棟</p>	平成29年 10月20日～ 10月23日	強雨害 浸水害	台風第21号	<p>台風第21号は、日本の南の海上を北上し、超大型で強い勢力を保ったまま、23日03時頃に静岡県御前崎市付近に上陸した。大阪管内では、21日夜、四国地方から次第に強風域に入り、22日夜から23日明け方にかけて、近畿・四国地方では、暴風域に入った。</p> <p>また、台風第21号の北上に伴い、本州南岸の前線の活動が活発となり、特に22日午後から23日明け方は台風の影響により、奈良県では暴風を伴った大雨となった。20日12時から23日12時までの総降水量は、十津川村玉置山で556.5ミリ、五條三在町で324.5ミリを観測した。また、期間中の最大1時間降水量は、下北山村佐田で53.5ミリを観測した。風については、五條三在町で北の風22.2メートル(23日01時24分)の最大瞬間風速を観測した。</p> <p>【平成29年11月14日現在】 (人的被害)重傷1名(生駒市) (住家被害)全壊4棟(五條市、吉野町) 半壊3棟(下市町) 一部損壊24棟 床上浸水119棟 床下浸水387棟</p>
12	水害	1	4	平成30年 7月5日～ 7月6日	強雨害	大雨(梅雨前線)	<p>北日本に停滞していた前線が7月5日には西日本まで南下してその後停滞した。7月5日から8日にかけて東北地方から西日本で15個の「線状降水帯」が形成され、うち9個は最大3時間積算降水量が150mmを超えた。この前線や、6月29日に発生した台風第7号の影響により、日本付近に暖かく非常に湿った空気が供給され続け、西日本を中心に全国的に広い範囲で記録的な大雨となった。6月28日から7月8日までの総降水量は四国地方で1,800mm、東海地方で1,200mmを超えるところがあるなど、7月の月降水量平年値の2～4倍の大雨であった。また、九州北部、四国、中国、近畿、東海、北海道地方の多くの観測地点で24、48、72時間降水量の値が観測史上第1位となり、広い範囲における長時間の記録的な大雨となった。この豪雨により、広島県、岡山県、愛媛県等で河川の氾濫や土砂災害が相次ぎ、死者237名、行方不明者8名の被害が発生した。</p> <p>(人的被害)死者1名(大和郡山市。田の様子を確認に行ったまま帰宅せず行方不明) (住家被害)床上浸水2棟 床下浸水26棟 一部損壊5棟</p>	(新設)			
13	水害	1	4	平成30年 9月4日～ 9月5日	強風害 強雨害 浸水害	台風第21号	<p>台風第21号は、速度を上げながら近畿地方を縦断した。日本の南海上から紀伊水道を北北東へ進み、非常に強い勢力で4日12時頃に徳島県南部に上陸した。その後も速度を上げながら大阪湾を北上し、4日14時頃に兵庫県神戸市付近に再上陸し、4日16時頃には日本海に抜け、そのまま日本海を北上した。この台風の影響で、奈良県内は暴風を伴った大雨となった。</p> <p>この台風により、全国的に死者14名の人的被害がでたほか、強風や土砂崩れによる電柱の倒壊等により、関西電力管内で約170万戸が停電し復旧するまで約2週間を要したほか、大阪湾での記録的な高潮により関西国際空港が浸水し運用ができなくなった。</p> <p>奈良県では、法隆寺金堂(国宝)の上層南西隅に取り付けられていた風鐺の舌部分(横32cm、縦19cm)が落下した。また五重塔(国宝)の相輪に吊り下げられた風鐺の舌部分(横7cm、縦11cm)2枚が落下した。春日大社本社板蔵(重要文化財)に隣接する樹木の枝が板蔵に落下し、屋根・軸廻りを破損させた。</p> <p>(人的被害)重傷2名(安堵町、田原本町。強風により転倒し骨折) 軽傷5名 (住家被害)半壊4棟 一部損壊140棟 床上浸水2棟 床下浸水2棟</p>	(新設)			

No.	編	章	節	新	旧																																		
14	地震	1	4	<p>第5 南海トラフ巨大地震の被害想定 <u>第4節に記載の数値は、第2次奈良県地震被害想定調査報告(平成16年10月公表)のものであり、南海トラフ巨大地震に関する最新の情報については、以下の数値及び「第5章広域災害(南海トラフ巨大地震等)対策計画」を参照する。</u> 1 内閣府が公表した被害想定について (1)前提とする地震の性格 (略) 南海トラフにおいて次に発生する地震・津波は、多様な震源パターンがあり得ることから、必ずしも「最大クラスの地震・津波」が発生するというものではないが、<u>政府</u>地震調査研究推進本部<u>地震調査委員会における長期評価</u>によると、今後30年以内にマグニチュード8～9クラスの地震が発生する確率は<u>70～80%</u>に達すると評価されている(<u>2019年1月1日現在</u>)。</p>	<p>第6 南海トラフ巨大地震の被害想定 1 内閣府が公表した被害想定について (略) 南海トラフにおいて次に発生する地震・津波は、多様な震源パターンがあり得ることから、必ずしも「最大クラスの地震・津波」が発生するというものではないが、国の地震調査研究推進本部が平成25年5月に公表した「南海トラフの地震活動の長期評価(第二版)」によると、今後30年以内にマグニチュード8～9クラスの地震が発生する確率は60～70%に達すると評価されている。</p>																																		
15	地震	1	4	<p>※ 南海トラフ巨大地震の被害想定 2 本県において想定震度される被害の概要について ※被害想定(再計算)(参考) <u>南海トラフ巨大地震の被害想定(平成24年8月公表)について、最新のデータ(建築物や人口、ライフライン等のデータ、津波避難意識アンケート結果等)に基づき、再計算されたものである。</u> <u>令和元年6月の被害想定(再計算)は、マクロの被害を把握する目的で実施されており、都府県別の数値はその計算根拠を明確にするために示されたものであるため、ある程度幅をもって見る必要がある。なお、この結果は各都府県において地域の実情に応じて実施されている被害想定に影響を与えるものではないとされている。</u></p> <p>県内における人的被害・建物被害の想定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>基本ケース (被害が最少の場合)</th> <th>陸側ケース (被害が最大の場合)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県内市町村における最大震度の分布</td> <td>6強：2市町村 6弱：35市町村 5強：2市町村</td> <td>6強：27市町村 6弱：12市町村 5強：なし</td> </tr> <tr> <td>死者数</td> <td>約60人</td> <td>約1,300人</td> </tr> <tr> <td>住家全壊棟数</td> <td>約6,500棟</td> <td>約38,000棟</td> </tr> </tbody> </table> <p>ライフライン施設被害</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被害想定項目</th> <th>県内の想定被害 (最大値)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上水道(断水人口)</td> <td>約130万人</td> </tr> <tr> <td>下水道(支障人口)</td> <td>約97万人</td> </tr> <tr> <td>電力(停電軒数)</td> <td>約88万軒</td> </tr> <tr> <td>固定電話(不通回線数)</td> <td>約15万回線</td> </tr> <tr> <td>ガス(都市ガス供給停止戸数)</td> <td>約3万8千戸</td> </tr> </tbody> </table> <p>避難者数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被害想定項目</th> <th>県内の想定被害 (最大値)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難者数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発災1日後</td> <td>約10万人</td> </tr> <tr> <td>発災1週間後</td> <td>約26万人</td> </tr> <tr> <td>発災1ヶ月後</td> <td>約20万人</td> </tr> </tbody> </table>		基本ケース (被害が最少の場合)	陸側ケース (被害が最大の場合)	県内市町村における最大震度の分布	6強：2市町村 6弱：35市町村 5強：2市町村	6強：27市町村 6弱：12市町村 5強：なし	死者数	約60人	約1,300人	住家全壊棟数	約6,500棟	約38,000棟	被害想定項目	県内の想定被害 (最大値)	上水道(断水人口)	約130万人	下水道(支障人口)	約97万人	電力(停電軒数)	約88万軒	固定電話(不通回線数)	約15万回線	ガス(都市ガス供給停止戸数)	約3万8千戸	被害想定項目	県内の想定被害 (最大値)	避難者数		発災1日後	約10万人	発災1週間後	約26万人	発災1ヶ月後	約20万人	(新設)
	基本ケース (被害が最少の場合)	陸側ケース (被害が最大の場合)																																					
県内市町村における最大震度の分布	6強：2市町村 6弱：35市町村 5強：2市町村	6強：27市町村 6弱：12市町村 5強：なし																																					
死者数	約60人	約1,300人																																					
住家全壊棟数	約6,500棟	約38,000棟																																					
被害想定項目	県内の想定被害 (最大値)																																						
上水道(断水人口)	約130万人																																						
下水道(支障人口)	約97万人																																						
電力(停電軒数)	約88万軒																																						
固定電話(不通回線数)	約15万回線																																						
ガス(都市ガス供給停止戸数)	約3万8千戸																																						
被害想定項目	県内の想定被害 (最大値)																																						
避難者数																																							
発災1日後	約10万人																																						
発災1週間後	約26万人																																						
発災1ヶ月後	約20万人																																						
16	水害 地震	2	1	<p>(前文) 災害発生時に円滑な避難を行うためには、平時からの取組が重要である。<u>自分の住む土地の災害リスクや避難に関する情報が住民に十分に理解されていないという課題がある。</u> そのため、県、市町村、及びその他防災関係機関は、<u>住民への「自らの命は自らが守る」意識の徹底と、正しい避難行動の周知に努めるとともに、</u>日頃から適切な避難計画の整備、避難対策の推進を図る。</p>	<p>(前文) 災害発生時に円滑な避難を行うためには、平時からの取組が重要である。そのため、県、市町村、及びその他防災関係機関は、日頃から適切な避難計画の整備、避難対策の推進を図る。</p>																																		

No.	編	章	節	新	旧
17	水害	2	1	<p>第3 指定緊急避難場所の指定</p> <p>1 指定基準</p> <p>(2) 指定基準</p> <p>(略)</p> <p>③ 災害が発生した場合において、安全区域内にあるものであること。ただし、④、⑤に適合する施設については、この限りではないが、<u>④、⑤に適合した施設であっても、市町村は、洪水浸水想定区域や、土砂災害警戒区域等内にある建物は、原則として指定しないこととする。県は、市町村と連携し、特に土砂災害特別警戒区域内にある指定緊急避難場所については、安全な区域への移転等を前提とし、出来ない場合は、ハード対策による安全確保を検討する。</u></p>	<p>第3 指定緊急避難場所の指定</p> <p>1 指定基準</p> <p>(2) 指定基準</p> <p>(略)</p> <p>③ 災害が発生した場合において、安全区域内にあるものであること。ただし、④、⑤に適合する施設については、この限りではない。</p> <p>(略)</p>
18	水害	2	1	<p>第6 避難勧告等の具体的な発令基準の策定及び体制の構築</p> <p>市町村は、発災時に迅速かつ的確な避難勧告等の発令が行えるよう、避難勧告等に係る具体的な発令基準を策定する。河川の水位や気象情報、土砂災害は土砂災害・防災情報システムの<u>土砂災害警戒判定メッシュ情報</u>や気象情報を<u>収集・活用</u>した具体的な基準を策定する。また、勧告等を有効なものとするため、発令する対象地域を適切に設定するよう留意する。策定にあたっては、「避難勧告等に関するガイドライン①(避難行動・情報伝達編)、②(発令基準・防災体制編)(平成31年1月 内閣府(防災担当))」「土砂災害警戒避難ガイドライン(平成27年4月 国土交通省砂防部)」等を参考にする。</p> <p>また、市町村は躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための<u>役割分担を明確にするタイムラインを作成</u>するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。</p> <p>県は、<u>市町村長の避難勧告発令の判断を支援するため、洪水時の水位状況等を直接に市町村長へ情報共有するためのホットラインを構築するとともに、タイムライン作成</u>を支援するなど、市町村の防災体制確保に向けた支援を行う。</p>	<p>第6 避難勧告等の具体的な発令基準の策定及び体制の構築</p> <p>市町村は、発災時に迅速かつ的確な避難勧告等の発令が行えるよう、避難勧告等に係る具体的な発令基準を策定する。河川の水位や気象情報、土砂災害は土砂災害・防災情報システムのメッシュ情報や気象情報を使用した具体的な基準を策定する。また、勧告等を有効なものとするため、発令する対象地域を適切に設定するよう留意する。策定にあたっては、「避難勧告等に関するガイドライン①(避難行動・情報伝達編)、②(発令基準・防災体制編)(平成29年1月 内閣府(防災担当))」「土砂災害警戒避難ガイドライン(平成27年4月 国土交通省砂防部)」等を参考にする。</p> <p>また、市町村は躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。</p> <p>県は、全市町村の具体的な発令基準の策定を支援するなど、市町村の防災体制確保に向けた支援を行う。</p>
19	水害 地震	2	1	<p>第7 住民への情報伝達手段の確保【※地震編では第6】</p> <p>発災時には通信施設の被災等により、想定していた情報提供手段が利用できない恐れがあることから、市町村は、確実に住民に情報が伝達できるよう、下記に挙げるような可能な限り多様な情報伝達手段を<u>適切に組み合わせた周知</u>に努める。</p> <p>その際は、<u>要配慮者等の特性等に応じた適切な配慮を行うとともに、行政、防災関係機関、福祉関係機関等でも連携を行うことが必要である。</u></p> <p>9 消防団、警察、自主防災組織、近隣住民等による直接的な声かけ(<u>早期避難・個別巡回等</u>)</p>	<p>第7 住民への情報伝達手段の確保【※地震編では第6】</p> <p>発災時には通信施設の被災等により、想定していた情報提供手段が利用できない恐れがあることから、市町村は、確実に住民に情報が伝達できるよう、下記に挙げるような可能な限り多様な情報伝達手段の確保に努める。</p> <p>その際は、高齢者、障害者等への配慮が必要である。</p> <p>9 消防団、警察、自主防災組織、近隣住民等による直接的な声かけ</p>

No.	編	章	節	新	旧
20	水害	2	1	<p>第8 住民への周知及び啓発</p> <p>1 災害に関するリスク等の開示</p> <p>市町村は、円滑な避難が行われるよう住民に対し、広報紙、掲示板、パンフレット等により、地域の指定緊急避難場所や避難路、避難勧告等の発令基準などを周知する。あわせて、県及び市町村は、住民が自らの地域の災害リスクに向き合い、被害軽減の取組を行う契機となるよう分かりやすい災害リスクの開示に努める。</p> <p>また、建物の特性や位置、災害の種別等によって有効な避難行動の方法は異なることへの理解が深まるよう、周知に努めるものとする。</p> <p>2 ハザードマップの内容の理解促進</p> <p>市町村は、ハザードマップを作成し、洪水浸水想定区域、早期の立退き避難が必要な区域の明示など、地域の危険性についても周知する。その際、ハザードマップは安全な場所を示す「安全マップ」ではないことを理解してもらうとともに、ハザードマップの内容が正しく住民に伝わり、避難に対する意識の向上や訓練の実施等につながるようにする。</p> <p>県は、市町村のハザードマップの作成に関し、技術的助言を行うとともに、県内市町村のハザードマップを県ホームページに集約しリスク情報の充実を図る。</p>	<p>第8 住民への周知及び啓発</p> <p>市町村は、円滑な避難が行われるよう住民に対し、広報紙、掲示板、パンフレット等により、地域の指定緊急避難場所や避難路、避難勧告等の発令基準などを周知する。あわせて、県及び市町村は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害軽減の取組を行う契機となるよう分かりやすい水害リスクの開示に努める。さらに、ハザードマップを作成し、浸水想定区域、早期の立退き避難が必要な区域の明示など、地域の危険性についても周知する。その際、ハザードマップは安全な場所を示す「安全マップ」ではないことを理解してもらうようにする。</p> <p>県は市町村のハザードマップの作成に関し、技術的助言を行うなどその支援に努める。</p>
21	水害	2	1	<p>第8 住民への周知及び啓発</p> <p>3 迅速かつ適切な避難行動等の促進</p> <p>市町村は、災害時の迅速な住民避難につながるよう、災害に関する情報を自らが積極的に収集して早めに避難することの重要性や、雨の際は山や川、田畑や用水路等に近づかないことを住民に対し啓発するようにする。</p> <p>県も過去の災害の事例等を用いて、早めの避難の重要性や、雨の際は山や川、田畑や用水路等に近づかないことを県民に対し啓発する。</p> <p>また、ひとりで2階に上がれない・玄関を出られない避難行動要支援者については、親族や近隣住民等の助けが必要であるため、一人ひとりに合った避難行動のあり方を定めるよう、市町村や自治会等が連携して取り組むものとする。(参考:第2章第4節 要配慮者の安全確保計画)</p> <p>さらに、「避難」は必ずしも指定避難所や指定緊急避難場所へ行くことを指すものではなく、場合によっては指定避難所等へ行くことがかえって危険となる場合もあることに留意する。県や市町村は、これを適切に住民へ周知するとともに、近隣のより安全な建物等への緊急的避難や、屋内でもより安全な場所へ移動する安全確保措置も有効であることを平時から周知するよう努める。</p> <p>また、市町村は、避難勧告等を発令したが、被害が生じなかった場合にも、その理由、状況等を住民に周知する。</p> <p>4 生活再建に向けた事前の備え</p> <p>県及び市町村は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し「早期の立退き避難が必要な区域」からの早期な立退き避難を求めるとともに、水・食料の備蓄、ライフライン途絶時の対策、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えについて普及啓発を図る。</p>	<p>第8 住民への周知及び啓発</p> <p>また、市町村は災害時の迅速な住民避難につながるよう、災害に関する情報を自らが積極的に収集して早めに避難することの重要性や、雨の際は山や川に近づかないことを住民に対し啓発するようにする。</p> <p>さらに、避難勧告等を発令したが、被害が生じなかった場合にも、その理由、状況等を住民に周知する。</p> <p>県も過去の災害の事例等を用いて、早めの避難の重要性や、雨の際は山や川に近づかないことを県民に対し啓発する。</p> <p>また県及び市町村は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し「早期の立退き避難が必要な区域」からの早期な立退き避難を求めるとともに、水・食料の備蓄、ライフライン途絶時の対策、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えについて普及啓発を図る。</p>

No.	編	章	節	新	旧
22	地震	2	1	<p>第7 住民への周知及び啓発</p> <p>1 災害に関するリスク等の開示 市町村は、円滑な避難が行われるよう住民に対し、広報誌、掲示板、パンフレット等により、地域の指定緊急避難場所や避難経路等を周知する。</p> <p>2 ハザードマップの内容の理解促進 市町村は、震度被害マップ及び液状化被害マップ等のハザードマップを作成し、地域の危険性についても周知する。その際、ハザードマップは安全な場所を示す「安全マップ」ではないことを理解してもらうとともに、ハザードマップの内容が正しく住民に伝わり、避難に対する意識の向上や訓練の実施等につながるようとする。 県は、市町村のハザードマップの作成に関し、技術的助言を行うとともに、<u>県内市町村のハザードマップを県ホームページに集約しリスク情報の充実を図る。</u></p> <p>3 迅速かつ適切な避難行動等の促進 さらに、「避難」は必ずしも指定避難所や指定緊急避難場所へ行くことを指すものではなく、場合によっては指定避難所等へ行くことがかえって危険となる場合もあることに留意する。県や市町村は、これを適切に住民へ周知するとともに、<u>近隣のより安全な建物等への緊急的避難や、屋内でもより安全な場所へ移動する安全確保措置も有効であることを平時から周知するよう努める。</u></p>	<p>第7 住民への周知及び啓発</p> <p>市町村は、円滑な避難が行われるよう住民に対し、広報誌、掲示板、パンフレット等により、地域の指定緊急避難場所や避難経路等を周知する。さらに、震度被害マップ等のハザードマップを作成し、地域の危険性についても周知する。その際、ハザードマップは安全な場所を示す「安全マップ」ではないことを理解してもらうようとする。 県は市町村のハザードマップの作成に関し、技術的助言を行うなどその支援に努める。</p>
23	水害	2	1	<p>第9 市町村における計画</p> <p>1 【警戒レベル3】避難準備・高齢者等避難開始、【警戒レベル4】避難勧告又は避難指示(緊急)、【警戒レベル5】災害発生情報を発令する基準及び伝達方法</p>	<p>第9 市町村における計画</p> <p>1 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示(緊急)を発令する基準及び伝達方法</p>
24	水害 地震	2	1	<p>第10 防災上重要な施設における計画【※地震編では第9】</p> <p>以下の施設の管理者は、次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、避難訓練等を行い、避難の万全を期する。<u>特に、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等内における避難確保計画の策定が義務づけられており(平成29年6月法改正)、該当施設の管理者や管轄市町村は、適切に避難確保計画の策定がなされるよう留意する。</u></p>	<p>第10 防災上重要な施設における計画【※地震編では第9】</p> <p>以下の施設の管理者は、次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、避難訓練等を行い、避難の万全を期する。</p>
25	水害 地震	2	1	<p>第11 住民自らが取り組むべきこと【※地震編では第10】</p> <p><u>住民は、自主防災組織を結成し、住民主体の避難訓練の実施や避難経路作成等により、地域全体の防災意識を向上させ、災害発生時の安全・確実な避難行動や住民間のお互いの避難の声かけを実現し、地域の避難体制の強化を図る。市町村は、住民の防災活動を全面的に推進、支援、協力を行う。県は市町村に対し必要な支援、助言を行う。</u></p>	<p>第11 住民自らが取り組むべきこと【※地震編では第10】 (新設)</p>
26	水害	2	2	<p>第2 指定避難所の指定</p> <p>1 指定基準 (略)</p> <p>(3) <u>洪水浸水想定区域や、土砂災害警戒区域等内にある建物は、原則として指定しないこととする。県は、市町村と連携し、特に土砂災害特別警戒区域内にある指定避難所については、安全な区域への移転等を前提とし、出来ない場合は、ハード対策による安全確保を検討する。</u> (略)</p>	<p>第2 指定避難所の指定</p> <p>1 指定基準 (略)</p> <p>(3) 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。 (略)</p>

No.	編	章	節	新	旧
27	水害	2	2	<p>第3 多様な施設の利用</p> <p>2 民間施設の利用</p> <p>市町村は、指定した避難所では避難者に対して収容人数が不足する場合に備えて、寺院やホテル、旅館等の民間施設の利用についても検討する。</p> <p><u>県は、要配慮者等に対し多様な避難場所を確保するため、奈良県旅館・ホテル生活衛生同業組合と締結した「災害時における宿泊施設の提供に関する協定」を踏まえ体制を整備する。</u></p>	<p>第3 多様な施設の利用</p> <p>2 民間施設の利用</p> <p>市町村は、指定した避難所では避難者に対して収容人数が不足する場合に備えて、寺院やホテル、旅館等の民間施設の利用についても検討する。</p>
28	水害	2	2	<p>第4 指定避難所の整備</p> <p>1 指定避難所に指定されている施設等の整備</p> <p>(1)トイレのバリアフリー化等</p> <p>市町村は、<u>要配慮者をはじめ誰もが健康を維持できる環境で避難生活を送れるよう、当該指定避難所におけるトイレのバリアフリー化等の整備を図るものとする。</u></p> <p>(2)耐震性の強化</p> <p>市町村は、当該指定避難所における耐震性、耐火性の確保に加え、非構造部材についても耐震対策を図るとともに、<u>耐震性がない、または耐震性が明らかでない施設については、代替施設を検討するものとする。</u></p>	<p>第4 指定避難所の整備</p> <p>1 指定避難所に指定されている施設等の整備</p> <p>(1)トイレのバリアフリー化等</p> <p>市町村は、高齢者、障害者等の良好な生活環境の確保のため、当該指定避難所におけるトイレのバリアフリー化等の整備を図るものとする。</p> <p>(2)耐震性の強化</p> <p>市町村は、当該指定避難所における耐震性、耐火性の確保に加え、非構造部材についても耐震対策を図るものとする。</p>
29	水害	2	2	<p>第4 指定避難所の整備</p> <p>2 設備の充実による避難施設としての機能強化</p> <p>(3)換気や空調、照明の設備</p> <p><u>(4)シャワールームやスロープ、多目的トイレ等、要配慮者等をはじめ誰にでも対応できるバリアフリー化された衛生設備</u></p> <p>(5)食料、飲料水、生活用品</p> <p>(6)マスクや手指消毒液</p> <p>(7)冷房・暖房器具</p> <p>(8)マッチ、プロパンガス、固形燃料等の燃料</p> <p>(9)簡易トイレ</p> <p>(10)パーティション</p> <p><u>(11)紙おむつ、口腔ケア用品等、要配慮者等をはじめ誰にでも対応できるその他物資の備蓄等</u></p> <p>3 <u>要配慮者や女性等</u>を考慮した避難施設・設備の整備</p>	<p>第4 指定避難所の整備</p> <p>2 設備の充実による避難施設としての機能強化</p> <p>(3)照明設備</p> <p>(4)食料、飲料水、生活用品</p> <p>(5)マスクや手指消毒液</p> <p>(6)暖房器具</p> <p>(7)マッチ、プロパンガス、固形燃料等の燃料</p> <p>(8)簡易トイレ</p> <p>(9)パーティション 等</p> <p>3 災害時要援護者や、女性、乳幼児等を考慮した避難施設・設備の整備</p>

No.	編	章	節	新	旧
30	水害 地震	2	2	<p>第6 避難所の運営</p> <p>1 避難所運営マニュアルの作成 【マニュアルの主な記載内容】5. 要配慮者への対応</p> <p>2 避難所としての学校施設利用計画の策定 <u>市町村は指定避難所である学校施設について、地域住民の円滑な誘導や避難所となる学校施設の効果的な活用のため、学校と連携し学校施設利用の策定に努める。また、作成した計画は避難所運営マニュアルとも調整し、マニュアル内へ位置づけるよう務める。</u></p> <p>3 住民等による自主運営に向けた運営体制の周知 (略)</p> <p>4 避難所開設・運営訓練の実施 (略)</p> <p>5 女性等の多様な視点の取り入れ、プライバシーの確保 <u>市町村は、住民主体の避難所運営組織と連携し、避難所の設営や運営において、女性をはじめとする多様な視点を幅広く取り入れて、誰もが最低限健康を維持できる環境づくりを目的とし、設備面の改善や住民への意識啓発等の対応を進めるものとする。県は住民への啓発や市町村への支援、助言を行う。</u> <u>県、市町村は、全ての避難者が安心して過ごせるよう、避難所におけるプライバシーの確保のため、間仕切りカーテン等を確保する。また、警察と連携し、盗難や性暴力等の犯罪抑止対策に努める。</u></p>	<p>第6 避難所の運営</p> <p>1 避難所運営マニュアルの作成 【マニュアルの主な記載内容】5. 災害時要援護者への対応 (新設)</p> <p>2 住民等による自主運営に向けた運営体制の周知 (略)</p> <p>3 避難所開設・運営訓練の実施 (略)</p>
31	水害 地震	2	2	<p>第9 住民自らが取り組むべきこと</p> <p><u>住民は、いつ災害が起きても対応できるよう、施設管理者、周辺事業所なども含めて、避難所運営組織を編成して避難所運営に係わる事項を協議するなど、事前対策に努める。市町村は、住民の活動を全面的に推進、支援、協力を行う。県は市町村に対し必要な支援、助言を行う。</u></p>	<p>第9 住民自らが取り組むべきこと (新設)</p>
32	水害 地震	2	3	※節を新設等のため省略	-
33	水害 地震	2	4	<p>(前文)</p> <p>要配慮者とは、災害時に特に配慮を必要とする者であり、一般的には、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、傷病者、内部障害者、難病患者、外国人等があげられる。中でも、災害時に自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者は「避難行動要支援者」とされ、その名簿作成が義務づけられている。</p> <p>平成28年4月1日に施行した「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例(以下、「条例」という。)」において、本人の性別、年齢及び障害の状態に応じて、合理的な配慮をするものと定めているように、要配慮者について個々の特性があり、その特性に応じた支援が必要である。県においては、条例の理念を踏まえて、すべての要配慮者に向けて安全・安心の確保への取組に努めることとする。</p> <p>併せて、平時には支援が必要でなくとも、避難者等が被災による負傷や長期間の避難生活等により要配慮者になりうる点にも留意が必要である。</p> <p>さらに、県は、条例や「災害時要援護者避難支援のための手引き」等を踏まえ、市町村が地域住民や自主防災組織と協力ながら行う要配慮者支援の体制整備を支援していく。</p>	<p>(前文)</p> <p>災害時要援護者とは災害時に特別な援護を必要とする者であり、一般的には、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、外国人等があげられる。中でも、災害時に自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者は「避難行動要支援者」とされ、その名簿作成が義務づけられた。</p> <p>平成28年4月1日に施行した「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例(以下、「条例」という。)」において、本人の性別、年齢及び障害の状態に応じて、合理的な配慮をするものと定めているように、災害時要援護者について個々の特性があり、その特性に応じた支援が必要である。県においては、条例の理念を踏まえて、すべての災害時要援護者に向けて安全・安心の確保への取組に努めることとする。</p> <p>併せて、平常時には支援が必要でなくとも、避難者等が被災による負傷や長期間の避難生活等により災害時要援護者になりうる点にも留意が必要である。</p> <p>さらに、県は、条例や「奈良県災害時要援護者支援ガイドライン」等を踏まえ、市町村が地域住民や自主防災組織と協力ながら行う災害時要援護者支援の体制整備を支援していく。</p>
34	水害 地震	2	4	<p>第1 市町村地域防災計画への規定及び全体計画の策定</p> <p>6 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮</p>	<p>第1 市町村地域防災計画への規定及び全体計画の策定</p> <p>6 災害時要援護者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮</p>

No.	編	章	節	新	旧
35	水害 地震	2	4	<p>第3 個別計画の作成 災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、全体計画に加え、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平時から、一人ひとりの状況をふまえた個別計画の作成を進めることが必要である。市町村は、地域の特性や事情を踏まえつつ、避難行動要支援者本人や自主防災組織等の実際に避難支援に携わる関係者とともに、避難支援者、避難所、避難方法など具体的な打合せを行いながら、個別計画を作成する。そして、個別計画は、避難行動要支援者本人、その家族、避難所及び市町村の必要最小限の関係部署のほか避難支援者など避難行動要支援者本人が同意した者に配布する。また、その際には、誓約書等の提出により守秘義務を確保するほか、情報管理上の責任を明確にし、情報の管理方法を確立するよう求める必要がある。なお、個別計画内容に変更が生じた場合は速やかな更新が必要である。県は、避難行動要支援者名簿の作成・更新に合わせて、平時から個別計画を作成するよう市町村に促していく。</p>	<p>第3 個別支援計画の作成 災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、全体計画に加え、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から、災害時要支援者の一人ひとりの状況をふまえた個別支援計画の作成を進めることが必要である。市町村は、地域の特性や事情を踏まえつつ、避難行動要支援者本人と、避難支援者、避難所、避難方法など具体的な打合せを行いながら、個別支援計画を作成する。そして、個別支援計画は、避難行動要支援者本人、その家族、避難所及び市役所・町村役場の必要最小限の関係部署のほか避難支援者など避難行動要支援者本人が同意した者に配布する。また、その際には、誓約書等の提出により守秘義務を確保するほか、情報管理上の責任を明確にし、情報の管理方法を確立するよう求める必要がある。なお、個別支援計画内容に変更が生じた場合は速やかな更新が必要である。県は、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から個別支援計画を作成するよう市町村に促していく。</p>
36	水害 地震	2	4	<p>第4 地域における支援体制のネットワークづくり 市町村は、事前に把握した避難行動要支援者の情報をもとに、安否確認や避難誘導、避難所での支援を円滑に実施するため、自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者等と連携を図り、必要な支援体制の整備に努める。</p>	<p>第4 地域における支援体制のネットワークづくり 市町村は、事前に把握した災害時要援護者の情報をもとに、安否確認や避難誘導、避難所での支援を円滑に実施するため、自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者等と連携を図り、必要な支援体制の整備に努める。</p>
37	水害 地震	2	4	<p>第5 奈良県災害派遣福祉チーム(奈良DWAT)の整備 令和元年度11月1日より、奈良県災害派遣福祉チーム(奈良DWAT)を整備。災害時に避難所等に福祉専門職のチームを派遣し、要配慮者に対し適切な福祉支援を行うことにより二次被害防止を図る。被災された都道府県や県内市町村からの派遣要請があれば、避難所等に派遣する。</p>	(新設)
38	水害 地震	2	4	<p>第6 避難所における対策 1 福祉避難所の整備 一般の避難所は階段や段差が多いこと、障害者用のトイレがないことなど、必ずしも要配慮者に配慮したものになっていない場合が多く、また常時介護が必要な者にとっては、一般の避難所での生活は困難を強いられることが考えられる。このため、福祉避難所については、要配慮者が円滑に利用できるようバリアフリー化された施設を選定するものとする。 また、市町村は、要配慮者が必要な生活支援や相談が受けられるなど、安心して生活できる体制が整えられ、滞在するために必要な居室が確保された社会福祉施設や旅館・ホテル等を福祉避難所として指定する必要がある。平時において、あらかじめ受入可能人数や受入条件等を明確にして、施設側と協定を結んでおくことが求められる。 なお、国の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等も参照し、福祉避難所の量的確保にも努めるとともに、その際に、耐震化、要配慮者に配慮したバリアフリー化や要配慮者が使うことが想定される物資(紙おむつ、ストーマ用装具、粉ミルク等)の備蓄を行う。県は、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」など、福祉避難所に関する情報を市町村に周知を行っていくとともに、避難者の受入訓練についても、関係課と連携して進めるよう市町村に促していく。(略) 2 指定避難所における外国人対策 外国人が安心して避難所で過ごすことができるよう、災害に関する情報や食料・トイレ等避難生活に関する基本的な情報について、多言語や「やさしい日本語」に対応した例文やピクトグラムによる案内板をあらかじめ作成し、避難所運営マニュアル等に記載する。 災害時に外国人が迅速に避難できるよう、県及び市町村は、日頃から防災パンフレットやホームページ、SNSを活用し、多言語や「やさしい日本語」により、指定避難所の周知に努める。</p>	<p>第5 福祉避難所の整備 一般の避難所は階段や段差が多いこと、障害者用のトイレがないことなど、必ずしも災害時要援護者に配慮したものになっていない場合が多く、また常時介護が必要な者にとっては、一般の避難所での生活は困難を強いられることが考えられる。このため、福祉避難所については、バリアフリー化等されたトイレのある施設を選定するものとする。 また、市町村は、必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制が整えられた社会福祉施設や旅館・ホテル等を、受入可能人数や受入条件等を明確にして、様々な目的に応じた臨時的な福祉避難所として施設側と事前協定を結んでおくことが求められる。 なお、国の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等も参照し、福祉避難所の量的確保にも努めるとともに、その際に、耐震化、災害時要援護者に配慮したバリアフリー化や災害時要援護者が使うことが想定される物資(紙おむつ、ストーマ用装具、粉ミルク等)の備蓄を行う。県は、福祉避難所の確保・運営ガイドラインなど、福祉避難所に関する情報を市町村に周知を行っていくとともに、避難者の受入訓練についても、関係課と連携して進めるよう市町村に促していく。</p>

No.	編 章 節	新	旧
39	水害 地震	2 4	4
		<p>第7 情報伝達手段の整備 1 様々な情報伝達手段の整備 過去の災害においては、特に要配慮者には災害時に情報が伝達されにくかったという状況があったため、災害用伝言ダイヤル「171」、携帯電話による災害用伝言板サービスの活用を図るほか、情報提供の方法について、点字、録音、文字情報等の工夫を図ることが求められる。</p> <p>また、日頃から、要配慮者自身に緊急時に情報を知らせてもらえる人、安否を確認してくれる人など、情報を得る手段を確保しておくよう周知しておくことが大切であるとともに、平時から要配慮者に関わりのある当事者団体や介護保険事業者等のネットワーク等の活用を含め、多様な伝達ルートを確認しておくことが望まれる。</p> <p>さらに日本語理解が充分でない外国人については、情報弱者になりやすいため、災害情報の提供については出来るだけ多言語で行うなど、日頃から通訳者の確保に努めておくことが理想である。しかし、短時間に情報を多言語に翻訳して情報提供するのが困難な場合には、「ピクトグラム(図記号)」や「やさしい日本語」で伝える方法もある。</p> <p>2 外国人に対する情報提供 外国人には日本語が十分には理解できない方や災害に不慣れな方が多いため、県及び市町村は、日頃から多言語や「やさしい日本語」による、防災パンフレットの作成・配布や、ホームページ、SNS等での情報発信等を行い、災害に関する知識や、災害時に取るべき行動などの防災啓発に努める。</p> <p>外国人は、災害時に情報弱者になりやすいため、県及び市町村は、多言語や「やさしい日本語」によるホームページ、SNS、等の様々な情報伝達手段を確保する。また、災害時に災害情報の通訳や翻訳の活動を行うことができるボランティア等の確保及び養成に努める。</p> <p>また、県及び市町村は、NPOや民間機関などの協力を得て、連携しながら情報伝達を行う。</p>	<p>第6 情報伝達手段の整備 過去の災害においては、災害時要援護者には災害時に情報がなかなか伝達されなかったという状況があったため、災害用伝言ダイヤル「171」、携帯電話による災害用伝言板サービスの活用を図るほか、情報提供の方法について、点字、録音、文字情報等の工夫を図ることが求められる。</p> <p>また、日頃から、災害時要援護者自身に緊急時に情報を知らせてもらえる人、安否を確認してくれる人など、情報を得る手段を確保しておくよう周知しておくことが大切であるとともに、平時から災害時要援護者に関わりのある当事者団体や介護保険事業者等のネットワーク等の活用を含め、多様な伝達ルートを確認しておくことが望まれる。</p> <p>さらに日本語理解が充分でない外国人については、情報弱者になりやすいため、災害情報の提供については出来るだけ多言語で行うなど、日頃から通訳者の確保に努めておくことが理想である。しかし、短時間に情報を多言語に翻訳して情報提供するのが困難な場合には、「ピクトグラム(図記号)」や「やさしい日本語」で伝える方法もある。</p>
40	水害 地震	2 4	4
		<p>第8 防災訓練、教育の実施 地域住民に対し、要配慮者等の支援に関する知識や情報を周知するためには、地域住民、防災市民組織、地元の警察・消防・医療機関・障害者団体(又は関係団体)等と要配慮者が合同で、実際に救出訓練や避難訓練を行い、防災訓練を体験する場を提供することが求められる。また、防災訓練には要配慮者等の参加を呼びかけるとともに、専門家・支援団体・当事者本人を講師にして、障害の特性に応じた支援方法を住民が習得するように取り組むことも大切である。</p> <p>さらに、可能であれば、地域の社会福祉施設等が行う防災訓練に地域住民や自主防災組織等が参加したり、災害時の相互応援協定を締結するなど、地域での協力体制づくりを進めることも望まれる。県は、市町村に防災訓練における避難者受け入れ訓練や教育に関する情報を周知するとともに、関係者と協力連携して進めるよう促していく。</p>	<p>第7 防災訓練、教育の実施 地域住民に対し、災害時要援護者の支援に関する知識や情報を周知するためには、地域住民、防災市民組織、地元の警察・消防・医療機関・障害者団体(又は関係団体)等と災害時要援護者が合同で、実際に救出訓練や避難訓練を行い、防災訓練を体験する場を提供することが求められる。また、防災訓練には災害時要援護者の参加を呼びかけるとともに、専門家・支援団体・当事者本人を講師にして、障害の特性に応じた支援方法を住民が習得するように取り組むことも大切である。</p> <p>さらに、可能であれば、地域の社会福祉施設等が行う防災訓練に地域住民や自主防災組織等が参加したり、災害時の相互応援協定を締結するなど、地域での協力体制づくりを進めることも望まれる。県は、市町村に防災訓練における避難者受け入れ訓練や教育に関する情報を周知するとともに、関係者と協力連携して進めるよう促していく。</p>
41	水害 地震	2 4	4
		<p>第9 要配慮者等向け生活用品・食料等の準備 市町村において備蓄物資を検討する場合、食料品については、最近の食生活の向上と保存食の多様化を踏まえ、乾パンなど画一的なものにならないよう、要配慮者等に配慮した食料品の現物備蓄を検討する必要がある。</p> <p>また、特に外国人などで、宗教上あるいは嗜好上の理由で食べられないもの、食べることを好まないものがある場合を想定し、備蓄する食料に配慮する。</p> <p>現物備蓄が困難な場合は、民間企業等との間に協定を結ぶなどにより、調達体制の整備を図るとともに、紙おむつやストーマ用装具、歯ブラシや歯磨剤等の口腔ケア用品など要配慮者をはじめとする全ての避難者に必要な生活用品等についても確保を図る。</p> <p>但し、アレルギー対応食や常備薬などの特殊ニーズについては、要配慮者にできるだけ自分で用意するように求めることも必要である。なお、大災害時には輸送ルートの遮断等により、物資がすぐに届かない恐れがある点にも留意が必要である。</p>	<p>第8 災害時要援護者向け生活用品・食料等の準備 市町村において備蓄物資を検討する場合、食料品については、最近の食生活の向上と保存食の多様化を踏まえ、乾パンなど画一的なものにならないよう、災害時要援護者に配慮した食料品の現物備蓄を検討する必要がある。</p> <p>現物備蓄が困難な場合は、民間企業等との間に協定を結ぶなどにより、調達体制の整備を図るとともに、紙おむつやストーマ用装具、歯ブラシや歯磨剤等の口腔ケア用品など災害時要援護者に必要な生活用品等についても確保を図る。</p> <p>但し、アレルギー対応食や常備薬などの特殊ニーズについては、要援護者にできるだけ自分で用意するように求めることも必要である。なお、大災害時には輸送ルートの遮断等により、物資がすぐに届かない恐れがある点にも留意が必要である。</p>

No.	編	章	節	新	旧
42	水害 地震	2	6	第1 学校における防災教育 2 防災教育の内容 (7) <u>ハザードマップ等の</u> 災害に関する情報の活用や災害に対する備えについての理解 (8) 地域の防災活動や災害時の支援活動への理解と積極的な参加・協力	第1 学校における防災教育 2 防災教育の内容 (7) 災害に関する情報の活用や災害に対する備えについての理解 (8) 地域の防災活動の理解と積極的な参加・協力
43	水害 地震	2	6	第2 県民に対する防災知識の普及 2 普及の方法 (6) <u>災害リスクの現地表示</u> (7) <u>避難訓練(特に水害・土砂災害等のリスクがある学校) 等</u>	第2 県民に対する防災知識の普及 2 普及の方法 (新設)
44	地震	2	7	第2 県・市町村が実施する訓練 1 市町村 (1) 防災総合訓練 各防災関係機関が連携し、非常時に迅速・的確に活動できる体制づくりのため、県民(自主防災組織等)、国、県、市町村、消防、警察、自衛隊、学校、医療関係者、ライフライン事業者、建設事業者、通信事業者、ボランティア等が参加する防災総合訓練を実施する。 <u>地域住民や事業者がコミュニケーションを図り、災害に備えた避難方法の検討や訓練、災害発生時の速やかな避難行動、避難後の避難所運営の手助けなど、自助・共助に基づく自発的な地区内の防災活動を推進するなど、住民の防災意識向上の取組に努める。</u>	第2 県・市町村が実施する訓練 1 市町村 (1) 防災総合訓練 各防災関係機関が連携し、非常時に迅速・的確に活動できる体制づくりのため、県民(自主防災組織等)、国、県、市町村、消防、警察、自衛隊、学校、医療関係者、ライフライン事業者、建設事業者、通信事業者、ボランティア等が参加する防災総合訓練を実施する。
45	水害 地震	2	7	第2 県・市町村が実施する訓練 1 市町村 (2) 各地域での防災訓練 「住民参加型」訓練では、 <u>特に「住民避難」に重点を置き、要配慮者の</u> 参加を含めた多くの住民の参加が得られるよう配慮し、以下のような訓練を実施する。 ① 安全な避難ルートの確認等のための避難訓練 (<u>要配慮者の</u> 避難支援訓練を含む) ② 避難所開設・運営訓練 (<u>要配慮者の</u> 避難所でのニーズや、被災時の男女のニーズの違い等に配慮)	第2 県・市町村が実施する訓練 1 市町村 (2) 各地域での防災訓練 「住民参加型」訓練では、災害時要援護者の参加を含めた多くの住民の参加が得られるよう配慮し、以下のような訓練を実施する。 ① 安全な避難ルートの確認等のための避難訓練 (災害時要援護者の避難支援訓練を含む) ② 避難所開設・運営訓練 (災害時要援護者の避難所でのニーズや、被災時の男女のニーズの違い等に配慮)
46	水害	2	7	第2 県・市町村が実施する訓練 2 県 (3) <u>地域内の誰もが、それぞれの場所で参加できる訓練</u> <u>県は、従前の訓練会場に参加者を集める方式だけでなく、事前登録した不特定多数の参加者が、訓練開始合図で一斉にそれぞれの場所で行う、自身の安全確保訓練を実施する。</u> (4) マニュアルに基づく研修・訓練 (5) その他	第2 県・市町村が実施する訓練 2 県 (3) マニュアルに基づく研修・訓練 (4) その他
47	地震	2	7	第2 県・市町村が実施する訓練 3 その他 県、市町村は、単独または共同して、災害対応の初動体制、情報収集体制、連絡体制の確立のため、非常参集訓練や、災害対策本部等を設置して行う災害対応図上訓練等を適宜実施し、職員等の災害対応能力の向上を図る。 <u>また、地震、水害、土砂災害、林野火災等、災害の種別ごとに、テーマを明確にした実践的な訓練を実施するよう努める。</u>	第2 県・市町村が実施する訓練 3 その他 県、市町村は、単独または共同して、災害対応の初動体制、情報収集体制、連絡体制の確立のため、非常参集訓練や、災害対策本部等を設置して行う災害対応図上訓練等を適宜実施し、職員等の災害対応能力の向上を図る。

No.	編	章	節	新	旧
48	水害 地震	2	8	第1 自主防災組織の活動 1 平常時の活動内容 (6) <u>要配慮者の把握</u> (例: <u>要配慮者</u> とそれを支援する人の名簿やマップの作成等)	第1 自主防災組織の活動 1 平常時の活動内容 (6) 災害時要援護者の把握 (例: 災害時要援護者とそれを支援する人の名簿やマップの作成等)
49	水害 地震	2	8	第3 育成強化対策 1 県の育成強化対策 県は、 <u>自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう</u> 、広域的な観点に立って、組織化及び活性化を支援するため、次の事業を推進する。 (3) 自主防災組織のリーダー養成のための <u>演習を含む</u> 研修会の実施 (6) <u>地域防災組織の結成、活性化を担う県職員、OBの選任及び支援</u> (7) 自主防災組織同士の連携の促進 (8) 自主防災組織向け印刷物やインターネット等を用いた情報発信、 <u>啓発物品の貸出</u> (9) 優良自主防災組織の表彰とその活動事例の紹介 (10) 損害補償制度など各種制度や支援策等の周知、活用促進 等	第3 育成強化対策 1 県の育成強化対策 県は、広域的な観点に立って、組織化及び活性化を支援するため、次の事業を推進する。 (3) 自主防災組織のリーダー養成のための研修会の実施 (6) 自主防災組織同士の連携の促進 (7) 自主防災組織向け印刷物やインターネット等を用いた情報発信、啓発物品の貸出 (8) 優良自主防災組織の表彰とその活動事例の紹介 (9) 損害補償制度など各種制度や支援策等の周知、活用促進 等
50	水害 地震	2	9	(略)また、被災後速やかに事業を再開できるよう、事業継続計画(BCP) <u>又は事業継続力強化計画</u> を策定する。	(略)また、被災後速やかに事業を再開できるよう、事業継続計画(BCP)を策定する。
51	水害 地震	2	9	第1 企業・事業所の役割 1 災害時に果たす役割 企業・事業所(以下、「事業所等」という。)は、災害時に果たすべき役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、 <u>自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。</u>	第1 企業・事業所の役割 1 災害時に果たす役割 企業・事業所(以下、「事業所等」という。)は、災害時に果たすべき役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、各事業所等において防災活動の推進に努める。
52	水害 地震	2	9	第1 企業・事業所の役割 2 平常時の対策 事業所等は、勤務時間外の連絡体制の整備、非常時体制の整備、 <u>損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保</u> 、建物の耐震化、機械設備等の転倒・落下防止対策、二次災害(爆発、火災、毒劇物の漏洩、エレベーター内への閉じ込め等)の防止対策等を講じておくこととする。 また、(略)平常時からの防災体制の構築に努めるとともに、 <u>従業員の防災意識の高揚、取組の評価などによる企業防災力の向上</u> に努めるものとする。 さらに、事業所等は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP) <u>又は事業継続力強化計画</u> を策定・運用するよう努めるものとする。	第1 企業・事業所の役割 2 平常時の対策 事業所等は、勤務時間外の連絡体制の整備、非常時体制の整備、建物の耐震化、機械設備等の転倒・落下防止対策、二次災害(爆発、火災、毒劇物の漏洩、エレベーター内への閉じ込め等)の防止対策等を講じておくこととする。 また、(略)平常時からの防災体制の構築に努めるものとする。 さらに、事業所等は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定・運用するよう努めるものとする。
53	水害 地震	2	9	<u>【事業継続力強化計画】</u> <u>中小企業・小規模事業者が、自然災害等による事業活動への影響を軽減することを目指し、事業活動の継続に向けた取組を計画するもの。経済産業大臣による事業継続力強化計画認定制度が設けられ、認定を受けた中小企業・小規模事業者に対する税制優遇などの支援策を実施。</u>	(新設)

No.	編	章	節	新	旧
54	水害 地震	2	9	<p>第1 企業・事業所の役割 2 平常時の対策 また、事業継続計画(BCP)等を策定した事業所等は、定期的に内容の点検を行い、見直しを行う。なお、対策の実施にあたっては、事業継続計画(BCP)等の策定だけでなく、被災従業員への支援も含む防災計画を作成することが望ましい。</p>	<p>第1 企業・事業所の役割 2 平常時の対策 また、事業継続計画(BCP)を策定した事業所等は、定期的に内容の点検を行い、見直しを行う。なお、対策の実施にあたっては、事業継続計画の策定だけでなく、被災従業員への支援も含む防災計画を作成することが望ましい。</p>
55	水害 地震	2	9	<p>第2 県の役割 地域経済への影響を最小限にとどめるため、事業所等が被災後、速やかに事業を再開できるよう事業継続計画(BCP)等の策定に必要な情報提供を行うなど、</p>	<p>第2 県の役割 地域経済への影響を最小限にとどめるため、事業所等が被災後、速やかに事業を再開できるよう事業継続計画(BCP)策定に必要な情報提供を行うなど、</p>
56	水害 地震	2	9	<p>第3 市町村の役割 地域経済への影響を最小限にとどめるため、事業所等が被災後、速やかに事業を再開できるよう事業継続計画(BCP)等の策定に必要な情報提供を行うなど、危機管理体制の整備が図られるよう普及啓発活動等を行う。 <u>さらに、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、商工会・商工会議所と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。</u></p>	<p>第3 市町村の役割 地域経済への影響を最小限にとどめるため、事業所等が被災後、速やかに事業を再開できるよう事業継続計画(BCP)策定に必要な情報提供を行うなど、危機管理体制の整備が図られるよう普及啓発活動等を行う。</p>
57	水害 地震	2	9	<p>第4 商工団体等の役割 事業継続計画(BCP)等の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により、会員・組合員等の防災力向上の推進に努める。 <u>さらに、商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、市町村と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。</u></p>	<p>第4 商工団体等の役割 事業継続計画(BCP)の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により、会員・組合員等の防災力向上の推進に努める。 また、会員・組合員等に対し、企業防災の重要性や事業継続計画の必要性について啓発するとともに、行政等の支援策等情報の会員・組合員等への周知に協力する。</p>
58	水害 地震	2	11	<p>(略)県及び市町村は、平時より県及び市町村の社会福祉協議会と協働して、<u>県内外のボランティア団体、NPO等の関係機関・関係団体との相互の連携を図り、支援のための環境を整備する。</u></p>	<p>(略)県及び市町村は、平時より奈良県及び市町村の社会福祉協議会等の関係機関団体と、相互の連携を図り、支援のための環境整備に努める。</p>
59	水害 地震	2	11	<p>第1 災害時におけるボランティア活動支援体制の整備 県及び市町村は、県及び市町村の社会福祉協議会、<u>ボランティア団体及びNPO等の関係機関・関係団体と連携・協働し、災害時におけるボランティア活動の支援を行うネットワークを構築・強化する。</u> また、県は、<u>県社会福祉協議会と協働して、大規模災害に備え、平時より、全国域で活動する中間支援組織(ボランティア団体、NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織)との連携体制強化を図る。</u></p>	<p>第1 災害時におけるボランティア活動支援体制の整備 県及び市町村は、県及び市町村社会福祉協議会等の関係機関・関係団体・ボランティアと連携して、災害時におけるボランティアの活動支援体制の整備を行うとともに、被災者(地)のニーズに即したボランティアの調整役となる災害ボランティアコーディネーターの養成や、ボランティア団体等が相互に連携し活動できるようネットワーク化を図る。 また、県は、大規模災害に備え、平時より他府県等災害支援団体との連携体制強化に努める。</p>
60	水害 地震	2	11	<p>第2 専門技術ボランティアの確保 県は、専門的知識、経験や資格をもつ専門技術ボランティアの情報を収集し、関係課・関係機関等と協議のうえ、積極的な登録を図る。</p>	<p>第2 専門技術ボランティアの確保 県は、県ボランティア・NPO活動情報システム等を活用し、専門的知識、経験や資格をもつ専門技術ボランティアの情報を収集し、関係課・関係機関等と協議のうえ、積極的な登録を図る。</p>

No.	編	章	節	新	旧
61	水害	2	11	<p>第3 災害時の活動への迅速な対応 県及び市町村は、県及び市町村の社会福祉協議会等と協働して、災害時に迅速・効果的に災害ボランティア活動が行われるよう、平時より県民に対し、研修や訓練等の実施により、災害ボランティア活動についての知識の習得機会を提供するとともに、ボランティア団体・NPO等の関係機関・関係団体等との連携強化を図る。 (具体的な取り組み) 1 災害ボランティア養成研修の実施 2 災害ボランティアコーディネーターの養成 3 ボランティアとの防災訓練の実施 4 奈良防災プラットフォーム連絡会との連絡調整</p>	<p>第3 災害時活動への迅速な対応 県及び市町村は、県及び市町村社会福祉協議会等と連携し、災害ボランティアコーディネーター・専門技術ボランティア等が、災害時に迅速・的確に活動できるよう、平常時から研修等への参加促進に努める。 また、県は、災害ボランティア関係機関・団体等との連携強化に努める。 (具体的な取り組み) 1 災害ボランティアコーディネーターの養成 2 ボランティアとの防災訓練の実施 3 奈良防災プラットフォーム連絡会との連絡調整</p>
62	地震	2	13	<p>第3 民間建築物の耐震性の確保 1 耐震性向上の普及・啓発 (略) また、民間団体等を構成員とする奈良県住宅・建築物耐震化等促進協議会を通じて耐震診断・耐震改修の円滑な促進を図るとともに、研修会に耐震技術者を派遣する等により耐震診断・耐震改修に関する情報提供に努める。</p>	<p>第3 民間建築物の耐震性の確保 1 耐震性向上の普及・啓発 (略) また、民間団体等を構成員とする奈良県住宅・建築物耐震化促進協議会を通じて耐震診断・耐震改修の円滑な促進を図るとともに、研修会に耐震技術者を派遣する等により耐震診断・耐震改修に関する情報提供に努める。</p>
63	地震	2	13	<p>第6 その他 1 ブロック塀・石塀等対策 県及び市町村は、ブロック塀等の倒壊による災害を未然に防止するために、ブロック塀の安全点検の実施について、普及・啓発を行う。また、都市防災上、通学路等を中心とした既存塀の改修も含め、ブロック塀等の耐震性向上の促進について、取り組み強化を図る。</p>	<p>第6 その他 1 ブロック塀・石塀等対策 県及び市町村は、ブロック塀等の倒壊による災害を未然に防止するために、都市防災上、通学路等を中心とした既存塀の改修も含め、ブロック塀等の耐震性向上の促進に努める。</p>
64	水害	2	13 14	<p>第1 道路施設等の耐久性の強化 道路管理者は、緊急輸送道路のネットワークとしての道路機能の確保を図るため、耐久性の強化を図る整備を計画的に推進する。そのため、橋梁、トンネル、舗装、法面・盛土・擁壁等、道路附属物の5分野を対象に、道路ストックの総点検を実施し、その結果に基づいて防災対策の強化を進める。強化にあたっては、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を積極的に活用する。</p>	<p>第1 道路施設等の耐久性の強化 道路管理者は、緊急輸送道路のネットワークとしての道路機能の確保を図るため、耐久性の強化を図る整備を計画的に推進する。そのため、橋梁、トンネル、舗装、法面・盛土・擁壁等、道路附属物の5分野を対象に、道路ストックの総点検を実施し、その結果に基づいて防災対策の強化を進める。</p>
65	水害	2	13 14	<p>第1 道路施設等の耐久性の強化 1 道路の整備 (略)緊急輸送道路や重要物流道路(代替・補完路含む)に指定された路線については、特に重点的に防災対策の強化が必要である。</p>	<p>第1 道路施設等の耐久性の強化 1 道路の整備 (略)緊急輸送道路に指定された路線については、特に重点的に防災対策の強化が必要である。</p>
66	水害	2	13 14	<p>第1 道路施設等の耐久性の強化 2 橋梁の整備 (1)事業中及び今後事業実施予定の箇所については、「道路橋示方書・同解説(平成29年改定 公益社団法人日本道路協会)」に基づき整備を進める。</p>	<p>第1 道路施設等の耐久性の強化 2 橋梁の整備 (1)事業中及び今後事業実施予定の箇所については、「道路橋示方書・同解説(平成24年改訂 公益社団法人日本道路協会)」に基づき整備を進める。</p>
67	水害	2	13 14	<p>(削除)</p>	<p>第5 第二阪奈有料道路の災害予防対策 道路管理者である奈良県道路公社において道路災害予防計画に示した諸整備を進め、災害の発生を未然に防止するとともに、あらゆる災害に対し速やかに対処できる体制の整備を図る。</p>

No.	編	章	節	新	旧
68	水害	地震	2 14 15	<p>第2 緊急輸送道路の整備</p> <p>1 緊急輸送道路の整備方針</p> <p>緊急輸送道路は、発災後のネットワークとしての道路機能の確保を図るため、耐震性の強化を図る整備を計画的に推進する。このため、当面は第五次地震防災緊急事業五箇年計画(平成28年度～平成32年度)により整備計画を定め、逐次整備を進める。</p> <p><u>また、国が策定した「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を積極的に活用し、緊急性や実現性を踏まえ整備を推進する。</u></p>	<p>第2 緊急輸送道路の整備</p> <p>1 緊急輸送道路の整備方針</p> <p>緊急輸送道路は、発災後のネットワークとしての道路機能の確保を図るため、耐震性の強化を図る整備を計画的に推進する。このため、当面は第五次地震防災緊急事業五箇年計画(平成28年度～平成32年度)により整備計画を定め、逐次整備を進める。</p>
69	水害		2 14	<p>第3 緊急通行車両等の事前届出</p> <p>2 公安委員会の緊急通行車両等事前届出済書の交付 (詳細については、「第3章第21節 災害警備、交通規制計画」参照)</p>	<p>第3 緊急通行車両等の事前届出</p> <p>2 公安委員会の緊急通行車両等事前届出済書の交付 (詳細については、「第3章第20節 災害警備、交通規制計画」参照)</p>
70	水害	地震	2 15 16	<p>第4 電信電話施設</p> <p>2 <u>株式会社ドコモCS関西</u>(携帯電話)</p> <p><u>株式会社ドコモCS関西</u>はNTTグループで「防災業務計画」を定めており、以下のとおり実施します。</p>	<p>第4 電信電話施設</p> <p>2 株式会社NTTドコモ(携帯電話)</p> <p>株式会社NTTドコモはNTTグループで「防災業務計画」を定めており、以下のとおり実施します。</p>
71	水害		2 16	<p>第1 危険物施設</p> <p>1 県、消防機関が実施する対策</p> <p>(3)関係機関は、危険物施設の設置又は変更の許可にあたって、<u>水害等</u>による影響を十分考慮した位置及び構造とするよう指導する。</p> <p>(4)関係機関は、既設の危険物施設について、施設の管理者に対し<u>水害等</u>発生時の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じ改修、改造、移転等の指導、助言を行う。</p>	<p>第1 危険物施設</p> <p>1 県、消防機関が実施する対策</p> <p>(3)関係機関は、危険物施設の設置又は変更の許可にあたって、地震による影響を十分考慮した位置及び構造とするよう指導する。</p> <p>(4)関係機関は、既設の危険物施設について、施設の管理者に対し地震発生時の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じ改修、改造、移転等の指導、助言を行い、耐震性の向上を図る。</p>
72	水害		2 16	<p>第3 火薬類施設</p> <p>1 県が実施する施策</p> <p>(3)火薬類消費関係</p> <p>② 工所用現場火薬庫等については、万一の爆発災害を考慮し、村落、人家、道路等からの保安距離を確保することはもちろんのこと、二次的災害の原因となる盗難予防についても十分な措置をとらせる。<u>特に水害による火薬類流出を防ぐため、火薬庫設置場所に留意し、台風接近時等には火薬類を安全な位置に移動させるなど必要な対策を実施させる。</u> (略)</p>	<p>第3 火薬類施設</p> <p>1 県が実施する施策</p> <p>(3)火薬類消費関係</p> <p>② 工所用現場火薬庫等については、万一の爆発災害を考慮し、村落、人家、道路等からの保安距離を確保することはもちろんのこと、二次的災害の原因となる盗難予防についても十分な措置をとらせる。(略)</p>
73	地震		2 16	<p>第6 鉄道</p> <p>1 西日本旅客鉄道株式会社</p> <p>(1)実施計画</p> <p>②施設・設備の耐震性の確保</p> <p>国土交通省の<u>通達</u>に基づき、耐震構造への改良を計画的に実施する。</p>	<p>第6 鉄道</p> <p>1 西日本旅客鉄道株式会社</p> <p>(1)実施計画</p> <p>②施設・設備の耐震性の確保</p> <p>国土交通省の通達(近運技第81号平成13年6月12日および近運鉄技第66号平成23年8月3日等)に基づき、耐震構造への改良を計画的に実施する。</p>

No.	編	章	節	新	旧
74	地震	2	19	<p>第3 ため池の整備 2 計画方針 (1)ため池等防災対策推進事業の実施 ① ため池防災対策調査計画事業の実施 県は、堤体が決壊した場合、下流の家屋、公共施設等への被害が予想されるため池を「防災重点ため池」として指定し、これに位置付けられたため池について、堤体の安全性に対する耐震調査やハザードマップの作成等を進める市町村等に対して支援を行う。</p>	<p>第3 ため池の整備 2 計画方針 (1)ため池等防災対策推進事業の実施 ① ため池防災対策調査計画事業の実施 堤高10m以上または貯水量10万m3以上のため池のほか、堤体が決壊した場合、下流の家屋、公共施設等への被害が予想されるため池を「防災重点ため池」とし、これに位置付けられたため池について、堤体の安全性に対する耐震調査やハザードマップの作成等を進める市町村等に対して支援を行う。</p>
75	地震	2	19	<p>第3 ため池の整備 2 計画方針 (2)防災減災対策の啓蒙・普及活動の実施 ため池の破損、決壊による災害を未然に防止するため、市町村によりハザードマップの作成・公表・周知を行うとともに、管理者等に対して、日常の管理・点検実施の周知徹底や防災情報連絡体制、緊急連絡体制の整備等の指導を行う。</p>	<p>第3 ため池の整備 2 計画方針 (2)防災減災対策の啓蒙・普及活動の実施 ため池の破損、決壊による災害を未然に防止するため、管理者等に対して、日常の管理・点検実施の周知徹底や防災情報連絡体制の整備等の指導を行う。</p>
76	地震	2	20	<p>第3 消防力・消防水利等の整備 1 県は、消防施設強化促進法及び消防防災設備整備費補助金交付要綱に基づく消防防災施設整備費補助事業等の補助制度の活用を促すとともに、人員の確保についての対策を推進する。</p>	<p>第3 消防力・消防水利等の整備 1 県は、消防設備強化促進法及び消防防災設備整備費補助金交付要綱に基づく消防防災施設整備費補助事業及び市町村消防設備整備費補助事業等の助成制度の活用を促すとともに、人員の確保についての対策を推進する。</p>
77	水害	2	17	<p>第1 県の活動体制 県は、県域における総合的な防災対策を推進するため、平常時から防災に係る組織体制等の整備、充実を図る。 万一災害対策本部室が被災した場合は、県内の被災状況を把握した上で使用可能な施設の状況に応じて第2の災害対策本部を設置する。 1 県庁舎等の機能強化 災害応急対策活動に使用する県庁舎等の県有施設については、耐震化を早急に進め、設備、備品等の転倒・落下防止対策を早急に講じる。また、非常用電源の整備や機器類の充実等、災害対応機能の強化を図る。</p>	<p>第1 県の活動体制 県は、県域における総合的な防災対策を推進するため、平常時から防災に係る組織体制等の整備、充実を図る。 1 県庁舎等の機能強化 災害応急対策活動に使用する県庁舎等の県有施設については、耐震化を早急に進め、設備、備品等の転倒・落下防止対策を早急に講じる。また、非常用電源の整備や機器類の充実等、災害対応機能の強化を図る。 あわせて、県庁舎が被災した場合に備えて、第2災害対策本部の設置について検討する。</p>
78	地震	2	22	<p>第1 県の活動体制 県は、県域における総合的な防災対策を推進するため、平常時から防災に係る組織体制等の整備、充実を図る。 万一災害対策本部室が被災した場合は、県内の被災状況を把握した上で使用可能な施設の状況に応じて第2の災害対策本部を設置する。</p>	<p>第1 県の活動体制 県は、県域における総合的な防災対策を推進するため、平常時から防災に係る組織体制等の整備、充実を図る。 あわせて、県庁舎が被災した場合に備えて、第2災害対策本部の設置について検討する。</p>

No.	編	章	節	新	旧
79	水害 地震	2	17 22	<p>第1 県の活動体制</p> <p>3 防災拠点</p> <p>県は、大規模災害時において救出救護、復旧活動の拠点となる防災拠点の機能整理、求められる機能に対応する現状施設の位置づけを行う。</p> <p>(1) 防災拠点</p> <p>災害応急活動に従事する防災機関のための活動拠点で、以下のいずれかの施設</p> <p>① 進出拠点 応援部隊が被災地に進出するための目標とする拠点(一次的に集結する場所を含む)。</p> <p>② 救助活動拠点 被災地において部隊の指揮、宿営、燃料補給等を行う拠点</p> <p>③ 物資輸送拠点 支援物資を受け入れ、これを被災地に送り出す拠点</p> <p>④ 航空搬送拠点 航空機による医療搬送や物資の受け入れ等が可能な拠点</p> <p>※ 災害対応拠点 県内で災害対応を実施する拠点(県庁、市町村役場、消防署、警察署、病院 など)</p> <p>(2) 広域防災拠点</p> <p>全国の防災機関から災害応急活動に係る応援を受けるために、アクセス性に加え、一定の敷地面積を有する施設</p> <p>県は、広域防災拠点を予め指定するとともに、関係機関相互の応援が円滑に行えるよう警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、物資輸送等の救援活動拠点としての環境整備を進めるものとする。</p> <p>現行の広域防災拠点は、当面以下の4施設を指定するが、インターチェンジとの近接性、耐震性等課題があるため、今後、他の県有施設(中町道の駅等)、国有または市町村有施設のうち、活動拠点となり得る施設の指定について、国、市町村の協力を得て、積極的に検討を進める。</p> <p>広域防災拠点指定施設</p> <p>(1) 県営競輪場</p> <p>(2) 第二浄化センター</p> <p>(3) 消防学校</p> <p>(4) 吉野川浄化センター</p>	<p>第1 県の活動体制</p> <p>3 広域防災拠点の指定と整備</p> <p>県は、大規模災害時において救出救護、復旧活動の拠点となる広域防災拠点を予め指定するとともに、関係機関相互の応援が円滑に行えるよう警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、物資輸送等の救援活動拠点としての環境整備に努めるものとする。</p> <p>広域防災拠点は被災地外から被災地への人員や物資の集積、配送の拠点であるため、広域的な交通上の利便の良い場所を指定する。指定に当たっては、復旧のための人員や物資が到達できること、大型ヘリコプター(CH-47等)離着陸場(概ね100m四方)が敷地内または隣地に確保できることを基本とする。</p> <p>また、広域防災拠点の機能を補完するために民間業者との協定締結や隣地の利活用により充実を図る。</p> <p>広域防災拠点に求められる機能は、以下のとおりである。</p> <p>(1) 緊急物資等の備蓄</p> <p>(2) 地域内外からの物資の集積、配送拠点</p> <p>(3) 救援、復旧活動に当たる機関の駐屯拠点</p> <p>広域防災拠点は、当面以下の4施設を指定するが、他の県有、国有または市町村有施設のうち、活動拠点となり得る施設の指定について国、市町村の協力を得て、随時検討を進めていく。</p> <p>また、広域防災拠点となった施設には、緊急物資等の備蓄を推進し、自衛隊等が駐屯可能なよう、敷地内の整備を進めることとする。</p> <p>広域防災拠点指定施設</p> <p>(1) 県営競輪場</p> <p>(2) 第二浄化センター</p> <p>(3) 消防学校</p> <p>(4) 吉野川浄化センター</p>
80	水害 地震	2	17 22	<p>第1 県の活動体制</p> <p>3 防災拠点</p> <p>(3) 大規模広域防災拠点</p> <p>南海トラフ巨大地震などの大規模災害発生時に、県外からの支援を受けるとともに、紀伊半島全体の後方支援拠点としての機能を担う面からも、固定翼機の離発着が可能な滑走路等を備え、消防学校を併設した県の大規模広域防災拠点の整備を五條市において進める。</p> <p>併せて陸上自衛隊駐屯地の誘致活動を進める。</p>	<p>第1 県の活動体制</p> <p>3 広域防災拠点の指定と整備</p> <p>(略)</p> <p>更に、被災地支援の拠点となるヘリポートを併設した陸上自衛隊駐屯地の県南部(五條市)への誘致活動を進めるとともに、南海トラフ地震の対応基地として、また紀伊半島の支援の拠点として備蓄庫・ヘリポート等を備え、消防学校を併設した県の広域防災拠点の整備を図る。</p>
81	水害	2	17	<p>第2 市町村の活動体制</p> <p>市町村は、災害応急対策施設を備えた防災拠点、災害管理対策拠点(「第2章第14節 緊急輸送道路の整備計画」参照)等の整備に努めるとともに、住民が災害時に自ら防災活動を行いやすい環境整備に努める。</p>	<p>第2 市町村の活動体制</p> <p>市町村は、災害応急対策施設を備えた防災拠点、災害管理対策拠点(「第2章第13節 緊急輸送道路の整備計画」参照)等の整備に努めるとともに、住民が災害時に自ら防災活動を行いやすい環境整備に努める。</p>

No.	編	章	節	新	旧
82	水害 地震	2	17 22	<p>第4 大規模地震発生時における庁舎の機能継続 防災拠点等となる建築物(庁舎、指定避難所、病院等)については、大地震時の倒壊等の防止にとどまらず、大地震後も機能継続できるための高い性能を確保することを目標とする。</p> <p>1 新規に建物を設計及び建築する際は、大地震及び大地震により引き起こされる災害を想定し、可能な限り災害リスクの低い場所を選定するよう促す。</p> <p>2 非構造部材の耐震設計については、大地震時における人命の安全を確保するために、耐震性に余裕を持った設計及び確実な施工を行う。</p> <p>3 大地震の影響によるライフラインの寸断等の設備被害対策として、自家発電や非常用電源等の機能を確保するものとする。</p>	(新設)
83	地震	2	24	<p>第1 県の情報通信施設等 1 県防災行政通信ネットワーク設備 (1)現況 県は、県と市町村及び防災関係機関相互の災害時における迅速かつ的確な情報の伝達を確保するため、県防災行政通信ネットワークシステムの整備を行い、平成29年4月から運用している。県防災行政通信ネットワークは光高速大容量通信が可能となる光ケーブルによる大和路情報ハイウェイ等を利用した有線回線を主回線とし、衛星系回線を副回線とし、更にそのバックアップ回線として衛星携帯電話回線の3ルートを組み合わせている。</p>	<p>第1 県の情報通信施設等 1 県防災行政通信ネットワーク設備 (1)現況 県は、県と市町村及び防災関係機関相互の災害時における迅速かつ的確な情報の伝達を確保するため、県防災行政通信ネットワークシステムの整備を行い、平成29年4月から運用している。ネットワークは光高速大容量通信が可能となる光ケーブルによる大和路情報ハイウェイ等を利用した有線回線を主回線として、衛星系回線を副回線、更にそのバックアップ回線として衛星携帯電話回線の3ルートを組み合わせている。</p>
84	水害 地震	2	19 24	<p>第1 県の情報通信施設等 1 県防災行政通信ネットワーク設備 (1)現況 (略)衛星系回線は、一般財団法人自治体衛星通信機構(LASCOM)の地域衛星通信ネットワークにより、国や他の都道府県やその管内市町村等と通信が可能となっている。</p>	<p>第1 県の情報通信施設等 1 県防災行政通信ネットワーク設備 (1)現況 (略)衛星系回線は、一般財団法人自治体衛星通信機構(LASCOM)の地域衛星通信ネットワークにより、他の都道府県やその管内市町村等と通信が可能となっている。</p>
85	水害 地震	2	19 24	<p>第1 県の情報通信施設等 1 県防災行政通信ネットワーク設備 (2)災害予防計画 県、市町村及び防災関係機関は、県防災行政通信ネットワーク設備の円滑な運営及び管理を図るため、奈良県防災行政通信ネットワーク運営協議会を設置し、設備の保守を行い機能維持に努めるとともに、機器操作及び通信要領の習熟を目的に情報伝達訓練等を定期的に実施する。</p>	<p>第1 県の情報通信施設等 1 県防災行政通信ネットワーク設備 (2)災害予防計画 ① 県は各端末局の設備及び各機器について保守点検を行い、常に各機器を最良の状態に保持させるとともに、耐災性の向上に努める。 ② 県は機器操作及び通信要領の習熟を目的に、情報伝達訓練等を定期的実施する。</p>
86	水害 地震	2	19 24	<p>第2 市町村防災行政無線設備 1 現況 市町村が防災情報を収集し、また住民に対して防災情報を周知する為の手段に市町村防災行政無線等がある。平成31年3月末現在、市町村防災行政無線は、県内39市町村の内35市町村で整備済みであり、市町村防災行政無線を補完する全国瞬時警報システム(J-ALERT)や緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)は全市町村で整備済みである。</p>	<p>第2 市町村防災行政無線設備 1 現況 市町村が防災情報を収集し、また住民に対して防災情報を周知する為の手段に市町村防災行政無線等がある。平成28年3月現在、市町村防災行政無線は、県内39市町村の内37市町村で整備済みであり、市町村防災行政無線を補完する全国瞬時警報システム(J-ALERT)や緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)は全市町村で整備済みである。</p>
87	地震	2	24	<p>第4 放送施設 (略)適切な実施に向けて、放送設備の保守点検や災害訓練等を定期的実施する。</p>	<p>第4 放送施設 (略)適切な実施に向けて、災害訓練等を定期的実施する。</p>
88	水害 地震	2	19 24	<p>第9 Lアラート</p>	<p>第9 Lアラート(旧称:公共情報コモンズ)</p>

No.	編	章	節	新	旧
89	水害	地震	2 20 25	<p>第1 県、市町村、住民・自主防災組織の役割分担</p> <p>2 市町村 (略)</p> <p>市町村は、災害時には停電により生活に支障が出るとともに、被害状況を把握する方法がなくなることに備え、灯油やLPガス等を利用して発電できる機器の設置を検討しておく<u>とともに、集落が孤立した際の住民の食料や生活必需品の確保のため、食料、飲料水及び生活必需品の備蓄を行い、また住民に対して食料等の備蓄を呼びかける。</u></p>	<p>第1 県、市町村、住民・自主防災組織の役割分担</p> <p>2 市町村 (略)</p> <p>市町村は、災害時には停電により生活に支障が出るとともに、被害状況を把握する方法がなくなることに備え、灯油やLPガス等を利用して発電できる機器の設置を検討しておく。</p>
90	水害	地震	2 21 26	<p>第1 人的支援体制の整備</p> <p><u>4 被災市区町村への支援にあたっては、国(総務省)の被災市区町村応援職員確保システム(災害マネジメント総括支援員・災害マネジメント支援員等による支援を含む)を活用するなど、国や関西広域連合等との連携に基づき実施する。なお、県は、円滑かつ十分に支援を実施することができるよう、災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員の育成及び確保に努めるものとする。</u></p>	(新設)
91	水害	地震	2 21 26	<p>第3 広域防災体制の確立</p> <p>被災地支援の拠点となるヘリポートを併設した陸上自衛隊駐屯地の県南部(五條市)への誘致活動を進める。</p> <p>また、<u>南海トラフ巨大地震などの大規模災害発生時に、県外からの支援を受けるとともに、紀伊半島全体の後方支援拠点としての機能を担う面からも、固定翼機の離発着が可能な滑走路等を備え、消防学校を併設した県の大規模広域防災拠点の整備を五條市において進める。</u></p>	<p>第3 広域防災体制の確立</p> <p>被災地支援の拠点となるヘリポートを併設した陸上自衛隊駐屯地の県南部(五條市)への誘致活動を進める。</p> <p>また、南海トラフ地震の対応基地として、また紀伊半島の支援の拠点として備蓄庫・ヘリポート等を備え、消防学校を併設し、空路での大量の人員移動及び物資の輸送により、近隣県を迅速に支援できる県の大規模広域防災拠点の整備を図る。</p>
92	水害		2 21	<p>第4 ボランティア等の活動体制</p> <p>ボランティア等の活動については「第2章第11節 ボランティア活動支援環境整備計画」に基づく。</p>	<p>第4 ボランティア等の活動体制</p> <p>ボランティア等の活動については「第2章第10節 ボランティア活動支援環境整備計画」に基づく。</p>
93	水害	地震	2 22 27	<p>第1 防災関係機関の相互応援体制の整備</p> <p>1 市町村及び県は、災害時に迅速かつ適切な支援ができるよう、県と県内全市町村の間で締結した「災害時における奈良県市町村相互応援に関する協定書」により連携の強化を図り、全県的な相互応援体制を整備し、<u>実効性の確保に留意する。</u></p> <p><u>7 県及び市町村は、被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等の、民間事業者へ委託可能な災害対策に係る業務について、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結する。</u></p>	<p>第1 防災関係機関の相互応援体制の整備</p> <p>1 市町村及び県は、災害時に迅速かつ適切な支援ができるよう、県と県内全市町村の間で締結した「災害時における奈良県市町村相互応援に関する協定書」により連携の強化を図り、全県的な相互応援体制を整備する。</p> <p>7 (新設)</p>
94	水害	地震	2 22 27	<p>第2 応援受入体制の整備</p> <p><u>3 県は、災害時に応援職員の派遣要請を行うため、関西広域連合の枠組みによる応援や、「被災市区町村応援職員確保システム」に基づく応援等について、関西広域連合や全国知事会、総務省等の関係機関との連携体制の構築に努める。</u></p>	(新設)

No.	編	章	節	新	旧																																																																
95	水害 地震	2	23 28	<p>第1 保健医療活動体制の整備</p> <p>2 県</p> <p>(2) 県は、県医師会、県病院協会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会と災害時の保健医療活動についての協定を締結する。<u>また、災害時の保健医療活動に必要なその他の団体と協定の締結について検討する。</u></p> <p>(3) <u>災害時保健医療</u>活動を円滑に行うため、市町村、県医師会、地区医師会、県病院協会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、県精神科病院協会、日本赤十字社奈良県支部等の関係機関との連絡体制の整備を図る。</p> <p>(4) <u>県は、災害医療コーディネーター、透析災害医療コーディネーター、周産期災害医療コーディネーター等の設置等を含めた保健医療活動体制</u>の整備を行う。</p> <p>(7) 保健医療調整本部の体制整備及び充実に向け、定期的な体制の見直し及び医療政策局内の訓練を行う。</p> <p>3 県保健所</p> <p><u>(4) 県保健所は、管轄地域内における災害時保健医療活動を指揮調整するため、地域保健医療調整本部の体制整備及び充実</u>に努める。</p>	<p>第1 保健医療活動体制の整備</p> <p>2 県</p> <p>(2) 県は、県医師会、県病院協会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会と災害時の医療救護活動についての協定を締結する。</p> <p>(3) 医療救護活動を円滑に行うため、市町村、県医師会、地区医師会、県病院協会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、県精神科病院協会、日本赤十字社奈良県支部等の関係機関との連絡体制の整備を図る。</p> <p>(4) 保健医療活動体制の整備のため、災害医療コーディネーターの設置等を含めた体制整備を行う。</p> <p>(7) 保健医療調整本部の体制整備及び充実に向け、定期的な体制の見直し及び医療政策部内の訓練を行う。</p> <p>3 県保健所 (新設)</p>																																																																
96	水害 地震	2	23 28	<p>第1 保健医療活動体制の整備</p> <p>4 DMAT(災害派遣医療チーム)の整備</p> <p>(1) DMATは、災害発生直後の急性期(概ね48時間以内)に活動できる、機動性を持ち専門的訓練を受けた医療チームで、県内では<u>25</u>チーム編成されている。</p> <p>(2) 県は、「奈良県DMAT運用マニュアル」に基づき、迅速な派遣が図れるよう関係機関の情報共有・連絡体制の確立に努めるとともに、<u>DMATの更なる整備</u>を促進する。</p> <p>(3) 県は、<u>災害時にDMAT及び関係機関が円滑に連携できるように、災害医療コーディネーター等のコーディネーターも参加する</u>研修・訓練等を行うとともに、DMATの派遣及び受入れに関する体制を整備する。</p>	<p>第1 保健医療活動体制の整備</p> <p>4 DMAT(災害派遣医療チーム)の整備</p> <p>(1) DMATは、災害発生直後の急性期(概ね48時間以内)に活動できる、機動性を持ち専門的訓練を受けた医療チームで、県内では21チーム編成されている。</p> <p>(2) 県は、「奈良県DMAT運用マニュアル」に基づき、迅速な派遣が図れるよう関係機関の情報共有・連絡体制の確立に努めるとともに、全ての DMAT指定病院におけるDMATの複数整備を促進する。</p> <p>(3) 県は、DMAT及び関係機関が連携した研修・訓練等を行うとともに、奈良県DMATコーディネーターを設置し、DMATの派遣及び受入れに関する体制を整備する。</p>																																																																
97	水害 地震	2	23 28	<p>第1 保健医療活動体制の整備</p> <p>5 災害拠点病院の整備</p> <p>(3) 県は、全ての災害拠点病院において、DMATの<u>更なる整備推進</u>、災害訓練の実施、ヘリポートの整備の促進を図る。また、被災後、早期に診療機能を回復できるよう業務継続計画の整備を図る。 (R1.11.1 現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>病院名</th> <th>DMAT整備数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基幹災害拠点病院</td> <td>県立医科大学附属病院</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">地域災害拠点病院</td> <td>奈良保健医療圏</td> <td>奈良県総合医療センター</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td></td> <td>市立奈良病院</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>東和保健医療圏</td> <td>済生会中和病院</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>西和保健医療圏</td> <td>近畿大学奈良病院</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>中和保健医療圏</td> <td>大和高田市立病院</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>南和保健医療圏</td> <td>南奈良総合医療センター</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">DMAT指定病院</td> <td>西和保健医療圏</td> <td>奈良県西和医療センター</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>東和保健医療圏</td> <td>宇陀市立病院</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>	区分	病院名	DMAT整備数	基幹災害拠点病院	県立医科大学附属病院	4	地域災害拠点病院	奈良保健医療圏	奈良県総合医療センター	5		市立奈良病院	3	東和保健医療圏	済生会中和病院	2	西和保健医療圏	近畿大学奈良病院	2	中和保健医療圏	大和高田市立病院	2	南和保健医療圏	南奈良総合医療センター	3	DMAT指定病院	西和保健医療圏	奈良県西和医療センター	2	東和保健医療圏	宇陀市立病院	2	<p>第1 保健医療活動体制の整備</p> <p>5 災害拠点病院の整備</p> <p>(3) 県は、全ての災害拠点病院において、DMATの複数保有、災害訓練の実施、ヘリポートの整備の促進を図る。また、被災後、早期に診療機能を回復できるよう業務継続計画の整備を図る。 (H29.7.1 現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>病院名</th> <th>DMAT整備数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基幹災害拠点病院</td> <td>県立医科大学附属病院</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">地域災害拠点病院</td> <td>奈良保健医療圏</td> <td>奈良県総合医療センター</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td></td> <td>市立奈良病院</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>東和保健医療圏</td> <td>済生会中和病院</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>西和保健医療圏</td> <td>近畿大学医学部奈良病院</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>中和保健医療圏</td> <td>大和高田市立病院</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>南和保健医療圏</td> <td>南奈良総合医療センター</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">DMAT指定病院</td> <td>西和保健医療圏</td> <td>奈良県西和医療センター</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>東和保健医療圏</td> <td>宇陀市立病院</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	区分	病院名	DMAT整備数	基幹災害拠点病院	県立医科大学附属病院	4	地域災害拠点病院	奈良保健医療圏	奈良県総合医療センター	4		市立奈良病院	2	東和保健医療圏	済生会中和病院	2	西和保健医療圏	近畿大学医学部奈良病院	2	中和保健医療圏	大和高田市立病院	2	南和保健医療圏	南奈良総合医療センター	2	DMAT指定病院	西和保健医療圏	奈良県西和医療センター	2	東和保健医療圏	宇陀市立病院	1
区分	病院名	DMAT整備数																																																																			
基幹災害拠点病院	県立医科大学附属病院	4																																																																			
地域災害拠点病院	奈良保健医療圏	奈良県総合医療センター	5																																																																		
		市立奈良病院	3																																																																		
	東和保健医療圏	済生会中和病院	2																																																																		
	西和保健医療圏	近畿大学奈良病院	2																																																																		
	中和保健医療圏	大和高田市立病院	2																																																																		
	南和保健医療圏	南奈良総合医療センター	3																																																																		
DMAT指定病院	西和保健医療圏	奈良県西和医療センター	2																																																																		
	東和保健医療圏	宇陀市立病院	2																																																																		
区分	病院名	DMAT整備数																																																																			
基幹災害拠点病院	県立医科大学附属病院	4																																																																			
地域災害拠点病院	奈良保健医療圏	奈良県総合医療センター	4																																																																		
		市立奈良病院	2																																																																		
	東和保健医療圏	済生会中和病院	2																																																																		
	西和保健医療圏	近畿大学医学部奈良病院	2																																																																		
	中和保健医療圏	大和高田市立病院	2																																																																		
	南和保健医療圏	南奈良総合医療センター	2																																																																		
DMAT指定病院	西和保健医療圏	奈良県西和医療センター	2																																																																		
	東和保健医療圏	宇陀市立病院	1																																																																		

No.	編	章	節	新	旧
98	水害 地震	2	23 28	<p>第2 災害時における連絡体制の構築</p> <p>1 広域災害救急医療情報システムの整備</p> <p>県は、災害時に迅速な対応が可能となるよう、病院の診療可否情報、受入可能患者数及びライフライン稼働状況等の情報を収集・提供するため、奈良県広域災害救急医療情報システムを整備するとともに、国の広域災害救急医療情報システム(EMIS:Emergency Medical Information System)を活用し、関係機関の連絡体制の構築を図る。</p>	<p>第2 災害時における連絡体制の構築</p> <p>1 広域災害救急医療情報システムの整備</p> <p>県は、災害時に迅速な対応が可能となるよう、病院の診療可否情報、受入可能患者数及びライフライン稼働状況等の情報を相互に収集・提供する奈良県広域災害救急医療情報システムを運用し、国の広域災害救急医療情報システム(EMIS:Emergency Medical Information System)とも連携している。</p>
99	水害 地震	2	23 28	<p>第3 広域医療体制の確立</p> <p>1 広域搬送体制の構築</p> <p>(1)被災地域外の災害拠点病院等の医療機関や、県外へ重傷患者を搬送するため、奈良県ドクターヘリの活用を図る。また、関西広域連合(大阪大学医学部附属病院)及び和歌山県(和歌山県立医科大学附属病院)、三重県のドクターヘリとの連携体制を強化するとともに、県防災ヘリの活用を図る。</p> <p>(2)県は、ドクターヘリにおける災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な航空搬送拠点の整備に努めるとともに、災害拠点病院において、被災地域からの傷病者の直接受入が可能なヘリポートの整備を促進する。</p>	<p>第3 広域医療体制の確立</p> <p>1 広域搬送体制の構築</p> <p>(1)被災地域外の災害拠点病院等の医療機関や、県外へ重傷患者を搬送するため、奈良県ドクターヘリの活用を図る。また、関西広域連合(大阪大学医学部附属病院)及び和歌山県(和歌山県立医科大学附属病院)、三重県のドクターヘリとの連携体制を確立するとともに、県防災ヘリの活用を図る。</p> <p>(2)災害拠点病院において、被災地域からの傷病者の直接受入が可能なヘリポートの整備を促進する。</p>
100	水害 地震	2	23 28	<p>第4 医薬品等の確保(協定、優先供給)</p>	<p>第4 医薬品等の確保(協定、優先供給)</p>
101	水害 地震	2	23 28	<p>第4 医薬品等の確保(協定、優先供給)</p> <p>2 災害時における医薬品等の確保・供給</p> <p>(2)医療機器・医療ガス、臨床検査薬等の確保</p> <p>発災後3日間に必要な医療機器、医療用ガス、臨床検査薬等は、「災害時における医療機器等の供給に関する協定書」、「災害時における医療用ガス等の供給に関する協定書」及び「災害時における臨床検査薬等の供給に関する協定書」に基づいて応援要請を行う。災害後4日目以降は、前述の応援要請に加えて、近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定等に基づいて応援要請を行う。</p>	<p>第4 医薬品等の確保(協定、優先供給)</p> <p>2 災害時における医薬品等の確保・供給</p> <p>(2)医療機器・医療ガス、臨床検査薬等の確保</p> <p>発災後3日間に必要な医療機器及び医療用ガスは、「災害時における医療機器等の供給に関する協定書」、「災害時における医療用ガス等の供給に関する協定書」及び「災害時における臨床検査薬等の供給に関する協定書」に基づいて応援要請を行う。災害後4日目以降は、前述の応援要請に加えて、近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定等に基づいて応援要請を行う。</p>

No.	編	章	節	新	旧
102	水害 地震	2	23 28	<p>第5 保健師等による健康管理・健康相談の実施(保健師班の整備)</p> <p>(3) <u>要配慮者</u>への対応 県は、<u>要配慮者</u>が災害の犠牲者とならないようにするため、必要なケースを把握し、迅速で的確な支援を実施するために、関係機関・支援団体及び自主防災組織等と連携を図る。</p> <p>(4) 人材育成等 県は、予測できる事態に対して対応能力を向上させるため、職員及び関係機関に対する啓発・研修等を行う。また、<u>要配慮者</u>の支援に必要となる人材の確保に努める。</p>	<p>第5 保健師等による健康管理・健康相談の実施(保健師班の整備)</p> <p>(3) 災害時要援護者への対応 県は、災害時要援護者が災害の犠牲者とならないようにするため、必要なケースを把握し、迅速で的確な支援を実施するために、関係機関・支援団体及び自主防災組織等と連携を図る。</p> <p>(4) 人材育成等 県は、予測できる事態に対して対応能力を向上させるため、職員及び関係機関に対する啓発・研修等を行う。また、災害時要援護者の支援に必要となる人材の確保に努める。</p>
103	水害 地震	2	23 28	<p><u>第6 要継続的医療支援者(人工透析患者、人工呼吸器使用者等)の対策</u> <u>県は、災害時における対応を迅速に行うため、医療機関における受診状況等の実態を把握するとともに、透析災害医療コーディネーターの助言のもと災害時に透析患者が継続して治療を受けることが可能となる体制整備に努める。</u></p>	(新設)
104	水害 地震	2	23 28	<p>第7 在宅難病患者等対策(長期療養児含)</p> <p>第8 精神障害者対策、メンタルヘルス対策</p> <p>第9 医療機関の耐震性の向上・医療提供機能の確保</p>	<p>第6 在宅難病患者等対策(長期療養児含)</p> <p>第7 精神障害者対策、メンタルヘルス対策</p> <p>第8 医療機関の耐震性の向上・医療提供機能の確保</p>
105	水害 地震	2	24 29	<p>第1 防疫実施組織の設置</p> <p>3 県(防疫班)</p> <p>県(医療政策局)は、防疫対策を企画し、効果的な防疫活動を推進するため、防疫班を編成する。</p>	<p>第1 防疫実施組織の設置</p> <p>3 県(防疫班)</p> <p>県(医療政策部)は、防疫対策を企画し、効果的な防疫活動を推進するため、防疫班を編成する。</p>
106	水害	2	24	<p>第3 防疫・保健衛生用資機材等の整備</p> <p>医療用の消毒薬等の確保・供給については、本章第23節第4により体制整備を図る。</p>	<p>第3 防疫・保健衛生用資機材等の整備</p> <p>医療用の消毒薬等の確保・供給については、本章第22節第4により体制整備を図る。</p>
107	水害 地震	2	25 30	<p>第1 火葬データベースの整理</p> <p><u>県は、「奈良県災害時広域火葬実施要綱」に基づき、市町村を通じて火葬場に係る名称、所在地、連絡先、火葬炉数及びその他必要な事項を定期的に把握し、市町村に情報提供するものとする。</u></p>	<p>第1 火葬データベースの整理</p> <p>県及び市町村は、火葬の受入れ体制等を把握し、火葬データとして整理する。</p>
108	水害 地震	2	27 32	<p>災害の発生に際し、被災住民の保護を目的とした食料及び生活必需品等(以下、「物資」という。)の調達及び供給について、県・市町村・住民などそれぞれの役割分担を明確にして、平常時から調達及び供給体制の確立を図る。</p> <p><u>また、県及び市町村は物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。</u></p>	<p>災害の発生に際し、被災住民の保護を目的とした食料及び生活必需品等(以下、「物資」という。)の調達及び供給について、県・市町村・住民などそれぞれの役割分担を明確にして、平常時から調達及び供給体制の確立を図る。</p>
109	水害 地震	2	27 32	<p>第2 平常時の物資調達</p> <p>1 市町村の物資調達</p> <p>(2) 調達の方法は、自主備蓄・生産者備蓄・流通備蓄、市町村間における応援協定の締結、<u>共同備蓄又は備蓄の相互融通を行う</u>など、地域に即した方法を採用し、実効性の確保に努める。</p>	<p>第2 平常時の物資調達</p> <p>1 市町村の物資調達</p> <p>(2) 調達の方法は、自主備蓄・生産者備蓄・流通備蓄又は市町村間における応援協定の締結など、地域に即した方法を採用し、実効性の確保に努める。</p>

No.	編	章	節	新	旧																																																			
110	水害	地震	2 27 32	<p>第2 平常時の物資調達 2 県の物資調達 (3)必要に応じ「近畿圏危機発生時等の相互応援に関する基本協定」及び「紀伊半島3県災害時相互応援協定」に基づく応援調達の内容を具体的に踏まえたものとする。 <u>また、関西広域連合が民間物流事業者・流通業者等の参画を得て、緊急物資の輸配送及び緊急物資の確保・調達について課題と対応の方向を整理した「緊急物資円滑供給システム」を踏まえた災害時の実効性のある物資供給を図る。</u></p>	<p>第2 平常時の物資調達 2 県の物資調達 (3)必要に応じ「近畿圏危機発生時等の相互応援に関する基本協定」及び「紀伊半島3県災害時相互応援協定」に基づく応援調達の内容を具体的に踏まえたものとする。</p>																																																			
111	水害	地震	2 28 33	<p>第1 基本計画 2 管理状況の把握 県は、文化財保存課職員による適宜巡視、<u>市町村または市町村教育委員会</u>による情報提供、文化財保護指導委員の巡視報告等を通じ、文化財の管理状況の把握につとめるとともに、連絡先、所在場所、修理歴、防災設備等のデータを随時更新し、緊急時の対応に備える。</p>	<p>第1 基本計画 2 管理状況の把握 県は、文化財保存課職員による適宜巡視、市町村教育委員会による情報提供、文化財保護指導委員の巡視報告等を通じ、文化財の管理状況の把握につとめるとともに、連絡先、所在場所、修理歴、防災設備等のデータを随時更新し、緊急時の対応に備える。</p>																																																			
112	地震	地震	2 33	<p>第3 災害別対策(文化財災害予防対策)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>災害別</th> <th>予防方法</th> <th>予防対策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 火災</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>2. 地震</u></td> <td><u>耐震性能向上対策</u></td> <td><u>「重要文化財(建造物)耐震診断指針」に基づく所有者診断による建物特性の把握</u></td> </tr> <tr> <td>3. 風水害</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4. 落雷</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5. 漏電</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6. 虫害</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7. 材質劣化</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8. 全般</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	災害別	予防方法	予防対策	1. 火災	(略)		<u>2. 地震</u>	<u>耐震性能向上対策</u>	<u>「重要文化財(建造物)耐震診断指針」に基づく所有者診断による建物特性の把握</u>	3. 風水害	(略)		4. 落雷	(略)		5. 漏電	(略)		6. 虫害	(略)		7. 材質劣化	(略)		8. 全般	(略)		<p>第3 災害別対策(文化財災害予防対策)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>災害別</th> <th>予防方法</th> <th>予防対策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 火災</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2. 風水害</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3. 落雷</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4. 漏電</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5. 虫害</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6. 材質劣化</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7. 全般</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	災害別	予防方法	予防対策	1. 火災	(略)		2. 風水害	(略)		3. 落雷	(略)		4. 漏電	(略)		5. 虫害	(略)		6. 材質劣化	(略)		7. 全般	(略)	
災害別	予防方法	予防対策																																																						
1. 火災	(略)																																																							
<u>2. 地震</u>	<u>耐震性能向上対策</u>	<u>「重要文化財(建造物)耐震診断指針」に基づく所有者診断による建物特性の把握</u>																																																						
3. 風水害	(略)																																																							
4. 落雷	(略)																																																							
5. 漏電	(略)																																																							
6. 虫害	(略)																																																							
7. 材質劣化	(略)																																																							
8. 全般	(略)																																																							
災害別	予防方法	予防対策																																																						
1. 火災	(略)																																																							
2. 風水害	(略)																																																							
3. 落雷	(略)																																																							
4. 漏電	(略)																																																							
5. 虫害	(略)																																																							
6. 材質劣化	(略)																																																							
7. 全般	(略)																																																							
113	水害	水害	2 29	<p>第1 水系毎の総合的な対策の推進 本県の一級河川は、大和川、紀の川、新宮川、淀川の4水系にかかる358河川が指定されており、治水安全度の向上を図るため、治水対策として、国・県が策定した河川整備計画に基づく河道の改修や遊水地の整備に加え、流域対策としてため池の治水利用や雨水貯留施設等を整備するなど水系毎に、国・県・市町村等と連携し、<u>「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」も積極的に活用し</u>、総合的な対策の推進を図る。</p>	<p>第1 水系毎の総合的な対策の推進 本県の一級河川は、大和川、紀の川、新宮川、淀川の4水系にかかる358河川が指定されており、治水安全度の向上を図るため、治水対策として、国・県が策定した河川整備計画に基づく河道の改修や遊水地設置などによる流出抑制に加え、流域対策としてため池の治水利用や雨水貯留施設等を整備するなど水系毎に、国・県・市町村等と連携し、総合的な対策の推進を図る。</p>																																																			
114	水害	水害	2 29	<p>第2 大和川水系対策 (略)また、近年の新たな課題に対応するため、「大和川流域における総合治水の推進に関する条例」を制定した。<u>今後とも</u>総合治水対策の一層の強化を図っていく。 1 治水対策 (略)また、国においては、大和川の中流部において<u>大和川の洪水を一時的に貯留する約100万㎡の遊水地の整備を行う。</u> 2 流域対策 (略)大和川流域では、ため池の保全やため池の治水利用、雨水貯留浸透施設整備、水田貯留を推進するとともに、<u>開発行為等(0.1ha以上)</u>に対して防災調整池の設置を求めている。 <u>また、県と市町村が連携し、河川の水位上昇に伴う内水による床上・床下浸水被害を解消するため、必要な貯留施設等を適地に整備する「奈良県平成緊急内水対策事業」を推進する。</u></p>	<p>第2 大和川水系対策 (略)また、近年の新たな課題に対応するため、「大和川流域における総合治水の推進に関する条例」を制定し、総合治水対策の一層の強化を図っていく。 1 治水対策 (略)また、国においては、大和川の中流部において遊水地の整備を計画している。 2 流域対策 (略)大和川流域では、ため池の保全やため池の治水利用、雨水貯留浸透施設整備、水田貯留を推進するとともに、一定規模の開発行為に対して防災調整池の設置を求めている。</p>																																																			

No.	編	章	節	新	旧
115	水害	2	29	第3 紀の川水系対策 2 流域対策 開発行為等(1ha以上)による 防災調整池 の設置	第3 紀の川水系対策 2 流域対策 開発行為等(1ha以上)による貯留施設の設置
116	水害	2	29	第4 新宮川水系対策 1 治水対策 国と三県(奈良県・三重県・和歌山県)、沿川市町村、ダム管理者で設立した熊野川の総合的治水対策協議会において、連携を強化し、熊野川の一貫した総合的な 治水対策を進めている 。 2 流域対策 開発行為等(1ha以上)による 防災調整池 の設置	第4 新宮川水系対策 1 治水対策 国と三県(奈良県・三重県・和歌山県)、沿川市町村、ダム管理者で設立した熊野川の総合的治水対策協議会において、連携を強化し、熊野川の一貫した総合的な治水対策の検討を進めている。 2 流域対策 開発行為等(1ha以上)による貯留施設の設置
117	水害	2	29	第5 淀川水系対策 2 流域対策 開発行為等(1ha以上)による 防災調整池 の設置	第5 淀川水系対策 2 流域対策 開発行為等(1ha以上)による貯留施設の設置
118	水害	2	29	第6 洪水氾濫による被害軽減対策 局地的大雨や集中豪雨等に伴う大規模な浸水被害や土砂災害に備え、国、県、市町村が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とした「大和川上流部大規模氾濫に関する減災対策協議会」、「奈良県紀の川圏域大規模氾濫に関する減災対策協議会」、「木津川上流部大規模水害・土砂災害に関する減災対策協議会」及び「熊野川上流部の総合的な減災対策協議会」を活用し下記の取組を推進する。 1 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。 2 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。 3 毎年、出水期前に協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、堤防の共同点検等を実施し、状況の共有を図る。 4 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。	(新設)
119	水害	2	31	第1 洪水 浸水想定区域における避難確保の措置、洪水ハザードマップの周知 1 洪水浸水想定区域の指定・公表 水防法により国土交通大臣及び知事は、洪水予報河川及び水位情報周知河川について、洪水浸水想定区域の指定を行う。また、指定した洪水浸水想定区域、 浸水した場合に想定される水深、浸水した場合に想定される浸水の継続時間及び家屋倒壊等氾濫想定区域 を公表するとともに、関係市町村の長に通知する。	第1 浸水想定区域における避難確保の措置、洪水ハザードマップの周知 1 洪水浸水想定区域の指定・公表 水防法により国土交通大臣及び知事は、洪水予報河川及び水位情報周知河川について、洪水浸水想定区域の指定を行う。また、指定した洪水浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村の長に通知する。

No.	編	章	節	新	旧
120	水害	2	31	<p>第1 洪水浸水想定区域における避難確保の措置、洪水ハザードマップの周知</p> <p>3 事業所等の避難確保計画、浸水防止計画の作成</p> <p>(1)地下街等の避難確保計画、浸水防止計画の作成等</p> <p><u>洪水浸水想定区域内に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、(略)</u></p> <p>(2)要配慮者利用施設の避難確保計画の作成等</p> <p><u>洪水浸水想定区域内に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市町村長に報告するものとする。</u></p> <p><u>また、要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うものとする。</u></p> <p>(3)大規模工場等の浸水防止計画の作成等</p> <p><u>洪水浸水想定区域内に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、(略)</u></p> <p><u>(4)浸水被害軽減地区の指定</u></p> <p><u>水防管理者(水防管理団体である市町村の長等)は洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地の区域であって浸水の拡大を抑制する効果があると認められるときは浸水被害軽減地区として指定するとともに、関係市町村の長及び当該浸水被害軽減地区内の土地の所有者に通知する。</u></p>	<p>第1 浸水想定区域における避難確保の措置、洪水ハザードマップの周知</p> <p>3 事業所等の避難確保計画、浸水防止計画の作成</p> <p>(1)地下街等の避難確保計画、浸水防止計画の作成等</p> <p>市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、(略)</p> <p>(2)要配慮者利用施設の避難確保計画の作成等</p> <p>市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。</p> <p>(3)大規模工場等の浸水防止計画の作成等</p> <p>市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。</p> <p>(4)(新設)</p>
121	水害	2	31	<p>第1 洪水浸水想定区域における避難確保の措置、洪水ハザードマップの周知</p> <p>4 住民への周知</p> <p><u>浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、洪水浸水想定区域、洪水予報の伝達方法、避難場所その他避難確保のため必要な事項を図面表示等にまとめた洪水ハザードマップ等を作成し公表・配布、ホームページ掲載等により住民に周知するとともに、【警戒レベル4】避難指示(緊急)、【警戒レベル4】避難勧告、【警戒レベル3】避難準備・高齢者等避難開始等について、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成し、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。</u></p> <p><u>また、市町村長は水位周知河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。</u></p> <p><u>県は市町村の洪水ハザードマップを県ホームページに集約し、水害リスク情報の充実を図る。</u></p>	<p>第1 浸水想定区域における避難確保の措置、洪水ハザードマップの周知</p> <p>4 住民への周知</p> <p>市町村は、浸水想定区域、洪水予報の伝達方法、避難場所その他避難確保のため必要な事項を図面表示等にまとめた洪水ハザードマップ等を作成し公表・配布、ホームページ掲載等により住民に周知するとともに、避難指示、避難勧告、避難準備情報等について、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成し、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。</p>
122	水害	2	31	<p><u>第4 情報共有</u></p> <p><u>県は、住民の避難活動を迅速かつ的確に実施するための危機管理型水位計及び簡易型河川監視カメラの設置を進める。</u></p>	(新設)
123	水害	2	32	<p>第3 電力施設の防災対策</p> <p>(関西電力の防災対策については、「第2章第15節 ライフライン施設の災害予防計画」第3参照)</p> <p>第4 通信施設の防災対策</p> <p>(電信電話施設の防災対策については、「第2章第15節 ライフライン施設の災害予防計画」第4参照)</p>	<p>第3 電力施設の防災対策</p> <p>(関西電力の防災対策については、「第2章第14節 ライフライン施設の災害予防計画」第3参照)</p> <p>第4 通信施設の防災対策</p> <p>(電信電話施設の防災対策については、「第2章第14節 ライフライン施設の災害予防計画」第4参照)</p>

No.	編	章	節	新	旧
124	水害	2	33	<p>第2 土砂災害に関するソフト施策 2 市町村 (3) <u>要配慮者利用施設における避難確保計画作成等に関する支援</u> 平成29年6月水防法等の一部を改正する法律の施行に基づき、浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域等内の<u>要配慮者</u>利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務と位置付けられた。それらについて、県や市町村の関係部局は連携して支援を行う。</p>	<p>第2 土砂災害に関するソフト施策 2 市町村 (3) 災害時要援護者への支援 平成29年6月水防法等の一部を改正する法律の施行に基づき、浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の災害時要援護者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務と位置付けられた。それらについて、県や市町村の関係部局は連携して支援を行う。</p>
125	水害	2	33	<p>第3 「選択と集中」による計画的・重点的な土砂災害対策のハード施策の実施 土砂災害対策のハード施策については、『<u>住民の命を守る行動</u>』、『<u>命を守る備え</u>』を<u>支えるため、『奈良県土砂災害対策施設整備計画』を策定し、選択と集中により、ソフト対策と一体となって、真に必要な対策を計画的かつ重点的に進める。</u> <u>また、平成29年台風21号、平成30年7月豪雨、令和元年台風19号など毎年のように甚大な被害が発生するなど、近年、異常ともいわれる豪雨が全国各地で頻発しており、『防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策』を積極的に活用し、以下の【主な整備箇所】で土砂災害対策を推進する。</u></p> <p>【主な整備箇所】 <u>1 土砂災害特別警戒区域(レッド区域)内の24時間利用の要配慮者利用施設</u> <u>2 土砂災害特別警戒区域(レッド区域)内の代替性の無い避難所</u> <u>3 アンカールート</u> <u>4 現行基準に適合しない老朽化堰堤</u></p>	<p>第3 「選択と集中」による計画的・重点的な土砂災害対策のハード施策の実施 土砂災害対策のハード施策については、崩落やその兆候が見られる箇所を、最優先で対応する。さらに、情報伝達などのソフト対策との連携を重視した以下の優先度に基づき、計画的なハード施策を重点的に実施し、総合的な土砂災害対策を図る。 1 崩落やその兆候が見られる箇所を最優先で対策を実施。 2 適切な避難を促す情報伝達などのソフト施策との連携をより重視し、代替性のない避難所や自力で避難することが困難な方が24時間入居している要配慮者利用施設を守る対策を先行的に実施。 3 2以外の避難所や要配慮者利用施設については、市町村の地域防災計画との連携を図り、ハード施策に取り組む。</p>
126	水害	2	38	<p>第1 森林管理・環境保全 本県の全面積は369千haで、このうち森林面積は77%を占めており、このうち民有林面積は<u>270千ha</u>で森林面積の95%にあたっている。 平成<u>31年度</u>当初における民有林人工林面積は<u>167,787ha</u>で間伐等の<u>保育</u>を必要とする人工林が民有林人工林面積の<u>63%</u>を占め、県土の保全上、森林の整備の推進が急務となっている。</p>	<p>第1 森林管理・環境保全 本県の全面積は369千haで、このうち森林面積は77%を占めており、このうち民有林面積は271千haで森林面積の95%にあたっている。 平成24年度当初における民有林人工林面積は168,125haで間伐等の森林面積を必要とする人工林が民有林人工林面積の74%を占め、県土の保全上、森林の整備の推進が急務となっている。</p>
127	水害	2	38	<p>第2 森林整備保全 (略)また、平成23年9月に発生した紀伊半島大水害による林地被害箇所のうち、大規模で高度な技術を要する箇所は国による復旧事業を実施し、その他の箇所については県による早期復旧を目指すべく、<u>奈良県南部振興基本計画奈良県東部振興基本計画アクション・プラン</u>において治山事業の推進が掲げられている。</p>	<p>第2 森林整備保全 (略)また、平成23年9月に発生した紀伊半島大水害による林地被害箇所のうち、大規模で高度な技術を要する箇所は国による復旧事業を実施し、その他の箇所については県による早期復旧を目指すべく、奈良県紀伊半島大水害復旧・復興計画アクション・プランにおいて治山事業の推進が掲げられている。</p>
128	水害	2	39	<p>第2 計画方針 1 ため池等防災対策推進事業の実施 (1)ため池防災対策調査計画事業の実施 <u>県は、堤体が決壊した場合、下流の家屋、公共施設等への被害が予想されるため池を「防災重点ため池」として指定し、これに位置付けられたため池について、堤体の安全性に対する耐震調査やハザードマップの作成等を進める市町村等に対して支援を行う。</u></p>	<p>第2 計画方針 1 ため池等防災対策推進事業の実施 (1)ため池防災対策調査計画事業の実施 堤高10m以上または貯水量10万m3以上のため池のほか、堤体が決壊した場合、下流の家屋、公共施設等への被害が予想されるため池を「防災重点ため池」とし、これに位置付けられたため池について、堤体の安全性に対する耐震調査やハザードマップの作成等を進める市町村等に対して支援を行う。</p>

No.	編	章	節	新	旧
129	水害	2	39	<p>第2 計画方針</p> <p>2 防災減災対策の啓蒙・普及活動の実施 ため池の破損、決壊による災害を未然に防止するため、市町村によりハザードマップの作成・公表・周知を行うとともに、管理者等に対して、日常の管理・点検実施の周知徹底や防災情報連絡体制、緊急連絡体制の整備等の指導を行う。</p>	<p>第2 計画方針</p> <p>2 防災減災対策の啓蒙・普及活動の実施 ため池の破損、決壊による災害を未然に防止するため、管理者等に対して、日常の管理・点検実施の周知徹底や防災情報連絡体制の整備等の指導を行う。</p>
130	水害	2	41	<p>第2 消防力・消防水利等の整備</p> <p>1 県は、消防施設強化促進法及び消防防災設備整備費補助金交付要綱に基づく消防防災施設整備費補助事業等の補助制度の活用を促すとともに、人員の確保についての対策を推進する。</p>	<p>第2 消防力・消防水利等の整備</p> <p>1 県は、消防設備強化促進法及び消防防災設備整備費補助金交付要綱に基づく消防防災施設整備費補助事業及び市町村消防設備整備費補助事業等の助成制度の活用を促すとともに、人員の確保についての対策を推進する。</p>
131	水害	2	43	<p>第1 原子力発電所事故対策</p> <p>2 情報の収集及び連絡体制の整備 なお、体制については、高齢者、障害者、外国人、乳幼児その他の要配慮者及び一時滞在者に十分に配慮し、整備を図るものとする。</p>	<p>第1 原子力発電所事故対策</p> <p>2 情報の収集及び連絡体制の整備 なお、体制については、高齢者、障害者、外国人、乳幼児その他の災害時要援護者及び一時滞在者に十分に配慮し、整備を図るものとする。</p>
132	水害	3	1	<p>第1 避難勧告等の発令</p> <p>1 実施機関 【警戒レベル3】避難準備・高齢者等避難開始の情報提供、【警戒レベル4】避難勧告及び避難指示(緊急)、【警戒レベル5】災害発生情報の実施責任者は次のとおりである。 ※表は省略</p>	<p>第1 避難勧告等の発令</p> <p>1 実施機関 避難準備・高齢者等避難開始の情報提供、避難勧告及び避難指示(緊急)の実施責任者は次のとおりである。</p>
133	地震	3	1	<p>第1 避難勧告等の発令</p> <p>1 実施機関 【警戒レベル3】避難準備・高齢者等避難開始の情報提供、【警戒レベル4】避難勧告及び避難指示(緊急)、【警戒レベル5】災害発生情報の実施責任者は次のとおりである。 ※表は省略</p>	<p>第1 避難勧告等の発令</p> <p>1 実施機関 避難準備情報提供、勧告及び指示の実施責任者は次のとおりである。</p>

No.	編	章	節	新	旧
134	水害	地震	3 1	<p>第1 避難勧告等の発令 2 避難勧告等の発令 (1)【警戒レベル3】避難準備・高齢者等避難開始、【警戒レベル4】避難勧告、避難指示(緊急)、【警戒レベル5】災害発生情報の内容 避難勧告等を実施する者は、次の事項を明示して行うよう努める。 (2)【警戒レベル3】避難準備・高齢者等避難開始、【警戒レベル4】避難勧告、避難指示(緊急)、【警戒レベル5】災害発生情報の伝達 ① 避難勧告等を発令したときは、当該実施者は、その内容を住民に対して直ちに伝達するものとする。伝達手段としては、防災行政無線の屋外スピーカーや個別受信機、広報車等による広報、インターネット、緊急速報メール、ファクシミリ、SNS、Lアラート等可能な限り多様な手段を活用し、確実に住民に対し情報伝達を行う必要がある。その際、受け手が情報の意味を直感的に理解できるよう、わかりやすい情報伝達を行うよう努める。 ② 伝達の際は要配慮者及び避難支援関係者に、迅速かつ確実に伝達できるよう留意する。避難準備・高齢者等避難開始の伝達にあたっては、避難に時間のかかる要配慮者とその支援関係者は避難を開始することを確実に伝達する。 ③ 市町村長は、避難勧告等の伝達にあたっては、事前に例文を作成し、避難勧告等に対応する警戒レベルを明確にして迅速かつわかりやすくその意味を伝えるなど、住民等の立場に立った情報提供に努める。 ④ 【※水害・土砂災害編では⑤】 事態が急変し、災害が切迫した場合には、必ずしも【警戒レベル3】避難準備・高齢者等避難開始、【警戒レベル4】避難勧告、避難指示(緊急)、【警戒レベル5】災害発生情報の順に発令する必要はなく、状況に応じ、段階を踏まずに避難勧告等を発令する等、臨機応変に対応する。</p>	<p>第1 避難勧告等の発令 2 避難勧告等の発令 (1) 避難準備・高齢者等避難開始、勧告、指示(緊急)の内容 避難勧告等を実施する者は、次の事項を明示して行うよう努める。 (2) 避難準備・高齢者等避難開始、勧告・指示(緊急)の伝達 ① 避難勧告等を発令したときは、当該実施者は、その内容を住民に対して直ちに伝達するものとする。伝達手段としては、防災行政無線の屋外スピーカーや個別受信機、広報車等による広報、インターネット、緊急速報メール、ファクシミリ等可能な限り多様な手段を活用し、確実に住民に対し情報伝達を行う必要がある。 ② 伝達の際は災害時要援護者及び避難支援関係者に、迅速かつ確実に伝達できるよう留意する。避難準備・高齢者等避難開始の伝達にあたっては、避難に時間のかかる要援護者とその支援関係者は避難を開始することを確実に伝達する。 ③ 市町村長は、避難勧告等の伝達にあたっては、事前に例文を作成し、迅速かつわかりやすくその意味を伝えるなど、住民等の立場に立った情報提供に努める。 ④ 事態が急変し、災害が切迫した場合には、必ずしも避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)の順に発令する必要はなく、状況に応じ、段階を踏まずに避難勧告等を発令する等、臨機応変に対応する。</p>
135	水害	地震	3 1	<p>第1 避難勧告等の発令 3 報告等 (1)市町村長は、【警戒レベル3】避難準備・高齢者等避難開始、【警戒レベル4】避難勧告、避難指示(緊急)、【警戒レベル5】災害発生情報を発令し、又は屋内安全確保を指示したときは、その旨を速やかに県に報告する。警察官が避難の指示や屋内安全確保の指示を行い、その旨を市町村長に報告してきたときも同様の扱いとする。その際、可能な限り次の事項についても報告する。 ① 【警戒レベル3】避難準備・高齢者等避難開始、【警戒レベル4】避難勧告、避難指示(緊急)、【警戒レベル5】災害発生情報、屋内安全確保の種類</p>	<p>第1 避難勧告等の発令 3 報告等 (1)市町村長は、避難勧告、避難指示等を発令し、又は屋内安全確保を指示したときは、その旨を速やかに県に報告する。警察官が避難の指示や屋内安全確保の指示を行い、その旨を市町村長に報告してきたときも同様の扱いとする。その際、可能な限り次の事項についても報告する。 ① 避難準備・高齢者等避難開始、勧告、指示(緊急)、屋内安全確保の種類</p>

No.	編	章	節	新	旧
136	水害	3	1	<p>第2 住民に求める避難行動</p> <p>1 土砂災害</p> <p>(1)防災気象情報等積極的な情報収集に努め、「<u>自らの命は自らが守る</u>」という意識を持ち、自らの意思で行動するようにする。<u>特に、自分だけは大丈夫といった思い込みや正常性バイアスによる避難の遅れが生じることのないよう留意する。</u></p> <p>(4)指定避難所や指定緊急避難場所への立ち退き避難がかえって危険であると判断した場合は、近隣のより安全な建物等への避難等の安全確保措置をとる。小規模な斜面崩壊(崖崩れ)が想定される区域では、屋内安全確保が有効な場合もあるが、土石流が想定される区域においては、自宅の2階以上に移動しても土石流によって家屋が全壊するおそれもあることから、屋内安全確保をとらないようにする。</p> <p>2 水害</p> <p>(1)防災気象情報等積極的な情報収集に努め、「<u>自らの命は自らが守る</u>」という意識を持ち、自らの意思で行動するようにする。<u>特に、自分だけは大丈夫といった思い込みや正常性バイアスによる避難の遅れが生じることのないよう留意する。</u></p> <p>(4)指定避難所や指定緊急避難場所への立ち退き避難がかえって危険であると判断した場合は、近隣のより安全な建物等への避難や、やむを得ない場合には屋内でもより安全な上階へ移動する屋内安全確保をとる。</p>	<p>第2 住民に求める避難行動</p> <p>1 土砂災害</p> <p>(1)防災気象情報等積極的な情報収集に努め、自らの意思で行動するようにする。</p> <p>(4)指定緊急避難場所への立ち退き避難がかえって危険であると判断した場合は、近隣のより安全な建物等への避難等の安全確保措置をとる。小規模な斜面崩壊(崖崩れ)が想定される区域では、屋内安全確保が有効な場合もあるが、土石流が想定される区域においては、自宅の2階以上に移動しても土石流によって家屋が全壊するおそれもあることから、屋内安全確保をとらないようにする。</p> <p>2 水害</p> <p>(1)防災気象情報等積極的な情報収集に努め、自らの意思で行動するようにする。</p> <p>(4)指定緊急避難場所への立ち退き避難がかえって危険であると判断した場合は、近隣のより安全な建物等への避難や、やむを得ない場合には屋内でもより安全な上階へ移動する屋内安全確保をとる。</p>
137	水害 地震	3	2	<p>第1 避難所の設置</p> <p>1 避難所の開設</p> <p>市町村は、発災時に必要に応じ避難所を開設し、住民等に周知徹底を図るものとする。<u>ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則開設しないものとする。</u></p>	<p>第1 避難所の設置</p> <p>1 避難所の開設</p> <p>市町村は、発災時に必要に応じ避難所を開設し、住民等に周知徹底を図るものとする。</p>
138	水害 地震	3	2	<p>第1 避難所の設置</p> <p>3 民間の施設の利用</p> <p>県及び市町村は、避難所が不足する場合に備えて被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。<u>また、県は、市町村からの要請により、要配慮者等に対し多様な避難場所を確保するため、「災害時における宿泊施設の提供に関する協定」に基づき、奈良県旅館・ホテル生活衛生同業組合に対して、協力可能な施設の提供情報を要請し、その情報を市町村に提供することにより、要配慮者の受入につなげる。</u></p>	<p>第1 避難所の設置</p> <p>3 民間の施設の利用</p> <p>県及び市町村は、避難所が不足する場合に備えて被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。</p>

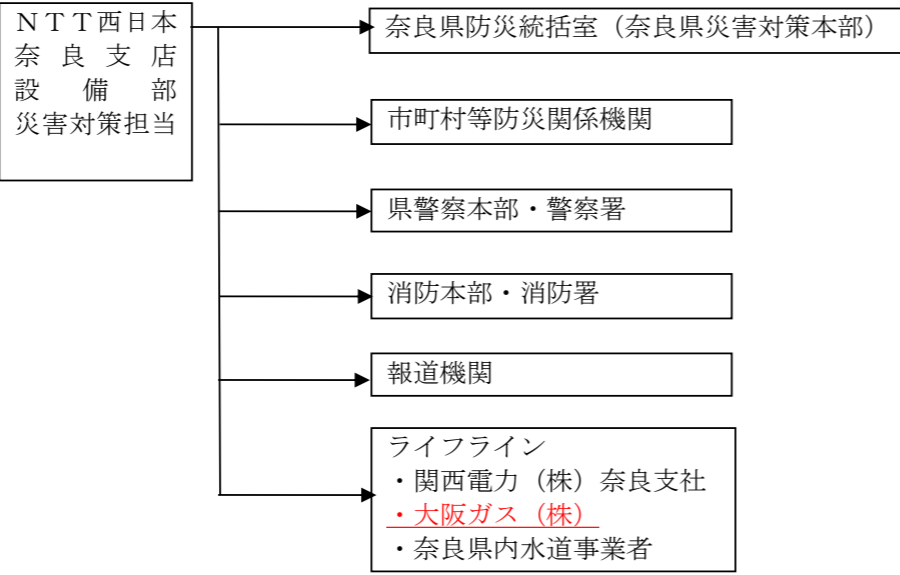
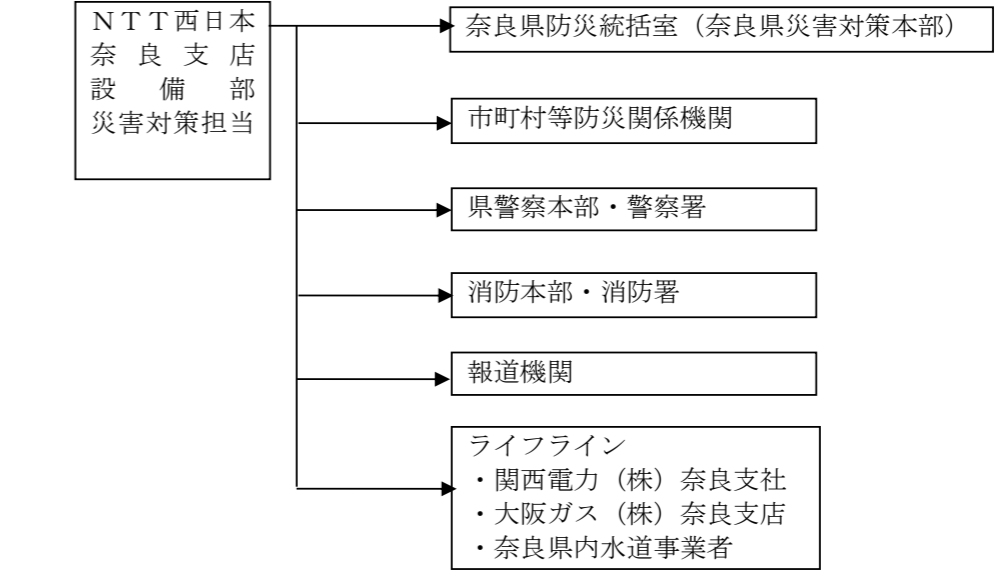
No.	編	章	節	新	旧
139	水害 地震	3	2	<p>第3 避難所の運営</p> <p>1 留意事項</p> <p>市町村は、避難所の運営に当たっては、以下の事項に留意するものとし、<u>誰もが健康を維持することができる環境</u>であるよう努める。</p> <p><u>なお、人手不足や長期化等により、市町村職員や避難者による運営が難しい場合は、県防災統括室に連絡を行うものとする。</u></p> <p><u>県は、市町村より連絡を受けた場合は、県職員や他市町村職員等の応援職員の派遣等についてその都度検討を行うものとする。</u></p> <p>(4) <u>要配慮者</u>等配慮を必要とする方のニーズ</p> <p>2 各段階における主な取組事項</p> <p>(2) 展開期</p> <p>③ <u>要配慮者</u>に関すること</p> <p>(7) 避難所内の<u>要配慮者</u>の把握に努め、<u>要配慮者</u>の避難支援プラン個別計画を用いて<u>要配慮者</u>の避難所生活の支援を行う。また、必要に応じて、避難所内に<u>要配慮者</u>等配慮を必要とする人専用の避難部屋を設置したり、福祉避難所等より適切な施設へ転所させたりするように努める。</p> <p>(3) 安定期</p> <p>② <u>要配慮者</u>に関すること</p>	<p>第3 避難所の運営</p> <p>1 留意事項</p> <p>市町村は、避難所の運営に当たっては、以下の事項に留意するものとし、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。</p> <p>(4) 災害時要援護者等配慮を必要とする方のニーズ</p> <p>2 各段階における主な取組事項</p> <p>(2) 展開期</p> <p>③ 災害時要援護者に関すること</p> <p>(7) 避難所内の災害時要援護者の把握に努め、災害時要援護者の避難支援プラン個別計画を用いて災害時要援護者の避難所生活の支援を行う。また、必要に応じて、避難所内に災害時要援護者等配慮を必要とする人専用の避難部屋を設置したり、福祉避難所等より適切な施設へ転所させたりするように努める。</p> <p>(3) 安定期</p> <p>② 災害時要援護者に関すること</p>
140	水害 地震	3	2	<p>第3 避難所の運営</p> <p>2 各段階における主な取組事項</p> <p>(2) 展開期 ⑤その他</p> <p><u>(I)被災者に対する心身の影響を鑑み、安全安心な居場所の確保に努める。特に、子どもは不安定になりやすいため、キッズスペースの設置などを検討する。</u></p>	(新設)
141	水害 地震	3	3	※節を新設等のため省略	-
142	水害 地震	3	4	<p>(前文)</p> <p>市町村においては、避難が必要な災害の発生が想定される場合には、<u>要配慮者</u>への避難支援対策と対応した避難準備情報を発令するとともに、迅速・確実な避難勧告等の伝達体制を整備する。また、<u>要配慮者</u>の安全確保については、(略)</p>	<p>(前文)</p> <p>市町村においては、避難が必要な災害の発生が想定される場合には、災害時要援護者への避難支援対策と対応した避難準備情報を発令するとともに、迅速・確実な避難勧告等の伝達体制を整備する。また、災害時要援護者の安全確保については、(略)</p>
143	水害 地震	3	4	(削除)	<p>第1 災害時要援護者の避難支援</p> <p>県は、「奈良県災害時要援護者支援ガイドライン」において、誰にもわかりやすい効果的な避難情報の提供方法に係る指針を示すなど、市町村と連携して、災害時における災害時要援護者の安全確保に努めてきた。さらに、平成25年度には「災害時要援護者避難支援の手引き」を作成した。市町村においては、「奈良県災害時要援護者支援ガイドライン」及び「災害時要援護者避難支援の手引き」を踏まえて整理した個別支援計画等に基づき、速やかに避難情報伝達、避難誘導、避難生活を支援する。</p>

No.	編	章	節	新	旧
144	水害	地震	3 4	<p>第1 要配慮者への支援</p> <p>1 情報伝達、避難誘導等</p> <p><u>市町村において、避難行動要支援者名簿や個別計画等に基づき避難支援者等の協力を求め、所在確認、情報伝達及び避難誘導の支援を行う。避難経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。</u></p> <p><u>また、特に要配慮者に対しては、その状態や特性に応じた多様な情報伝達手段を利用し、避難誘導を行うとともに、避難確認を行う。</u></p> <p><u>特に、外国人向けには、多言語や「やさしい日本語」によるホームページ、SNS等の様々な情報伝達手段を活用した情報提供を行う。</u></p> <p><u>外国人観光客等については、観光施設や集客施設等の関係機関と連携し、安全確認や救助、避難誘導等を行う。</u></p>	<p>第2 災害時要援護者への支援</p> <p>1 情報伝達、避難誘導等</p> <p>災害時要援護者については、避難行動要支援者名簿や個別支援計画等に基づき避難支援者による情報伝達及び避難誘導の支援を行う。避難経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。</p> <p>高齢者、障害者等の災害時要援護者については、その状態や特性に応じた適切な情報提供、避難誘導を行うとともに、避難確認を行うこと。</p>
145	水害	地震	3 4	<p>第1 要配慮者への支援</p> <p>2 避難所到着後の対応</p> <p>県及び市町村は、<u>要配慮者</u>の避難状況を速やかに確認し、優先的に避難所を確保するとともに、健康状態等を把握し、<u>要配慮者</u>に配慮した運営に努めることとする。<u>また、避難所における要配慮者用相談窓口の設置や要配慮者支援への理解促進に留意するものとする。</u>併せて、個々の事情により、その地域において在宅にて避難生活を送っている者も支援の対象とする。</p> <p>市町村は、必要に応じて<u>要配慮者等一般的な避難所では生活に支障をきたす方を対象に、特別な配慮がなされた福祉避難所を開設する。</u>ただし、緊急入所等在宅での生活の継続が困難な<u>要配慮者</u>や指定避難所あるいは福祉避難所での避難生活が困難な<u>要配慮者</u>、身体状況等の悪化により緊急に入院加療が必要な者等については、緊急入所、ショートステイ、緊急入院等により対応を行うものとする。</p> <p><u>市町村は、災害に関する情報や食料・トイレ等避難生活に関する基本的な情報について、多言語や「やさしい日本語」に対応した例文やピクトグラムによる案内板等の掲示を行う。</u></p>	<p>第2 災害時要援護者への支援</p> <p>2 避難所到着後の対応</p> <p>県及び市町村は、災害時要援護者の避難状況を速やかに確認し、優先的に避難所を確保するとともに、健康状態等を把握し、災害時要援護者に配慮した運営に努めることとする。避難所における災害時要援護者用相談窓口の設置や災害時要援護者支援への理解促進に留意するものとする。また併せて、個々の事情により、その地域において在宅にて避難生活を送っている者も支援の対象とする。</p> <p>市町村は、避難生活の長期化が予測されるなど、必要に応じて高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に配慮した福祉避難所を設置する。ただし、緊急入所等在宅での生活の継続が困難な災害時要援護者や指定避難所あるいは福祉避難所での避難生活が困難な災害時要援護者、身体状況等の悪化により緊急に入院加療が必要な者等については、緊急入所、ショートステイ、緊急入院等により対応を行うものとする。</p>
146	水害	地震	3 4	<p>第1 要配慮者への支援</p> <p>3 医療等の体制</p> <p>県は市町村と連携し、保健師・看護師その他必要な職種からなるチームを編成し、避難所・仮設住宅等への巡回健康・福祉相談体制の確保や、メンタルヘルスケア体制の確保を図ることにより、被災地における心身の健康維持や在宅療養者等への対応を行う。</p> <p><u>奈良県災害派遣福祉チーム(奈良DWAT)により災害時に避難所等に福祉専門職のチームを派遣し、要配慮者に対し適切な福祉支援を行うことにより二次被害防止を図る。</u></p> <p>5 福祉機器等の確保</p> <p>市町村は、<u>要配慮者</u>が避難所等で生活するうえで必要な福祉機器の確保に努める。</p>	<p>第2 災害時要援護者への支援</p> <p>3 医療等の体制</p> <p>県は市町村と連携し、保健師・看護師その他必要な職種からなるチームを編成し、避難所・仮設住宅等への巡回健康相談体制の確保や、メンタルヘルスケア体制の確保を図ることにより、被災地における心身の健康維持や在宅療養者等への対応を行う。</p> <p>5 福祉機器等の確保</p> <p>市町村は、災害時要援護者が避難所等で生活するうえで必要な福祉機器の確保に努める。</p>
147	水害	地震	3 4	<p>第1 要配慮者への支援</p> <p>6 応急仮設住宅</p> <p>(詳細については「第3章第5節 住宅応急対策計画」参照)</p>	<p>第2 災害時要援護者への支援</p> <p>6 応急仮設住宅</p> <p>(詳細については「第3章第4節 住宅応急対策計画」参照)</p>

No.	編	章	節	新	旧
148	水害 地震	3	4	<p>第1 要配慮者への支援 7 外国人多言語支援体制 県は、災害時には、外国人の被災状況等により「災害時多言語支援センター」を設置し、運営を行う。 「災害時多言語支援センター」においては、事前に登録した「災害時通訳・翻訳ボランティア」の協力を得ながら、多言語での外国人の相談対応や、災害情報等の多言語での発信などを行い、必要に応じて避難所等へのボランティア等の派遣も検討する。</p>	(新設)
149	地震	3	4	<p>第1 要配慮者への支援 8 留意事項 地震の場合は、平時に想定していない者が被災による負傷や長期間の避難生活等により要配慮者になる可能性があるため、避難行動要支援者名簿登載者だけでなく、これらの者の情報も可能な限り収集し、行政機関へ伝達する。なお、避難場所については個別計画に定めた避難先に避難支援するが、災害の規模や現地の状況によってはこれにこだわらず、「命を守る」という視点に立って柔軟に対応する。 避難後の要配慮者への支援については、水害・土砂災害等の場合と同様に対応していくこととなるが、災害の規模によっては長期の避難生活を余儀なくされる場合もあるため、要配慮者一人ひとりの特性に応じた避難生活の支援を行えるよう、医師、保健師、管理栄養士等の専門家の協力も得て、特に健康面やこころのケアにも留意する。</p>	<p>第1 要配慮者への支援 7 留意事項 地震の場合は、平時に想定していない者が負傷等により災害時要援護者になる可能性があるため、避難行動要支援者名簿登載者だけでなく、これらの者の情報も可能な限り収集し、行政機関へ伝達する。なお、避難場所については個別支援計画に定めた避難先に避難支援するが、災害の規模や現地の状況によってはこれにこだわらず、「命を守る」という視点に立って柔軟に対応する。 避難後の災害時要援護者への支援については、水害・土砂災害等の場合と同様に対応していくこととなるが、災害の規模によっては長期の避難生活を余儀なくされる場合もあるため、災害時要援護者一人ひとりの特性に応じた避難生活の支援を行えるよう、医師、保健師、管理栄養士等の専門家の協力も得て、特に健康面やこころのケアにも留意する。</p>
150	水害 地震	3	5	<p>第1 趣旨 災害によって住家が全壊・全焼等により避難生活を余儀なくされた世帯に対し、災害協定に基づく各種団体等の協力を得て応急仮設住宅を供給する(市町村の要請を受けて実施)。なお、応急仮設住宅の設置に際しては、コミュニティの確保や避難者のニーズに留意し、高齢者、障害者等の要配慮者に配慮する。 (詳細については「第3章第4節 要配慮者の支援計画」参照)</p>	<p>第1 趣旨 災害によって住家が全壊・全焼等により避難生活を余儀なくされた世帯に対し、災害協定に基づく各種団体等の協力を得て応急仮設住宅を供給する(市町村の要請を受けて実施)。なお、応急仮設住宅の設置に際しては、コミュニティの確保や避難者のニーズに留意し、高齢者、障害者等の災害時要援護者に配慮する。 (詳細については「第3章第3節 災害時要援護者の支援計画」参照)</p>
151	水害 地震	3	6	<p>第4 奈良県災害対策本部体制の組織及び事務分掌等 1 組織 ■奈良県災害対策本部組織図(部・班の体制) ※表は省略</p>	-
152	水害 地震	3	6	<p>第4 奈良県災害対策本部体制の組織及び事務分掌等 2 分担事務 (4)福祉医療部長 ※奈良県災害対策本部 事務分掌については省略</p>	<p>第4 奈良県災害対策本部体制の組織及び事務分掌等 2 分担事務 (4)医療政策部長 ※奈良県災害対策本部 事務分掌については、別紙5のとおり。</p>
153	水害 地震	3	7	※図表過多のため省略	-

No.	編	章	節	新	旧
154	水害 地震	3	9	<p>第1 県消防防災ヘリコプターの派遣要請 市町村等からの県消防防災ヘリコプターの派遣要請は、「第3章第8節 県消防防災ヘリコプターの活動計画」による。</p> <p>第2 自衛隊へのヘリコプター派遣要請【修正は水害のみ】 自衛隊へのヘリコプター等の派遣の要請は、「第3章第13節 受援体制の整備」による。</p> <p>第4 海上保安庁へのヘリコプター派遣要請【修正は水害のみ】 海上保安庁へのヘリコプター等の派遣の要請は、「第3章第13節 受援体制の整備」による。</p> <p>第5 近畿地方整備局へのヘリコプター要請【修正は水害のみ】 近畿地方整備局へのヘリコプター等の派遣要請は、「第3章第13節 受援体制の整備」による。</p> <p>第5 近畿地方整備局へのヘリコプター要請 近畿地方整備局防災室</p>	<p>第1 県消防防災ヘリコプターの派遣要請 市町村等からの県消防防災ヘリコプターの派遣要請は、「第3章第7節 県消防防災ヘリコプターの活動計画」による。</p> <p>第2 自衛隊へのヘリコプター派遣要請 自衛隊へのヘリコプター等の派遣の要請は、「第3章第12節 受援体制の整備」による。</p> <p>第4 海上保安庁へのヘリコプター派遣要請 海上保安庁へのヘリコプター等の派遣の要請は、「第3章第12節 受援体制の整備」による。</p> <p>第5 近畿地方整備局へのヘリコプター要請 近畿地方整備局へのヘリコプター等の派遣要請は、「第3章第12節 受援体制の整備」による。</p> <p>第5 近畿地方整備局へのヘリコプター要請 近畿地方整備局企画部防災課</p>
155	水害 地震	3	10	(削除)	また、大和路情報ハイウェイが切断された場合、県南部出先機関との情報連絡手段として衛星インターネットを利用する。
156	水害 地震	3	10	<p>第1 通信手段 7 衛星携帯電話等 災害時に市町村で孤立集落対策用の衛星携帯電話が不足する場合、県は国や通信事業者から衛星携帯電話等の貸与を受けて、適切に配備する。</p>	<p>第1 通信手段 7 衛星インターネット 県は南部地域の有線通信が途絶した場合の通信手段として、衛星インターネットにより通信を行う。 8 衛星携帯電話等 災害時に市町村で孤立集落対策用の衛星携帯電話が不足する場合、県は国や通信事業者から衛星携帯電話等の貸与を受けて、適切に配備する。</p>
157	水害 地震	3	11	災害時に、県民の安全・安心の確保及び迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、テレビ、ラジオ、新聞、 SNS 、広報車等のあらゆる広報媒体を利用して、被災者等への広報活動を行う。	災害時に、県民の安全・安心の確保及び迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、テレビ、ラジオ、新聞、広報車等のあらゆる広報媒体を利用して、被災者等への広報活動を行う。
158	水害 地震	3	11	<p>第1 県の広報活動 県は、県全域を対象に、または状況により被災地を重点対象として広報活動を行う。広報活動を行うに当たっては、適切に災害の逼迫感を伝え、住民の自発的な避難行動に直結する「伝わる」情報発信を行うよう留意するとともに、二次災害を防止するための必要な情報等発信を行うものとする。また、風評被害等の発生を抑制するため、被災地域の情報が適切に発信され、容易に入手できる環境の整備に努める。</p>	<p>第1 県の広報活動 県は、県全域を対象に、または状況により被災地を重点対象として広報活動を行う。</p>

No.	編	章	節	新	旧
159	水害 地震	3	11	<p>第1 県の広報活動 2 広報手段 (1)テレビ及びラジオ等の電波媒体、新聞紙面及び広報誌等の印刷媒体や県ホームページなどインターネット、<u>SNS</u>、デジタルサイネージ(放映型電子案内板)等を通して情報を伝達する。また、ポータルサイト・サーバ運営業者に対し、インターネットを利用した避難情報等の提供の協力を求める。そのため、各業者との協定締結等を進める等、<u>平常時より連携を深め</u>、連絡方法、具体的な情報の伝達方法など、あらかじめ具体的な手続等について定めておく。なお、災害発生時の県ホームページサーバのダウンに備え、他県にあるデータセンターのサーバを利用する。 (4)報道機関への情報発表 報道機関の協力を得て、極めて広範囲にかつ迅速に必要な情報を伝達できるよう、<u>平常時より連携を深め</u>、災害対策本部は、災害、復旧に関する適切な情報を迅速に報道機関に対して発表する。また、報道機関が独自に行う取材活動についても積極的に協力する。 (5)要配慮者への広報の配慮 データ放送、外国語放送などの広報手段を活用し要配慮者に配慮したわかりやすい情報伝達に努める。</p>	<p>第1 県の広報活動 2 広報手段 (1)テレビ及びラジオ等の電波媒体、新聞紙面及び広報誌等の印刷媒体や県ホームページなどインターネット、デジタルサイネージ(放映型電子案内板)等を通して情報を伝達する。また、ポータルサイト・サーバ運営業者に対し、インターネットを利用した避難情報等の提供の協力を求める。そのため、各業者との協定締結等を進め、連絡方法、具体的な情報の伝達方法など、あらかじめ具体的な手続等について定めておく。なお、災害発生時の県ホームページサーバのダウンに備え、他県にあるデータセンターのサーバを利用する。 (4)報道機関への情報発表 報道機関が、極めて広範囲にかつ迅速に伝達できるよう、災害対策本部は、災害、復旧に関する情報を迅速に報道機関に対して発表する。また、報道機関が独自に行う取材活動についても積極的に協力する。 (5)災害時要援護者への広報の配慮 データ放送、外国語放送などの広報手段を活用し、高齢者、障害者、外国人等の災害時要援護者に配慮したわかりやすい情報伝達に努める。</p>
160	水害 地震	3	12	※図表過多のため省略	-
161	水害 地震	3	13	<p>県内において災害が発生し、県および被災市町村では応急対応または、応援措置等の実施が困難な場合に、他の市町村、都道府県及び防災関係機関(消防、警察、自衛隊その他の関係機関)からの支援を迅速かつ円滑に受けられるよう、<u>連携体制を整備</u>する。</p>	<p>県内において地震が発生し、県および被災市町村では応急対応または、応援措置等の実施が困難な場合に、他の市町村、都道府県及び防災関係機関からの支援を迅速かつ円滑に受けられるよう整備する。</p>
162	水害	3	13	<p>第3 警察活動に関する応援要請 (「第3章第21節 災害警備、交通規制計画」参照)</p>	<p>第3 警察活動に関する応援要請 (「第3章第26節 災害警備、交通規制計画」参照)</p>
163	水害 地震	3	13	<p>第7 近畿地方整備局への災害派遣要請計画 3 災害派遣要請手続き 近畿地方整備局災害対策マネジメント室へ口頭または電話等により応援要請を行い、事後速やかに文書を提出する。</p>	<p>第7 近畿地方整備局への災害派遣要請計画 3 災害派遣要請手続き 近畿地方整備局企画部へ口頭または電話等により応援要請を行い、事後速やかに文書を提出する。</p>
164	水害	3	13	<p>第15 保健医療活動に係る受入体制の整備 国、他都道府県等公共団体、医療関係機関等からの保健医療活動に関する応援は、保健医療活動計画(本章第19節)に基づき、保健医療調整本部において調整を行い、受入体制を整備する。</p>	<p>第15 保健医療活動に係る受入体制の整備 国、他都道府県等公共団体、医療関係機関等からの保健医療活動に関する応援は、保健医療活動計画(本章第18節)に基づき、保健医療調整本部において調整を行い、受入体制を整備する。</p>
165	水害 地震	3	13	<p><u>第16 ISUTの受け入れ体制の準備</u> <u>災害の規模等に応じて、国(内閣府)等で構成されるISUT(災害時情報集約支援チーム)が派遣される。ISUTは、災害情報を集約・整理し地図で提供することにより、県及び市町村等の防災対応を支援する役割を持つ。</u> <u>県及び市町村は、必要に応じて派遣されるISUTとも連携し、対応に当たるものとする。</u></p>	(新設)

No.	編	章	節	新	旧
166	水害	地震	3 15 17	<p>第2 道路啓開と応急対策</p> <p>1 道路啓開</p> <p>(1)道路啓開の実施</p> <p>道路は、災害発生時において消火・救急救助活動及び緊急物資輸送等を支える重要な施設であり、一刻も早い機能回復が求められる。このため土木事務所は、集められた情報を基に的確に被災状況を判断し、路上の障害物の除去や簡易な応急作業により早期の道路啓開に努め、緊急活動を支援する。<u>重要物流道路(代替・補完路を含む)において、道路啓開の実施が困難な場合、国に代行を要請する。</u></p> <p>また、通行不能箇所については、迂回路を選定し緊急輸送ルートを確認する。放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため必要があるときは、道路管理者として区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行い、運転者がいない場合等においては、道路管理者自らが、車両の移動等を行うことができる災害対策基本法の規定の具体的運用について、検討する。</p>	<p>第2 道路啓開と応急対策</p> <p>1 道路啓開</p> <p>(1)道路啓開の実施</p> <p>道路は、災害発生時において消火・救急救助活動及び緊急物資輸送等を支える重要な施設であり、一刻も早い機能回復が求められる。このため土木事務所は、集められた情報を基に的確に被災状況を判断し、路上の障害物の除去や簡易な応急作業により早期の道路啓開に努め、緊急活動を支援する。また、通行不能箇所については、迂回路を選定し緊急輸送ルートを確認する。放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため必要があるときは、道路管理者として区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行い、運転者がいない場合等においては、道路管理者自らが、車両の移動等を行うことができる災害対策基本法の規定の具体的運用について、検討する。</p>
167	水害		3 16	<p>第3 電力(関西電力株式会社)</p> <p>1 通報・連絡</p> <p>(2)通報・連絡の方法</p> <p>通報・連絡は、「第2章第15節 ライフライン施設の災害予防計画」第3電力(関西電力株式会社)に示す施設、設備および電気通信事業者の回線を使用する。</p>	<p>第3 電力(関西電力株式会社)</p> <p>1 通報・連絡</p> <p>(2)通報・連絡の方法</p> <p>通報・連絡は、「第2章第14節 ライフライン施設の災害予防計画」第3電力(関西電力株式会社)に示す施設、設備および電気通信事業者の回線を使用する。</p>
168	水害	地震	3 16 18	<p>第4 電信電話施設</p> <p>1 西日本電信電話株式会社</p> <p>② 災害対策情報の連絡体制</p> 	<p>第4 電信電話施設</p> <p>1 西日本電信電話株式会社</p> <p>② 災害対策情報の連絡体制</p> 
169	水害	地震	3 16 18	<p>第4 電信電話施設</p> <p>2 <u>株式会社ドコモCS関西</u>(携帯電話)</p> <p><u>株式会社ドコモCS関西</u>はNTTグループで「防災業務計画」を定めており、以下のとおり実施します。</p>	<p>第4 電信電話施設</p> <p>2 株式会社NTTドコモ(携帯電話)</p> <p>株式会社NTTドコモはNTTグループで「防災業務計画」を定めており、以下のとおり実施します。</p>

No.	編	章	節	新	旧
170	水害	3	17	<p>第1 危険物施設 県、消防機関及び施設の管理者は、水害・土砂災害等に伴って屋外タンク等の危険物施設が破損あるいは不等沈下等し、石油類等が流出し、又は火災が発生した場合は、次の応急措置をとる。</p>	<p>第1 危険物施設 県、消防機関及び施設の管理者は、地震等に伴って屋外タンク等の危険物施設が破損あるいは不等沈下等し、石油類等が流出し、又は火災が発生した場合は、次の応急措置をとる。</p>
171	水害	3	17	<p>第2 高圧ガス・LPガス貯蔵施設等 1 高圧ガス貯蔵施設等 高圧ガス事業者等は、水害・土砂災害等による高圧ガスの災害を最小限に止め、高圧ガスの製造者及び消費者並びに周辺地域住民の安全を確保するため、消防署、警察署、県並びに奈良県高圧ガス地域防災協議会等の県内保安関係団体と密接な連携を図り適切な措置を講ずる。 2 LPガス貯蔵施設等 LPガス事業者等は、水害・土砂災害等によるLPガスによる災害を最小限に止め、LPガスの消費者及び周辺地域住民の安全を確保するため、消防署、警察署、県及び一般社団法人奈良県LPガス協会等の県内保安関係団体と密接な連携を図り、適切な措置を講ずる。</p>	<p>第2 高圧ガス・LPガス貯蔵施設等 1 高圧ガス貯蔵施設等 高圧ガス事業者等は、地震等による高圧ガスの災害を最小限に止め、高圧ガスの製造者及び消費者並びに周辺地域住民の安全を確保するため、消防署、警察署、県並びに奈良県高圧ガス地域防災協議会等の県内保安関係団体と密接な連携を図り適切な措置を講ずる。 2 LPガス貯蔵施設等 LPガス事業者等は、地震等によるLPガスによる災害を最小限に止め、LPガスの消費者及び周辺地域住民の安全を確保するため、消防署、警察署、県及び一般社団法人奈良県LPガス協会等の県内保安関係団体と密接な連携を図り、適切な措置を講ずる。</p>
172	水害	3	17	<p>第3 火薬類貯蔵施設 県、市町村及び施設等の管理者は、水害・土砂災害等により火薬類貯蔵施設等の付近で火災等が発生し、貯蔵中の火薬類に引火、爆発、流出等のおそれがある場合は、次の応急措置をとるものとする。</p>	<p>第3 火薬類貯蔵施設 県、市町村及び施設等の管理者は、地震等により火薬類貯蔵施設等の付近で火災等が発生し、貯蔵中の火薬類に引火、爆発のおそれがある場合は、次の応急措置をとるものとする。</p>
173	地震	3	18	<p>第6 鉄道 1 西日本旅客鉄道株式会社 (1) 運転規則 ① 地震計で計測震度の測定が可能な場合 ア 地震計が計測震度4.0未満を示したとき 運転の再開を行うものとする。 イ 地震計が計測震度4.0以上4.5未満を示したとき 規制区間内を初列車は25km/h以下で運転を行い、初列車により規制区間内に異常がないことが確認された区間から運転規制の解除を行うものとする。ただし、規制区間内に要注意箇所(※)がある場合は、初列車による規制区間内の異常の有無の確認に加え、スポット巡回により異常がないことが確認されたのち、運転規制の解除を行うものとする。 スポット巡回による異常の有無が確認されるまでの間は、要注意箇所(※)を25km/h以下で徐行運転を継続することとする。 ウ 地震計が計測震度4.5以上を示したとき 規制区間内の地上巡回により異常のないことが確認されたのち、規制区間内を初列車は45km/h以下で運転を行い、初列車により規制区間内に異常のないことが確認された区間から運転規制の解除を行うものとする。</p>	(新設)

No.	編	章	節	新	旧
174	地震	3	18	<p>第6 鉄道 1 西日本旅客鉄道株式会社 (1) 運転規則 <u>② 地震計で計測震度の測定ができない場合</u> <u>ア 地震計が40ガル未満を示したとき</u> <u>運転の再開を行うものとする。</u> <u>イ 地震計が40ガル以上80ガル未満を示したとき</u> <u>規制区間内を初列車は25km/h以下で運転を行い、初列車により規制区間内に異常がないことが確認された区間から運転規制の解除を行うものとする。ただし、規制区間内に要注意箇所(※)がある場合は、初列車による規制区間内の異常の有無の確認に加え、スポット巡回により異常がないことが確認されたのち、運転規制の解除を行うものとする。スポット巡回による異常の有無が確認されるまでの間は、要注意箇所(※)を25km/h以下で徐行運転を継続することとする。</u> <u>ウ 地震計が80ガル以上を示したとき</u> <u>規制区間内の地上巡回により異常のないことが確認されたのち、規制区間内を初列車は45km/h以下で運転を行い、初列車により規制区間内に異常のないことが確認された区間から運転規制の解除を行うものとする。ただし、震度4以下のときは、駅間停車列車について、規制区間内の地上巡回による確認の完了を待たずに25km/h以下で旅客の乗降可能な最寄りの停車場まで運転できるものとする。</u> <u>※要注意箇所は、近畿統括本部長が過去に地震に起因して変状が生じた構造物、耐震評価上の弱点となる構造物等に対して事前に設定する。</u></p>	<p>第6 鉄道 1 西日本旅客鉄道株式会社 (1) 運転規則 ① 地震計が40ガル以上80ガル未満を示したとき 規制区間内を初列車は15km/h以下で運転を行い、初列車により規制区間内に異常がないことが確認されたのち、次列車は45km/h以下で運転を行い、次列車により規制区間内に異常がないことが確認されたのち、運転規制の解除を行うものとする。 ② 地震計が80ガル以上を示したとき 規制区間内を走行中の列車は停止するものとし、規制区間内には列車を進入させないこととする。この場合、震度4以下のときは、15km/h以下で最寄り 駅に到着後、運転を見合わせる。 その後、保守担当区所長の報告により異常を認められなかったときは、初列車は30km/h以下で運転を行い、初列車により規制区間内に異常がないことが確認されたのち、運転規制の解除を行うものとする。</p>
175	地震	3	18	<p>第6 鉄道 1 西日本旅客鉄道株式会社 (2) 統括本部対策本部及び現地対策本部の設置 ③ 統括本部対策本部体制図</p>	<p>第6 鉄道 1 西日本旅客鉄道株式会社 (2) 統括本部対策本部及び現地対策本部の設置 ③ 統括本部対策本部体制図</p>
176	地震	3	18	<p>第6 鉄道 1 西日本旅客鉄道株式会社 (2) 統括本部対策本部及び現地対策本部の設置 ④ 支社、駅区所等への体制の伝達と指示 統括本部対策本部長は、大阪総合指令所を通じた旅客一斉放送、<u>保安当直(安全推進室)から一斉送信される</u>メール等により、支社及び駅区所等に対策本部の体制を伝達する。また、統括本部対策本部長は事故等の規模に応じて、関係支社及び駅区所等に対して現地への出動を指示する。</p>	<p>第6 鉄道 1 西日本旅客鉄道株式会社 (2) 統括本部対策本部及び現地対策本部の設置 ④ 支社、駅区所等への体制の伝達と指示 統括本部対策本部長は、大阪総合指令所を通じて旅客一斉放送、メール等により、支社及び駅区所等に対策本部の体制を伝達する。また、統括本部対策本部長は事故等の規模に応じて、関係支社及び駅区所等に対して現地への出動を指示する。</p>

No.	編	章	節	新	旧
177	地震	3	18	<p>第6 鉄道 1 西日本旅客鉄道株式会社 (2)統括本部対策本部及び現地対策本部の設置 ⑤ 支社、駅区所等の業務 <u>支社は、統括本部対策本部からの指示や現地の状況を踏まえ、支社、現地又は現地対策本部等において対応にあたること。また、駅区所等の状況把握に努め、必要な支援や手配を行うこと。</u> <u>駅区所等は、統括本部対策本部又は支社等からの指示を受け、対応または必要な要因の確保等を行うこと。</u></p>	<p>第6 鉄道 1 西日本旅客鉄道株式会社 (2)統括本部対策本部及び現地対策本部の設置 ⑤ 支社、駅区所等の対応 体制の伝達のほか、出勤の指示を受けた支社、駅区所等の長は、直ちに関係社員を出勤させること。なお、出勤駅区所等以外の長は必要に応じ要員を確保し、待機させておくこと。また、第2、3種体制についても、自箇所体制整備について、統括本部対策本部の指示を受けること。</p>
178	地震	3	18	<p>第6 鉄道 1 西日本旅客鉄道株式会社 (2)統括本部対策本部及び現地対策本部の設置 ⑥ 本社、他支社との協力体制 統括本部対策本部長は、事故等の規模や状況により、本社及び他支社に支援要請を行うことができる。また、<u>本社に対策本部が設置された場合は、役割を分担したうえ連携して対応にあたることとする。</u>他支社から支援要請を受けた場合は、その要請に積極的に応じることとする。</p>	<p>第6 鉄道 1 西日本旅客鉄道株式会社 (2)統括本部対策本部及び現地対策本部の設置 ⑥ 本社、他支社との協力体制 統括本部対策本部長は、事故等の規模や状況により、本社及び他支社に支援要請を行うことができる。また、他支社から支援要請を受けた場合は、その要請に積極的に応じることとする。</p>
179	地震	3	18	<p>第6 鉄道 1 西日本旅客鉄道株式会社 (2)統括本部対策本部及び現地対策本部の設置 ⑦ 現地対策本部の業務 現地対策本部長は現場の状況を把握し、乗客等の救護及び復旧の業務を総括すること。 <u>ア</u> 現地対策本部長は、現場の状況を把握し、被害者・被災者の救助を最優先すること。 ※救助活動については、可能な限り警察・消防の指揮下に入ること。 <u>イ</u> 現地対策本部長は、被害者・被災者の救助状況及び事故・復旧状況を統括本部対策本部長に逐次報告すること。 <u>ウ</u> <u>現地対策本部長は、新幹線での事故等に限り、被害者・被災者の救助が終了し復旧に向けた体制に移行する際は、新幹線鉄道事業本部に現地対策本部を引き継ぐこと。</u> <u>エ</u> 現地対策本部長は、必要な作業班を適宜組織し班長を指定する。</p>	<p>第6 鉄道 1 西日本旅客鉄道株式会社 (2)統括本部対策本部及び現地対策本部の設置 ⑦ 現地対策本部の業務 現地対策本部長は現場の状況を把握し、乗客等の救護及び復旧の業務を総括すること。 (ア)現地対策本部長は、現場の状況を把握し、被害者・被災者の救助を最優先すること。 ※救助活動については、可能な限り警察・消防の指揮下に入ること。 (イ)現地対策本部長は、被害者・被災者の救助状況及び事故・復旧状況を統括本部対策本部長に逐次報告すること。 (ウ)現地対策本部長は、必要な作業班を適宜組織し班長を指定する。</p>

No.	編	章	節	新	旧								
180	地震	3	18	<p>第6 鉄道 1 西日本旅客鉄道株式会社 (2)統括本部対策本部及び現地対策本部の設置 ⑧ 統括本部対策本部への報告及び要請 <u>ア</u> 現地対策本部長は、乗客等の救護及び復旧見込時刻及び確度を対策本部長に報告すること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>確度</th> <th>復旧時刻の精度(標準)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>甲</td> <td>± 1時間</td> </tr> <tr> <td>乙</td> <td>± 2時間</td> </tr> <tr> <td>丙</td> <td>± 3時間</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>イ</u> 現地対策本部長は、乗客等の救護及び復旧に際し応援が必要と認めた場合は、必要な人員、資材等を統括本部対策本部長に要請すること。 <u>ウ</u> 前項の要請を受けた統括本部対策本部長は直ちに関係箇所に指示を行なう。また応援が隣接支社に及ぶときは、統括本部対策本部長が要請すること。 <u>エ</u> 応援指示を受けた箇所長は速やかに、乗客等の救護及び事故復旧の手配をとるとともに、責任者の氏名及び出勤人員・時刻、携行機材等、乗客等の救護及び事故復旧に必要なと認める事項を統括本部対策本部長に報告すること。</p>	確度	復旧時刻の精度(標準)	甲	± 1時間	乙	± 2時間	丙	± 3時間	<p>第6 鉄道 1 西日本旅客鉄道株式会社 (2)統括本部対策本部及び現地対策本部の設置 ⑧ 統括本部対策本部への報告及び要請 (ア)現地対策本部長は、乗客等の救護及び復旧見込時刻及び確度を対策本部長に報告すること。 (イ)現地対策本部長は、乗客等の救護及び復旧に際し応援が必要と認めた場合は、必要な人員、資材等を統括本部対策本部長に要請すること。 (ウ)前項の要請を受けた統括本部対策本部長は直ちに関係箇所に指示を行なう。また応援が隣接支社に及ぶときは、統括本部対策本部長が要請すること。 (エ)応援指示を受けた箇所長は速やかに、乗客等の救護及び事故復旧の手配をとるとともに、責任者の氏名及び出勤人員・時刻、携行機材等、乗客等の救護及び事故復旧に必要なと認める事項を統括本部対策本部長に報告すること。</p>
確度	復旧時刻の精度(標準)												
甲	± 1時間												
乙	± 2時間												
丙	± 3時間												
181	地震	3	19	<p>第3 火薬類貯蔵施設 県、市町村及び施設等の管理者は、地震等により火薬類貯蔵施設等の付近で火災等が発生し、貯蔵中の火薬類に引火、爆発、<u>流出等</u>のおそれがある場合は、次の応急措置をとるものとする。</p>	<p>第3 火薬類貯蔵施設 県、市町村及び施設等の管理者は、地震等により火薬類貯蔵施設等の付近で火災等が発生し、貯蔵中の火薬類に引火、爆発のおそれがある場合は、次の応急措置をとるものとする。</p>								
182	水害 地震	3	17 19	<p>第3 火薬類貯蔵施設 1 事業者の応急措置 (6)火薬類の流出があった場合は<u>関係機関と連携し</u>回収を行う。 2 消費者の応急措置 (4)火薬類の流出があった場合は<u>関係機関と連携し</u>回収を行う。</p>	<p>第3 火薬類貯蔵施設 1 事業者の応急措置 (6)火薬類の流出があった場合は回収を行う。 2 消費者の応急措置 (4)火薬類の流出があった場合は回収を行う。</p>								
183	水害 地震	3	18 23	<p>第1 救急活動 3 市町村は、医療機関の受入状況を確認のうえ、トリアージの結果、救命処置を必要とする<u>重症</u>患者から最優先して迅速、的確な搬送を実施する。</p>	<p>第1 救急活動 3 市町村は、医療機関の受入状況を確認のうえ、トリアージの結果、救命処置を必要とする重傷患者から最優先して迅速、的確な搬送を実施する。</p>								

No.	編	章	節	新	旧
184	水害 地震	3	19 24	<p>第1 保健医療活動</p> <p>2 県(保健医療調整本部)</p> <p>(1) 県医療政策局長は、災害対策本部が設置されるとき及び被災状況に応じて必要と認めるときは、<u>災害対策本部の下に</u>保健医療調整本部(本部長:県医療政策局長)を設置する。また、保健医療調整本部の設置に伴い、<u>被災市町村を管轄する県保健所長は、当該県保健所に地域保健医療調整本部(本部長:県保健所長)を設置する。</u></p> <p><u>なお、中核市保健所である奈良市保健所においても、当該保健所の管内の被災状況に応じて必要と認めるときは、同様の機能をもつ組織を設置する。</u></p> <p>(2) 保健医療調整本部長は、暫時参集する職員により概ね業務ごとに班(統括班、DMAT調整班、医療支援調整班、精神保健支援班、要医療者支援班、保健支援調整班、薬務班等)を適宜編成する。</p> <p>(3) 保健医療調整本部は、<u>地域保健医療調整本部</u>と連携し、県内の医療機関等の被災状況及び保健医療ニーズを把握し、必要に応じて医療機関に対し人的・物的支援を行うほか、<u>保健医療活動チーム(DMAT(災害派遣医療チーム)、DPAT(災害派遣精神医療チーム)、医療救護班(県内医療関係団体、県内医療関係団体の属する全国組織及びその他の医療関係団体が派遣する医療救護活動を行うチームをいう。以下同じ。))、保健師等支援チーム、災害支援ナース、DHEAT(災害時健康危機管理支援チーム)等で、保健医療活動を行うチームをいう。以下同じ。</u>の派遣調整、国、近隣府県をはじめとする他公共団体及び日本赤十字社等に対する保健医療活動チームの派遣要請、並びに関連法令等に基づく所要の指揮調整など、県内の保健医療活動の実施及び調整を行う。</p> <p>(4) 保健医療調整本部は、国、他都道府県等公共団体、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、日本赤十字社奈良県支部等との間で受援・救護体制に関する調整を行うとともに、災害対策本部を通じ自衛隊、消防機関等との間で要救護者、要支援医療機関等に関する搬送・移送等にかかる調整を実施する。</p> <p>(5) 保健医療調整本部は、<u>地域保健医療調整本部</u>及び<u>中核市</u>保健所と連携し、災害により失われた保健医療提供体制の復旧と再開に向けた調整及び計画的な支援を行う。</p> <p><u>(6) 保健医療調整本部の運営にかかる事項は、別に「奈良県保健医療調整本部運営要領」に定める。</u></p>	<p>第1 保健医療活動</p> <p>2 県(保健医療調整本部)</p> <p>(1) 県医療政策部長は、災害対策本部が設置されるとき及び被災状況に応じて必要と認めるときは、保健医療調整本部(本部長:県医療政策部長)を設置する。また、保健医療調整本部の設置に伴い、<u>県保健所に保健所保健医療対策本部(本部長:県保健所長)を設置する。</u></p> <p>(2) 保健医療調整本部設置に伴い、保健医療調整本部長は、暫時参集する職員により概ね業務ごとに班(総務班、保健医療調整班、保健支援班、薬務班等)を適宜編成する。</p> <p>(3) 保健医療調整本部は、保健所保健医療対策本部と連携し、県内の医療機関等の被災状況及び保健医療ニーズを把握し、必要に応じて医療機関に対し人的・物的支援を行うほか、DMAT(災害派遣医療チーム)、DPAT(災害派遣精神医療チーム)、医療救護班、DHEAT(災害時健康危機管理支援チーム)等の保健医療活動チームの派遣調整、国、近隣府県をはじめとする他公共団体及び日本赤十字社等に対する保健医療活動チームの派遣要請、並びに関連法令等に基づく所要の指揮調整など、県内の保健医療活動の実施及び調整を行う。</p> <p>(4) 保健医療調整本部は、国、他都道府県等公共団体、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、日本赤十字社奈良県支部等との間で受援・救護体制に関する調整を行うとともに、災害対策本部を通じ自衛隊、消防機関等との間で要救護者、要支援医療機関等に関する搬送・移送等にかかる調整を実施する。</p> <p>(5) 保健医療調整本部は、保健所保健医療対策本部及び奈良市保健所と連携し、災害により失われた保健医療提供体制の復旧と再開に向けた調整及び計画的な支援を行う。</p>
185	水害 地震	3	19 24	<p>第1 保健医療活動</p> <p>3 県保健所(<u>地域保健医療調整本部</u>)</p> <p>(1) <u>地域保健医療調整本部</u>は、管内の医療機関の被災状況及び保健医療ニーズを把握し、保健医療調整本部に報告する。</p> <p>(2) <u>地域保健医療調整本部</u>は、市町村を通じ避難所等の保健医療ニーズを把握し、保健医療調整本部に報告する。また、保健医療ニーズの把握に際し、必要に応じて保健師等を市町村へ派遣するなど<u>マネジメントにかかる</u>人員支援を行う。</p> <p>(3) <u>地域保健医療調整本部</u>は、管内の地区医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等医療関係機関及び市町村で構成する地域災害医療対策会議を開催し、保健医療調整本部と連携して管轄地域における保健医療活動を支援及び実施する。</p> <p>(4) 保健医療調整本部は、<u>地域における</u>保健医療活動のマネジメント支援のために、必要に応じて他府県DHEAT等を受入れ、<u>地域保健医療調整本部</u>に派遣する。</p>	<p>第1 保健医療活動</p> <p>3 県保健所(保健所保健医療対策本部)</p> <p>(1) 保健所保健医療対策本部は、管内の医療機関の被災状況及び保健医療ニーズを把握し、保健医療調整本部に報告する。</p> <p>(2) 保健所保健医療対策本部は、市町村を通じ避難所等の保健医療ニーズを把握し、保健医療調整本部に報告する。また、保健医療ニーズの把握に際し、必要に応じて保健師やDHEAT等を市町村へ派遣するなど人員支援を行う。</p> <p>(3) 保健所保健医療対策本部は、管内の地区医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等医療関係機関及び市町村で構成する地域災害医療対策会議を開催し、保健医療調整本部と連携して管轄地域における保健医療活動を支援及び実施する。</p> <p>(4) 保健医療調整本部は、保健医療活動のマネジメント支援のために、必要に応じて他府県DHEATを受入れ、保健所保健医療対策本部と調整し、被災市町村の状況に応じてDHEATを派遣する。</p>

No.	編	章	節	新	旧
186	水害 地震	3	19 24	<p>第2 医療機関への支援</p> <p>1 医療情報の収集・伝達 保健医療調整本部(医療支援調整班)は、DMAT調整班及び地域保健医療調整本部と連携し、奈良県広域災害救急医療情報システムやEMIS(広域災害・救急医療情報システム)、防災行政通信ネットワーク、衛星携帯電話等を活用し、以下の内容を把握する。</p> <p>3 医療人材及び医療資機材の支援 なお、医薬品等の医療資機材の提供体制については、本節第8で示すところによる。</p>	<p>第2 医療機関への支援</p> <p>1 医療情報の収集・伝達 保健医療調整本部は、保健所保健医療対策本部と連携し、奈良県広域災害・救急医療情報システムやEMIS(広域災害・救急医療情報システム)、防災行政通信ネットワーク、衛星携帯電話等を活用し、以下の内容を把握する。</p> <p>3 医療人材及び医療資機材の支援 なお、医薬品等の医療資機材の提供体制については、本節第7で示すところによる。</p>
187	水害 地震	3	19 24	<p>第3 要継続的医療支援者(人工透析患者、人工呼吸器使用者等)への支援 県及び市町村は、災害時においても継続的な医療支援が必要となる要継続的医療支援者への対策として次の活動を行う。</p> <p>1 人工透析患者への支援 (1)情報の収集及び把握 地域保健医療調整本部は、管内市町村及び医療機関等を通じ、県内の透析施設の被災状況、稼働状況、水、医薬品等の不足状況及び人工透析患者の状況把握に努める。 保健医療調整本部は、地域保健医療調整本部を通じて収集した情報を集約し、医療提供体制の整備に必要な支援の調整を行う。</p> <p>(2)医療支援 保健医療調整本部は、透析施設に優先的に水が供給されるよう自衛隊や市町村に協力を要請するとともに、本節第8に示す医薬品等の供給体制により医薬品等の供給を行う。 また、必要に応じて消防機関や災害対策本部と調整し、施設までの移動手手段の確保及び避難誘導を行う。 地域保健医療調整本部は、管内市町村、透析患者団体及び透析患者に対し、透析施設の稼働状況等の情報を提供する。</p> <p>2 人工呼吸器等使用者への支援 (1)情報の収集及び把握 地域保健医療調整本部は、管内市町村、医療機関及び医療機器取扱事業者等を通じ、医療依存度の高い人工呼吸器や吸引器などを使用している在宅難病患者(指定難病特定医療受給者証保持者等)の安否確認や被災状況の把握に努めるとともに、人工呼吸器等使用者に対応可能な医療機関の情報を収集する。 保健医療調整本部は、地域保健医療調整本部を通じて収集した情報を集約し、医療提供体制の整備に必要な支援の調整を行う。</p>	<p>第3 要継続的医療支援者(人工透析患者、人工呼吸器使用者等)の支援 県及び市町村は、災害時においても継続的な医療支援が必要となる要継続的医療支援者対策として次の活動を行う。</p> <p>1 人工透析患者への支援 (1)情報の収集及び把握 保健所保健医療対策本部は、管内市町村及び医療機関等を通じ、県内の透析施設の被災状況、稼働状況、水、医薬品等の不足状況及び人工透析患者の状況把握に努める。 保健医療調整本部は、保健所保健医療対策本部を通じて収集した情報を集約し、医療提供体制の整備に必要な支援の調整を行う。</p> <p>(2)医療支援 保健医療調整本部は、透析施設に優先的に水が供給されるよう自衛隊や市町村に協力を要請するとともに、本節第7に示す医薬品等の供給体制により医薬品等の供給を行う。 また、必要に応じて消防機関や災害対策本部と調整し、施設までの移動手手段の確保及び避難誘導を行う。 保健所保健医療対策本部は、管内市町村、透析患者団体及び透析患者に対し、透析施設の稼働状況等の情報を提供する。</p> <p>2 人工呼吸器等使用者への支援 (1)情報の収集及び把握 保健所保健医療対策本部は、管内市町村、医療機関及び医療機器取扱事業者等を通じ、医療依存度の高い人工呼吸器や吸引器などを使用している在宅難病患者(指定難病特定医療受給者証保持者等)の安否確認や被災状況の把握に努めるとともに、人工呼吸器等使用者に対応可能な医療機関の情報を収集する。 保健医療調整本部は、保健所保健医療対策本部を通じて収集した情報を集約し、医療提供体制の整備に必要な支援の調整を行う。</p>

No.	編	章	節	新	旧
188	水害 地震	3	19 24	<p>第3 要継続的医療支援者(人工透析患者、人工呼吸器使用者等)の支援 2 人工呼吸器等使用者への支援 (2)医療支援 保健医療調整本部は、市町村、医療機関及び医療機器取扱事業者等と連携し、人工呼吸器等の電源確保・供給を行うとともに、医療機器取扱事業者に対し、人工呼吸器等の故障の際に迅速に対応するよう協力を要請する。また、対応可能な医療機関の情報を提供するとともに、必要に応じて消防機関等への支援要請並びにDMAT、医療救護班による医療支援を行い、避難誘導または後方医療機関へ搬送する。 <u>地域保健医療調整本部</u>は、管内市町村、関係医療団体及び人工呼吸器等使用者に対し、受入可能な医療機関等の情報を提供する。</p> <p>3 その他の要継続的医療支援者への支援 (1)情報の収集及び把握 <u>地域保健医療調整本部</u>は、本節第3の1～3以外に特殊な医療支援が必要な要継続的医療支援者、<u>または継続的に服薬が必要な慢性疾患患者</u>(以下、「<u>その他の要継続的医療支援者等</u>」という。)について、管内市町村及び関係医療団体等を通じ、対応可能な医療機関、必要な医薬品や医療機器等及びその他の要継続的医療支援者の被災状況等の情報を把握する。また、その他の要継続的医療支援者から支援要請等があった場合は、速やかに保健医療調整本部へ報告し、医療提供体制の整備を図る。 保健医療調整本部は、<u>地域保健医療調整本部</u>を通じて収集した情報を集約し、医療提供体制の整備に必要な支援の調整を行う。また、他部局との連携が必要と考えられる場合は、情報共有を図るとともに、必要に応じて連携体制を確立する。</p> <p>(2)医療支援 保健医療調整本部は、医療機関、医療救護所等に対し、必要な医薬品や医療機器等が優先的に供給されるよう関係団体に要請する。また、必要に応じて消防機関や災害対策本部と調整し、対応可能な医療機関までの移動手段の確保及び避難誘導を行う。 <u>地域保健医療調整本部</u>は、市町村、医療機関及びその他の要継続的医療支援者等に対し、対応可能な医療機関や支援体制等の必要な情報を提供する。</p>	<p>第3 要継続的医療支援者(人工透析患者、人工呼吸器使用者等)の支援 2 人工呼吸器等使用者への支援 (2)医療支援 保健医療調整本部は、市町村、医療機関及び医療機器取扱事業者等と連携し、人工呼吸器等の電源確保・供給を行うとともに、医療機器取扱事業者に対し、人工呼吸器等の故障の際に迅速に対応するよう協力を要請する。また、対応可能な医療機関の情報を提供するとともに、必要に応じて消防機関等への支援要請並びにDMAT、医療救護班による医療支援を行い、避難誘導または後方医療機関へ搬送する。 保健所保健医療対策本部は、管内市町村、関係医療団体及び人工呼吸器等使用者に対し、受入可能な医療機関等の情報を提供する。</p> <p>3 その他の要継続的医療支援者への支援 (1)情報の収集及び把握 保健所保健医療対策本部は、本節第3の1、2以外に特殊な医療支援が必要な要継続的医療支援者(以下、その他の要継続的医療支援者)について、管内市町村及び関係医療団体等を通じ、対応可能な医療機関、必要な医薬品や医療機器等及びその他の要継続的医療支援者の被災状況等の情報を把握する。また、その他の要継続的医療支援者から支援要請等があった場合は、速やかに保健医療調整本部へ報告し、医療提供体制の整備を図る。 保健医療調整本部は、保健所保健医療対策本部を通じて収集した情報を集約し、医療提供体制の整備に必要な支援の調整を行う。また、他部局との連携が必要と考えられる場合は、情報共有を図るとともに、必要に応じて連携体制を確立する。</p> <p>(2)医療支援 保健医療調整本部は、医療機関、医療救護所等に対し、必要な医薬品や医療機器等が優先的に供給されるよう関係団体に要請する。また、必要に応じて消防機関や災害対策本部と調整し、対応可能な医療機関までの移動手段の確保及び避難誘導を行う。 保健所保健医療対策本部は、市町村、医療機関及びその他の要継続的医療支援者等に対し、対応可能な医療機関や支援体制等の必要な情報を提供する。</p>
189	水害 地震	3	19 24	<p><u>第4 小児・周産期領域の患者への支援</u> (1)情報の収集及び把握 <u>地域保健医療調整本部は、管内市町村及び医療機関等を通じ、県内の産科施設の被災状況、稼働状況、水、医薬品等の不足状況等の把握に努める。</u> <u>保健医療調整本部は、地域保健医療調整本部を通じて収集した情報を集約するとともに、周産期災害医療コーディネーターの支援のもと、EMISの活用等により医療情報の収集を行い、医療提供体制の整備に必要な支援の調整を行う。</u></p> <p>(2)医療支援 <u>保健医療調整本部は、周産期災害医療コーディネーターの支援のもと、必要に応じて搬送調整及び消防機関や災害対策本部と調整し、搬送先までの移動手段の確保を行う。</u> <u>地域保健医療調整本部は、管内市町村に対し、産科施設の稼働状況等の情報を提供する。</u></p>	(新設)

No.	編	章	節	新	旧
190	水害 地震	3	19 24	<p>第5 DMAT及び医療救護班の活動</p> <p>1 DMATの派遣調整</p> <p>(1)保健医療調整本部は、奈良DMATの出動が想定される場合は、保健医療調整本部内としてDMAT調整班を設置する。</p> <p>(2)DMAT調整班は、独自の情報収集や、市町村・消防機関等からの依頼に基づき、奈良DMATの出動が必要と判断した場合、災害拠点病院・DMAT指定病院に派遣要請を行う。</p> <p>(3)県は、DMAT活動の調整にあたっては、「奈良県DMAT運用マニュアル」に基づき、災害医療コーディネーターと調整を図る。</p> <p>※災害医療コーディネーター：災害時に県や保健所が保健医療活動の総合調整を適切かつ円滑に支援し、被災地の医療ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等を行う者。災害急性期においては、DMATの迅速かつ確かな出動と活動を支援するとともに、災害急性期の医療施策等に関する助言を行う。</p> <p>(4)DMAT調整班は、災害規模に応じて必要と判断した場合、厚生労働省に他府県DMATの派遣を要請する。</p> <p>(5)他府県DMATを要請した場合、DMAT調整班は、必要に応じて災害対策本部や厚生労働省と調整の上、原則として広域防災活動拠点の中からDMATの参集拠点を指定する。</p> <p>(6)DMAT調整班は、被災状況とDMAT参集状況を把握し、DMATの派遣、調整を行う。</p> <p>(7)DMAT調整班は、原則として災害発生後急性期までの間に設置されるものとし、DMATの活動・受援にかかる業務の縮小にあわせ、保健医療調整本部医療支援調整班に統合されるものとする。</p>	<p>第4 DMAT及び医療救護班の活動</p> <p>1 DMATの派遣調整</p> <p>(1)保健医療調整本部は、奈良DMATの出動が想定される場合は、保健医療調整本部内に奈良DMAT調整本部を設置する。</p> <p>(2)県DMAT調整本部は、独自の情報収集や、市町村・消防機関等からの依頼に基づき、奈良DMATの出動が必要と判断した場合、災害拠点病院・DMAT指定病院に派遣要請を行う。</p> <p>(3)県は、DMAT活動の調整にあたっては、「奈良県DMAT運用マニュアル」に基づき、奈良DMATコーディネーターと調整を図る。</p> <p>※奈良DMATコーディネーター：DMATの迅速かつ確かな出動と活動を支援するとともに、災害急性期の医療施策等に関する助言を行う者。</p> <p>(4)県DMAT調整本部は、災害規模に応じて必要と判断した場合、厚生労働省に他府県DMATの派遣を要請する。</p> <p>(5)他府県DMATを要請した場合、県DMAT調整本部は、必要に応じて保健医療調整本部や厚生労働省と調整の上、原則として広域防災活動拠点の中からDMATの参集拠点を指定する。</p> <p>(6)県DMAT調整本部は、被災状況とDMAT参集状況を把握し、DMATの派遣、調整を行う。</p>
191	水害 地震	3	19 24	<p>第5 DMAT及び医療救護班の活動</p> <p>2 医療救護班の派遣調整</p> <p>(1)保健医療調整本部は、医療救護班の活動が想定される場合は、保健医療調整本部内に医療支援調整班を編制する。保健医療調整本部(医療支援調整班)は、医療救護班の活動にかかる調整を行い、県内被災地外の県内医療機関等における医療救護班の編制及び派遣先の調整を行う。</p> <p>(2)保健医療調整本部(医療支援調整班)は、市町村や医療機関等から医療救護班の派遣要請があったとき、または被災状況に応じて医療救護班の派遣が必要と認めるときは、速やかに医療救護班の派遣調整を行う。</p> <p>(3)保健医療調整本部(医療支援調整班)は、県内の医療提供体制のみでは対応が困難な場合等、必要に応じて、国、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」に基づく全国知事会、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づく近隣府県、その他の公共団体、医療団体及び日本赤十字社等に対し、医療救護班の派遣要請等の調整を行う。</p> <p>3 県医療救護班の活動場所及び活動内容</p> <p>(1)保健医療調整本部(医療支援調整班)は、傷病者が多数発生した災害現場及び負傷者が多数収容された病院等に医療救護班を派遣し、人的支援を行う。医療救護班は、主として下記の活動を行う。</p> <p>(2)保健医療調整本部(医療支援調整班)は、避難所等に設置される医療救護所に医療救護班を派遣し、避難所の保健医療提供体制整備のための支援を行う。医療救護班は、主として下記の活動を行う。</p>	<p>第4 DMAT及び医療救護班の活動</p> <p>2 医療救護班の派遣調整</p> <p>(1)保健医療調整本部は、医療救護班の調整を行い、県内被災地外の県内医療機関等における医療救護班の編制及び派遣先の調整を行う。</p> <p>(2)保健医療調整本部は、市町村や医療機関等から医療救護班の派遣要請があったとき、または被災状況に応じて医療救護班の派遣が必要と認めるときは、速やかに医療救護班の派遣調整を行う。</p> <p>(3)保健医療調整本部は、県内の医療提供体制のみでは対応が困難な場合等、必要に応じて、国、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」に基づく全国知事会、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づく近隣府県、その他の公共団体、医療団体及び日本赤十字社等に対し、医療救護班の派遣要請等の調整を行う。</p> <p>3 県医療救護班の活動場所及び活動内容</p> <p>保健医療調整本部は、医療救護班を適切に配置するため、保健医療調整班を編制する。</p> <p>(1)保健医療調整班は、傷病者が多数発生した災害現場及び負傷者が多数収容された病院等に医療救護班を派遣し、人的支援を行う。医療救護班は、主として下記の活動を行う。</p> <p>(2)保健医療調整班は、避難所等に設置される医療救護所に医療救護班を派遣し、避難所の保健医療提供体制整備のための支援を行う。医療救護班は、主として下記の活動を行う。</p>

No.	編	章	節	新	旧
192	水害 地震	3	19 24	<p>第6 保健医療活動にかかる受援体制の整備</p> <p>1 DMAT (1) 他府県DMATを要請した場合、DMAT調整班は、必要に応じて、県保健医療調整本部や厚生労働省と調整の上、原則として広域防災活動拠点の中からDMATの参集拠点を指定する。 (2) DMAT調整班は、被災状況とDMAT参集状況を把握し、DMATの派遣調整を行う。</p> <p>2 医療救護班 (1) 保健医療調整本部(医療支援調整班)は、(略)。 (2) 保健医療調整本部(医療支援調整班)は、(略)。 (3) 保健医療調整本部(医療支援調整班)は、(略)。 (4) 保健医療調整本部(医療支援調整班)は、(略)。</p> <p>3 DHEAT (1) 保健医療調整本部(統括班)は、地域保健医療調整本部及び市町村の避難所運営における健康管理に関するマネジメント業務等を支援するため、必要に応じて国に対しDHEATの派遣要請を行う。 (2) 保健医療調整本部(統括班)は、DHEATを地域保健医療調整本部に重点的に派遣し、保健医療活動に関わるマネジメント業務を支援することで、被災地域における健康危機管理体制の速やかな整備と維持が行われるよう努める。</p>	<p>第5 保健医療活動にかかる受援体制の整備</p> <p>1 DMAT (1) 他府県DMATを要請した場合、県DMAT調整本部は、必要に応じて、県保健医療調整本部や厚生労働省と調整の上、原則として広域防災活動拠点の中からDMATの参集拠点を指定する。 (2) 県DMAT調整本部は、被災状況とDMAT参集状況を把握し、DMATの派遣調整を行う。</p> <p>2 医療救護班 (1) 保健医療調整本部は、(略)。 (2) 保健医療調整本部は、(略)。 (3) 保健医療調整班は、(略)。 (4) 保健医療調整班は、(略)。</p> <p>3 DHEAT (1) 保健医療調整本部は、保健所保健医療対策本部及び市町村の避難所運営における健康管理に関するマネジメント業務等を支援するため、必要に応じて国に対しDHEATの派遣要請を行う。 (2) 保健医療調整本部は、DHEATを保健所保健医療対策本部及び被災地市町村に重点的に派遣し、保健医療活動に関わるマネジメント業務を支援することで、被災地域における健康危機管理体制の速やかな整備と維持が行われるよう努める。</p>
193	水害 地震	3	19 24	<p>第6 保健医療活動にかかる受援体制の整備</p> <p>4 保健師 (1) 保健医療調整本部(保健支援調整班)は、地域保健医療調整本部を通じて、保健師の派遣調整のための情報収集、整理を行い、収集した情報を基に支援を必要とする市町村に適切に派遣できるよう調整を図る。 (2) 保健医療調整本部(保健支援調整班)は、県内の保健師の派遣のみで対応が困難であると判断した場合等、必要に応じて、隣接県や災害時相互応援協定を結ぶ府県に保健師等支援チームの派遣要請を行う。また、全国規模の派遣要請が必要であると判断した場合、内閣府、厚生労働省に保健師支援班の派遣要請を行う。 (3) 保健医療調整本部(保健支援調整班)は、応援・派遣保健師等の受け入れに関する方針を策定し、派遣計画に基づき県内被災地に派遣調整を行う。 なお、市町村からの要請に基づく応援・派遣の調整については、本節第9で示すところによる。</p> <p>5 DPAT (1) 保健医療調整本部は、DPATの派遣が想定される場合は、保健医療調整本部精神保健支援班内に県DPAT調整本部を設置する。 (2) 県DPAT調整本部は、精神保健医療に関する被災状況により、県外からのDPATの応援が必要と判断した場合等、必要に応じて厚生労働省(DPAT事務局)に対してDPATの派遣を要請する。</p>	<p>第5 保健医療活動にかかる受援体制の整備</p> <p>4 保健師 (1) 保健医療調整本部は保健所保健医療対策本部を通じて、保健師の派遣調整のための情報収集、整理を行い、収集した情報を基に支援を必要とする市町村に適切に派遣できるよう調整を図る。 (2) 保健医療調整本部は、県内の保健師の派遣のみで対応が困難であると判断した場合等、必要に応じて、隣接県や災害時相互応援協定を結ぶ府県に保健師支援班の派遣要請を行う。また、全国規模の派遣要請が必要であると判断した場合、内閣府、厚生労働省に保健師支援班の派遣要請を行う。 (3) 保健医療調整本部は、応援・派遣保健師等の受け入れに関する方針を策定し、派遣計画に基づき県内被災地に派遣調整を行う。 なお、市町村からの要請に基づく応援・派遣の調整については、本節第8で示すところによる。</p> <p>5 DPAT (1) 保健医療調整本部は、DPATの派遣が想定される場合は、保健医療調整本部内にDPAT調整本部を設置する。 (2) 保健医療調整本部は、精神保健医療に関する被災状況により、県外からのDPATの応援が必要と判断した場合等、必要に応じて厚生労働省に対してDPATの派遣を要請する。</p>

No.	編	章	節	新	旧
194	水害 地震	3	19 24	<p>第7 後方医療体制の整備及び傷病者の搬送</p> <p>1 後方医療体制の整備 (略) 保健医療調整本部は、必要に応じて「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づき、近隣府県に対しての傷病者の受入れ等、支援要請を行う。</p> <p>2 傷病者の搬送 (2) 保健医療調整本部 (医療支援調整班)は、後方医療機関への搬送にあたり、各医療機関における受診状況を収集し、積極的に情報提供及び調整を行うことで、特定の医療機関に受診者が集中することのないよう努める。 (3) (略) また、保健医療調整本部 (DMAT調整班)は、県内医療機関での対応が困難になった場合等、必要に応じて広域医療搬送を行うための拠点 (SCU: ステージングケアユニット) を広域防災活動拠点等に設置する。 広域医療搬送の調整については、原則として 保健医療調整本部 (DMAT調整班) を通じて行う。また、必要に応じて保健医療調整本部も医療関係団体等と調整を行う。 (5) 重篤患者の搬送については、必要に応じて奈良県ドクターヘリ、関西広域連合 (大阪大学医学部附属病院) または和歌山県 (和歌山県立医科大学附属病院)、三重県のドクターヘリに要請する。広域医療搬送の調整については、原則として保健医療調整本部 (DMAT調整班) を通じて行う。</p>	<p>第6 後方医療体制の整備及び傷病者の搬送</p> <p>1 後方医療体制の整備 (略) 保健医療調整班は、必要に応じて「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づき、近隣府県に対しての傷病者の受入れ等、支援要請を行う。</p> <p>2 傷病者の搬送 (2) 保健医療調整本部は、後方医療機関への搬送にあたり、各医療機関における受診状況を収集し、積極的に情報提供及び調整を行うことで、特定の医療機関に受診者が集中することのないよう努める。 (3) (略) また、県DMAT調整本部は、県内医療機関での対応が困難になった場合等、必要に応じて広域医療搬送を行うための拠点 (SCU: ステージングケアユニット) を広域防災活動拠点等に設置する。 広域医療搬送の調整については、原則として県DMAT調整本部を通じて行う。また、必要に応じて保健医療調整本部も医療関係団体等と調整を行う。 (5) 重篤患者の搬送については、必要に応じて奈良県ドクターヘリ、関西広域連合 (大阪大学医学部附属病院) または和歌山県 (和歌山県立医科大学附属病院)、三重県のドクターヘリに要請する。</p>
195	水害 地震	3	19 24	<p>第8 災害時における医薬品等の供給体制</p> <p>保健医療調整本部は、医療救護所等へ迅速かつ安定的に医薬品等を供給するため、保健医療調整本部内に薬務班を編制する。</p> <p>1 医薬品等の要請・供給フロー (1) 医薬品、医療機器、医療用ガス、臨床検査薬等</p> <p>※医薬品卸組合等：奈良県製薬協同組合、奈良県医薬品卸協同組合、大阪医療機器協会奈良県支部</p>	<p>第7 災害時における医薬品等の供給体制</p> <p>保健医療調整本部は、医療救護所等へ迅速かつ安定的に医薬品等を供給するため、薬務班を編制する。</p> <p>1 医薬品等の要請・供給フロー (1) 医薬品、医療機器、医療用ガス等</p> <p>※医薬品卸組合等：奈良県製薬協同組合、奈良県医薬品卸協同組合、大阪医療機器協会奈良県支部</p>

No.	編	章	節	新	旧
196	水害 地震	3	19 24	<p>第8 災害時における医薬品等の供給体制</p> <p>2 災害時における関係者の役割分担</p> <p>① 市町村 なお、保健医療調整本部(薬務班)は、市町村への支援にあたり、医療用の消毒薬等については、医薬品等の要請・供給フローにしたがって支援を行うが、生活衛生に必要な医療用以外の消毒薬等については、本章第22節第1の3に基づき支援を行うよう災害対策本部救援物資班に要請する。</p> <p>② 県 (ア) 保健医療調整本部(薬務班)は、(略)。 (イ) 保健医療調整本部(薬務班)は、(略)。 (ウ) 保健医療調整本部(薬務班)は、(略)。</p> <p>③ 関係団体 医薬品卸組合等は、保健医療調整本部(薬務班)から(略)。</p> <p>④ 奈良県薬剤師会 (イ)奈良県薬剤師会は、保健医療調整本部(薬務班)から「災害時における医療救護活動に関する協定」に基づく薬剤師班の派遣要請があったときは、被災地外の支部に対し、医療救護活動を要請する。</p> <p>⑥ 県保健所 地域保健医療調整本部は、市町村、医療救護所等への医薬品等の供給について、必要に応じ調整を図る。</p>	<p>第7 災害時における医薬品等の供給体制</p> <p>2 災害時における関係者の役割分担</p> <p>① 市町村 なお、薬務班は、市町村への支援にあたり、医療用の消毒薬等については、医薬品等の要請・供給フローにしたがって支援を行うが、生活衛生に必要な医療用以外の消毒薬等については、本章第21節第1の3に基づき支援を行うよう災害対策本部救援物資班に要請する。</p> <p>② 県 (ア) 薬務班は、(略)。 (イ) 薬務班は、(略)。 (ウ) 薬務班は、(略)。</p> <p>③ 関係団体 医薬品卸組合等は、薬務班から(略)。</p> <p>④ 奈良県薬剤師会 (イ)奈良県薬剤師会は、薬務班から「災害時における医療救護活動に関する協定」に基づく薬剤師班の派遣要請があったときは、被災地外の支部に対し、医療救護活動を要請する。</p> <p>⑥ 県保健所 保健所保健医療対策本部は、市町村、医療救護所等への医薬品等の供給について、必要に応じ調整を図る。</p>
197	水害 地震	3	19 24	<p>第9 保健師等による健康管理に関する活動</p> <p>1 被災状況等の情報収集・分析・関係者との情報共有 市町村は、要配慮者の安否確認や健康状態の確認をするとともに、保健活動に必要な被災に関連する情報を迅速に収集・分析する。 地域保健医療調整本部は、支援方法を検討するため、速やかに被災市町村に入る等、被災状況や活動状況等の情報収集を行う。 保健医療調整本部は、保健活動にかかる総合調整を行うため、保健医療調整本部内に保健支援調整班を編成する。保健医療調整本部(保健支援調整班)は、地域保健医療調整本部が収集した被災に関連する情報を集約するとともに、市町村に必要な情報を速やかに提供し、支援方針を決定する。</p> <p>2 市町村からの要請に基づく派遣調整 (1)市町村は、必要に応じて保健医療調整本部(保健支援調整班)へ保健師等の派遣要請を行う。 (2)保健医療調整本部(保健支援調整班)は、地域保健医療調整本部と連携し、市町村の派遣要請もしくは自ら保健師等の派遣が必要と判断した場合、人材派遣計画を立て、県内被災地外の市町村に保健師等派遣の要請を行う。 (3)保健医療調整本部(保健支援調整班)は、県内応援のみでは対応が困難な場合等、必要に応じて隣接県や近県ブロックエリア等(災害協定県を含む)に保健師等派遣の要請を行う。 (4)保健医療調整本部(保健支援調整班)は、災害規模や質に応じて全国規模の派遣要請が必要であると判断した場合、内閣府、厚生労働省に保健師支援チームの派遣要請を行う。 (5)保健医療調整本部(保健支援調整班)は、応援・派遣保健師等の受け入れ方針を策定し、派遣調整・見直し等受け入れ体制の整備を行う。</p>	<p>第8 保健師等による健康管理に関する活動</p> <p>1 被災状況等の情報収集・分析・関係者との情報共有 市町村は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者の安否確認や健康状態の確認をするとともに、保健活動に必要な被災に関連する情報を迅速に収集・分析する。 保健所保健医療対策本部は、支援方法を検討するため、速やかに被災市町村に入る等、被災状況や活動状況等の情報収集を行う。 保健医療調整本部は、保健所保健医療対策本部が収集した被災に関連する情報を集約するとともに、市町村に必要な情報を速やかに提供し、支援方針を決定する。</p> <p>2 市町村からの要請に基づく派遣調整 (1)市町村は、必要に応じて保健医療調整本部へ保健師等の派遣要請を行う。 (2)保健医療調整本部は、保健所保健医療対策本部と連携し、市町村の派遣要請もしくは自ら保健師等の派遣が必要と判断した場合、人材派遣計画を立て、県内被災地外の市町村に保健師等派遣の要請を行う。 (3)県内応援のみでは対応が困難な場合等、必要に応じて隣接県や近県ブロックエリア等(災害協定県を含む)に保健師等派遣の要請を行う。 (4)保健医療調整本部は、災害規模や質に応じて全国規模の派遣要請が必要であると判断した場合、内閣府、厚生労働省に保健師支援班の派遣要請を行う。 (5)保健医療調整本部は、応援・派遣保健師等の受け入れ方針を策定し、派遣調整・見直し等受け入れ体制の整備を行う。</p>

No.	編	章	節	新	旧
198	水害 地震	3	19 24	<p>第9 保健師等による健康管理に関する活動</p> <p>3 避難所での保健活動</p> <p>(1)</p> <p>③ 市町村は避難所開設直後に、被害状況や設備状況、要配慮者の避難状況等を迅速に情報収集し、被災地域を管轄する県保健所に設置された地域保健医療調整本部を通じて保健医療調整本部に報告する。</p> <p>(2) 保健医療調整本部より派遣された、保健師等必要な職種からなるチーム(以下、「保健師等支援チーム」という。)は、避難所における環境整備や健康管理が円滑に行われるよう避難者の心身の健康の保持への対策を講じ、加えて要配慮者の避難状況を確認し、緊急的に医療確保が必要な人を把握・適切な機関につなげる。</p>	<p>第8 保健師等による健康管理に関する活動</p> <p>3 避難所での保健活動</p> <p>(1)</p> <p>③ 市町村は避難所開設直後に、被害状況や設備状況、要援護者の避難状況等を迅速に情報収集し、県保健所を通じて保健医療調整本部に報告する。</p> <p>(2) 保健医療調整本部より派遣された、保健師等必要な職種からなるチームは、避難所における環境整備や健康管理が円滑に行われるよう避難者の心身の健康の保持への対策を講じ、加えて災害時要援護者の避難状況を確認し、緊急的に医療確保が必要な人を把握・適切な機関につなげる。</p>
199	水害 地震	3	19 24	<p>第9 保健師等による健康管理に関する活動</p> <p>4 在宅被災者等への支援体制の整備</p> <p>(1) 市町村は、避難せず自宅にとどまる被災者や避難所から自宅に戻った在宅被災者について、保健師等支援チーム等を活用し、迅速に在宅被災者に関する情報収集を行い、保健師の巡回相談等により心身の健康状態の把握と必要な支援を行う。保健活動については、以下の事項に留意するものとする。</p> <p>① 在宅避難の要配慮者については、必要な支援物資の配備や、適切な保健福祉サービスが継続して受けられるように手配を行う。</p> <p>② 在宅避難でも起こりやすい健康課題(エコノミークラス症候群・感染症・ストレス関連障害・便秘等)の予防に関する啓発と必要な支援を行う。</p> <p>③ 市町村は在宅避難者、在宅の要配慮者の状況について、迅速に収集した情報を集約し、県保健所を通じて保健医療調整本部に報告する。</p> <p>(2) 保健医療調整本部より派遣された、保健師等必要な職種からなるチームは、在宅被災者の心身の健康の保持への対策を講じ、とりわけ災害関連死予防にむけた積極的な啓発を行う。加えて在宅の要配慮者の避難状況を確認し、緊急的に医療確保が必要な人を把握・適切な機関につなげる。</p> <p>5 市町村への支援</p> <p>(1) 保健医療調整本部(保健支援調整班)は、必要に応じ被災直後に被災市町村に対し、被災状況の把握、被災者の心身の健康状態の把握、他機関との調整及び健康管理に関するマネジメント業務等を支援するため、保健師等支援チームを派遣する。</p> <p>(2) 保健医療調整本部(保健支援調整班)は、地域保健医療調整本部と連携して、市町村が把握した要配慮者の情報を確認し、保健師等支援チームによる必要な支援を行う。</p> <p>(3) 保健医療調整本部(保健支援調整班)は、避難所の環境整備や健康管理が円滑に行われるよう県内被災地以外の市町村と連携し、保健師等支援チームを編成し、派遣する。</p> <p>6 関係機関との連携、地域づくり (略)</p>	<p>第8 保健師等による健康管理に関する活動</p> <p>4 市町村への支援</p> <p>(1) 保健医療調整本部は、必要に応じ被災直後に被災市町村に対し、被災状況の把握、被災者の心身の健康状態の把握、他機関との調整及び健康管理に関するマネジメント業務等を支援するため、保健師等を派遣する。</p> <p>(2) 保健医療調整本部は、保健所保健医療対策本部と連携して、市町村が把握した高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者の情報を確認し、保健師等による必要な支援を行う。</p> <p>(3) 保健医療調整本部は、避難所の環境整備や健康管理が円滑に行われるよう県内被災地以外の市町村と連携し、保健師等必要な職種からなるチームを編成し、派遣する。</p> <p>5 関係機関との連携、地域づくり (略)</p>

No.	編	章	節	新	旧
200	水害 地震	3	19 24	<p>第10 精神障害者及びメンタルヘルスに関する活動 保健医療調整本部(精神保健支援班)、精神保健福祉センター、地域保健医療調整本部、市町村等は精神障害者及びメンタルヘルス対策として次の活動を行う。</p> <p>1 安否確認等 地域保健医療調整本部及び市町村は、相談支援事業等関係機関との連携をはかり、在宅精神障害者の安否及び健康状況を確認して必要な支援の検討、提供を行う。</p> <p>2 精神科病院等の被害状況の把握 保健医療調整本部(精神保健支援班)は、精神科病院等の被害状況を把握し、入院可能病床の確認と入転院の調整等を行う。入転院が必要な場合の患者搬送は、被災病院及び受入病院が協力して実施する。</p> <p>3 DPAT(災害派遣精神医療チーム)の派遣 (1)保健医療調整本部は、DPATの派遣が想定される場合は、保健医療調整本部精神保健支援班内に県DPAT調整本部を設置する。 (2)県DPAT調整本部は、精神保健医療に関する被災状況により、県外からのDPATの応援が必要と判断した場合、厚生労働省(DPAT事務局)に対してDPATの派遣を要請する。 (3)派遣要請に応じて参集したDPATは、入転院が必要な患者の搬送を補助する。 (4)県DPAT調整本部は、必要に応じて被災地域の保健所管内にDPAT活動拠点本部を設置する。 (5)地域保健医療調整本部は、避難所の状況や他の保健医療活動チームの活動状況等を把握し、被災地域でのDPATの活動が円滑に行われるよう、現地コーディネーターの役割を果たす。</p>	<p>第9 精神障害者及びメンタルヘルスに関する活動 保健医療調整本部、精神保健福祉センター、保健所保健医療対策本部、市町村等は精神障害者及びメンタルヘルス対策として次の活動を行う。</p> <p>1 安否確認等 保健所保健医療対策本部及び市町村は、相談支援事業等関係機関との連携をはかり、在宅精神障害者の安否及び健康状況を確認して必要な支援の検討、提供を行う。</p> <p>2 精神科病院等の被害状況の把握 保健医療調整本部は精神科病院等の被害状況を把握し、入院可能病床の確認と入転院の調整等を行う。入転院が必要な場合の患者搬送は、被災病院及び受入病院が協力して実施する。</p> <p>3 DPAT(災害派遣精神医療チーム)の派遣 (1)保健医療調整本部は、平素から精神科医療の中核的機関としての役割を担っている精神科病院へ働きかけ、県内外で活動できるDPATを編成する。 (2)保健医療調整本部は、DPATの派遣が想定される場合は、保健医療調整本部内に奈良県DPAT調整本部を設置する。 (3)保健医療調整本部は、精神保健医療に関する被災状況により、県外からのDPATの応援が必要と判断した場合、厚生労働省に対してDPATの派遣を要請する。 (4)派遣要請に応じて参集したDPATは、入転院が必要な患者の搬送を補助する。 (5)保健医療調整本部は、必要に応じて被災地域の保健所管内にDPAT活動拠点本部を設置する。 (6)保健所保健医療対策本部は、避難所の状況や他の保健医療活動チームの活動状況等を把握し、被災地域でのDPATの活動が円滑に行われるよう、現地コーディネーターの役割を果たす。</p>
201	水害 地震	3	19 24	<p>第10 精神障害者及びメンタルヘルスに関する活動 5 相談支援等 保健師等支援チームは、DPAT等と連携して避難所等を巡回し、地域精神保健活動を展開する。特に精神疾患を有している方、遺族、高齢者、妊婦、子ども等サポートの必要性が高いと考えられる住民に配慮して活動を行う。</p> <p>6 情報収集・発信 保健医療調整本部(精神保健支援班)及び精神保健福祉センターは、県内外の情報を集約のうえ保健所保健医療対策本部及び市町村等に情報提供するとともに、こころのケアに関する情報発信を行う。</p> <p>第11 医療関係機関・団体への協力要請 2 日本赤十字社奈良県支部 日本赤十字社奈良県支部は、自らの判断に基づき、または保健医療調整本部の要請に基づき、医療救護班による医療救護活動を行う。 また、必要に応じて、保健医療調整本部に日本赤十字社奈良県支部日赤災害医療コーディネーターチームを派遣する。</p> <p>9 県柔道整復師会 県柔道整復師会は、保健医療調整本部の要請及び「在外時における保健医療活動に関する協定」に基づき、柔道整復師班を編成し、医療救護所における柔道整復術の実施等の活動を行う。</p> <p>10 医薬品卸組合等</p>	<p>第9 精神障害者及びメンタルヘルスに関する活動 5 相談支援等 保健所保健医療対策本部は、DPATと連携して避難所等を巡回し、地域精神保健活動を展開する。</p> <p>6 情報収集・発信 保健医療調整本部及び精神保健福祉センターは、県内外の情報を集約のうえ保健所保健医療対策本部及び市町村等に情報提供するとともに、こころのケアに関する情報発信を行う。</p> <p>第10 医療関係機関・団体への協力要請 2 日本赤十字社奈良県支部 日本赤十字社奈良県支部は、自らの判断に基づき、または保健医療調整本部の要請に基づき、医療救護班による医療救護活動を行う。</p> <p>9 県柔道整復師会 県柔道整復師会は、保健医療調整本部の要請及び「在外時における保健医療活動に関する協定」に基づき、柔道整復師班を編成し、医療救護所における柔道整復術の実施等の活動を行う。</p> <p>10 医薬品卸組合等</p>

No.	編	章	節	新	旧
202	水害 地震	3	20 25	<p>第1 計画の基本方針</p> <p>2 緊急輸送の範囲</p> <p>(2)第2段階</p> <p>② 要配慮者の保護にかかる福祉避難所等への移送</p>	<p>第1 計画の基本方針</p> <p>2 緊急輸送の範囲</p> <p>(2)第2段階</p> <p>② 災害時要援護者の保護にかかる福祉避難所等への移送</p>
203	水害	3	20	<p>第3 緊急輸送体制の確立</p> <p>1 広域防災拠点の確保及び活用</p> <p>県は、地域内外からの物資の集積、配送拠点として次の広域防災拠点を活用する。(「第2章第17節 防災体制の整備計画」参照)</p> <p>2 緊急輸送道路の確保</p> <p>(「第2章第14節 緊急輸送道路の整備計画」参照)</p> <p>3 航空輸送の確保</p> <p>(「第3章第9節 ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画」参照)</p>	<p>第3 緊急輸送体制の確立</p> <p>1 広域防災拠点の確保及び活用</p> <p>県は、地域内外からの物資の集積、配送拠点として次の広域防災拠点を活用する。(「第2章第16節 防災体制の整備計画」参照)</p> <p>2 緊急輸送道路の確保</p> <p>(「第2章第13節 緊急輸送道路の整備計画」参照)</p> <p>3 航空輸送の確保</p> <p>(「第3章第8節 ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画」参照)</p>
204	水害 地震	3	22 27	<p>第4 食糧(米穀)の供給</p> <p>また、災害救助法又は国民保護法が適用された災害における供給について、県は「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、農林水産省政策統括官に災害救助用米穀等の直接売却を要請し、市町村に供給する。</p> <p>市町村は、県との間に連絡がつかない場合、農林水産省政策統括官に対して直接に災害救助用米穀等の引き渡しに関する情報を連絡することとする。この連絡を行った市町村長は、その旨を知事に連絡すると共に、災害救助用米穀等の引渡要請書により要請を行うこととする。</p>	<p>第4 食糧(米穀)の供給</p> <p>また、災害救助法又は国民保護法が適用された災害における供給について、県は「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、農林水産省生産局に災害救助用米穀等の直接売却を要請し、市町村に供給する。</p> <p>市町村は、県との間に連絡がつかない場合、農林水産省生産局に対して直接に災害救助用米穀等の引き渡しに関する情報を連絡することとする。この連絡を行った市町村長は、その旨を知事に連絡すると共に、災害救助用米穀等の引渡要請書により要請を行うこととする。</p>
205	水害 地震	3	22 27	<p>第5 救援物資への対応</p> <p>○資料編参照関係資料</p> <p>1 食料供給計画資料(主食の調達先等)</p> <p>(2) 災害救助用米穀の引渡方法に係る具体的な事務手続きについて</p> <p>(4)農林水産省政策統括官緊急時連絡先</p>	<p>第5 救援物資への対応</p> <p>○資料編参照関係資料</p> <p>1 食料供給計画資料(主食の調達先等)</p> <p>(2)災害時の政府所有米穀の供給に係る都道府県からの要請手続きについて</p> <p>(4)農林水産省生産局緊急時連絡先</p>
206	水害 地震	3	23 28	<p>第3 給水方法</p> <p>4 要配慮者や高層住宅の住民に配慮した給水方法を採用する。</p>	<p>第3 給水方法</p> <p>4 高齢者、障害者、妊婦、乳幼児及び外国人等の災害時要援護者や高層住宅の住民に配慮した給水方法を採用する。</p>
207	水害 地震	3	24 29	<p>第1 防疫体制</p> <p>1 実施責任者</p> <p>(1)市町村</p> <p>(略)なお、管轄保健所内においても実施が不可能又は困難なときは、県(福祉医療部医療政策局疾病対策課)に連絡し、他の保健所管内の市町村又は県からの応援を得て実施する。</p> <p>2 防疫措置の指示命令</p> <p>(略)なお、被害激甚な市町村に対しては、県(福祉医療部医療政策局疾病対策課)又は管轄保健所の職員を現地に派遣して「奈良県防疫必携 第12節 災害防疫に定める「災害防疫調査指導票」様式7号」によりその実情を調査し、実施方法及び基準を示して指導に当たる。</p>	<p>第1 防疫体制</p> <p>1 実施責任者</p> <p>(1)市町村</p> <p>(略)なお、管轄保健所内においても実施が不可能又は困難なときは、県(医療政策部保健予防課)に連絡し、他の保健所管内の市町村又は県からの応援を得て実施する。</p> <p>2 防疫措置の指示命令</p> <p>(略)なお、被害激甚な市町村に対しては、県(医療政策部保健予防課)又は管轄保健所の職員を現地に派遣して「奈良県防疫必携 第12節 災害防疫に定める「災害防疫調査指導票」様式7号」によりその実情を調査し、実施方法及び基準を示して指導に当たる。</p>

No.	編	章	節	新	旧
208	水害	3	24	<p>第3 防疫・保健衛生用資機材の調達等</p> <p>2 県</p> <p>医薬用の消毒薬等は、本章第19節第7に示す医薬品等の要請・供給フローに従って確保・供給する。また、生活衛生に必要な医療用以外の消毒薬等については、災害対策本部救援物資班に要請し、本章第22節第1の3に基づき確保・供給する。</p>	<p>第3 防疫・保健衛生用資機材の調達等</p> <p>2 県</p> <p>医薬用の消毒薬等は、本章第18節第7に示す医薬品等の要請・供給フローに従って確保・供給する。また、生活衛生に必要な医療用以外の消毒薬等については、災害対策本部救援物資班に要請し、本章第21節第1の3に基づき確保・供給する。</p>
209	水害 地震	3	24 29	<p>第4 ペットの災害対策</p> <p>1. 奈良県動物救護本部の設置</p> <p>県は、奈良県動物救護本部設置要綱に基づき、「動物救護本部」を設置し、公益社団法人奈良県獣医師会、奈良市健康医療部保健所等とともに、次の事業を行う。</p> <p>(1)被災動物の保護収容、飼養管理、譲渡等に関する事業</p> <p>(2)傷病状態にある被災動物の応急措置、治療等に関する事業</p> <p>(3)被災動物を飼養する者に対する飼養の支援等に関する事業</p> <p>(4)被災動物の救護に必要な施設、設備、物資等の提供又は貸与に関する事業</p> <p>(5)その他、救護本部が定めた事業</p> <p>2. 飼養者の責務</p> <p>ペットの飼養者は、避難する際は、動物の同行と適切な管理に努める。また、自身の動物が県等に保護収容された場合は、長期にわたり放置することなく、可能な限り早期に引き取り、又は適正に飼養できる者に譲渡する等、飼養者の責務を全うするよう努める。</p> <p>3. 特定動物の逸走対策</p> <p>※法律において飼養・保管の許可が必要とされる動物。(例:ワニ、クマ等) 県は、特定動物の管理状況を確認し、逸走等の事態が生じている場合は、次の対策を講じる。</p> <p>(1)飼養者への指示</p> <p>特定動物の飼養者に対し、直ちに警察官に通報するとともに、付近の住民に周知し、捕獲その他の必要な措置をとるよう指示する。</p> <p>(2)飼養者が対応困難な場合の措置</p> <p>特定動物の飼養者が所在不明であったり、(1)の指示に関する飼養者の対応が困難であったりする場合等においては、飼養者に代わって警察に通報するとともに、市町村と連携して付近住民への周知に当たる。また、捕獲等が必要な場合は、警察等の関係機関に協力を要請する。</p>	<p>第4 愛玩動物の収容対策等</p> <p>1 特定動物の逸走対策</p> <p>※特定動物:人の生命等に害を加えるおそれがあるため、動物の愛護及び管理に関する法律において飼養・保管の許可が必要とされる動物。(例:トラ、ワニ等)</p> <p>県は、特定動物の管理状況を確認し、逸走等の事態が生じている場合は、次の対策を講じる。</p> <p>(1)飼養者への指示</p> <p>特定動物の飼養者に対し、直ちに警察官に通報するとともに、付近の住民に周知し、捕獲その他の必要な措置をとるよう指示する。</p> <p>(2)飼養者が対応困難な場合の措置</p> <p>特定動物の飼養者が所在不明であったり、(1)の指示に関する飼養者の対応が困難であったりする場合等においては、飼養者に代わって警察に通報するとともに、市町村と連携して付近住民への周知に当たる。また、捕獲等が必要な場合は、警察等の関係機関に協力を要請する。</p> <p>2 放浪犬猫の保護収容</p> <p>県は、被災により放浪する犬猫について、市町村、関係機関・団体等と協力して保護収容に当たる。保護頭数が多数にのぼる場合は、これら関係機関等と協議し、保護収容する場所の確保に努める。必要に応じて、国や他県等に協力を求めるほか、ボランティアの協力等も考慮し、適切に保護収容対策を講じる。</p> <p>3 飼養者の責務</p> <p>愛玩動物等の飼養者は、避難する際は、動物の同行と適切な管理に努める。また、自身の動物が県等に保護収容された場合は、長期にわたり放置することなく、可能な限り早期に引き取り、又は適正に飼養できる者に譲渡する等、飼養者の責務を全うするよう努める。</p>
210	水害 地震	3	25 30	<p>第4 大規模災害発生時の県及び市町村等の連携</p> <p>1 県は、大規模災害により多数の犠牲者が発生し、市町村での遺体の処理及び火葬等が十分行えない場合には、<u>奈良県災害時広域火葬実施要綱に基づき</u>、県内の他の市町村へ火葬等の受け入れを要請する。</p>	<p>第4 大規模災害発生時の県及び市町村等の連携</p> <p>1 県は、大規模災害により多数の犠牲者が発生し、市町村での遺体の処理及び火葬等が十分行えない場合には、県内の他の市町村へ火葬等の受け入れを要請する。</p>
211	水害 地震	3	26 31	<p>第1 がれき等の処理</p> <p>2 県</p> <p>(1)情報収集等</p> <p>災害発生後、速やかに、県内の廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の発生状況を調査し把握する。また、被災市町村からの要請に応じて、職員を派遣し、被害状況の調査、必要な連絡調整を支援する。</p> <p><u>がれき等の発生状況から建築物等の倒壊・損壊の被害が大きい地域およびアスベストの露出等の情報収集を行い、人命救助や障害物撤去等初動対応における従事者や周辺住民等へアスベストのばく露防止に関する注意喚起を行う。また、飛散防止の指導や環境モニタリングの実施を行う地点の優先順位の決定を行う。</u></p>	<p>第1 がれき等の処理</p> <p>2 県</p> <p>(1)情報収集等</p> <p>災害発生後、速やかに、県内の廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の発生状況を調査し把握する。また、被災市町村からの要請に応じて、職員を派遣し、被害状況の調査、必要な連絡調整を支援する。</p>

No.	編	章	節	新	旧
212	水害 地震	3	26 31	<p>第1 がれき等の処理 2 県 (2)広域支援 被災市町村の支援要請を受け、相互支援協定及び協力協定に基づき、県内市町村、関係団体による広域的な支援を調整する。<u>また、アスベスト含有建築物の解体現場や避難所、仮置場等周辺で環境モニタリングを実施する。</u>県内での処理が困難な場合には、他府県及び国に支援を要請し調整を図る。</p>	<p>第1 がれき等の処理 2 県 (2)広域支援 被災市町村の支援要請を受け、相互支援協定及び協力協定に基づき、県内市町村、関係団体による広域的な支援を調整する。また、県内での処理が困難な場合には、他府県及び国に支援を要請し調整を図る。</p>
213	水害 地震	3	27 32	<p>県及び市町村は、<u>県及び市町村の社会福祉協議会と協働して、ボランティア団体、NPO等</u>の関係機関・関係団体と連携を図り、ボランティアに関する被災地の情報の把握に努めるとともに、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティア活動者への情報提供等に努め、円滑なボランティア活動を進められるよう支援する。</p>	<p>県及び市町村は、県社会福祉協議会等の関係機関・関係団体と連携を図り、ボランティアに関する被災地の情報の把握に努めるとともに、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティア活動者への情報提供等に努め、円滑なボランティア活動を進められるよう支援する。</p>
214	水害 地震	3	27 32	<p>第1 災害ボランティア本部の設置 1 県は県社会福祉協議会と共同してボランティアへの情報提供、参加要請及びボランティアのコーディネート等ボランティア活動を支援する「奈良県災害ボランティア本部」を設置、運営する。<u>また、奈良県災害ボランティア本部は、ボランティア団体、NPO等の</u>関係機関・関係団体と連携して、市町村災害ボランティアセンターの支援を行う。 2 市町村は、<u>市町村社会福祉協議会と連携し、必要に応じボランティア団体、NPO等の</u>関係機関・関係団体の参画を得ながら、市町村災害ボランティアセンターを設置し、奈良県災害ボランティア本部と連携・協働して被災者(地)支援を行う。</p>	<p>第1 災害ボランティア本部の設置 1 県は県社会福祉協議会と共同してボランティアへの情報提供、参加要請及びボランティアのコーディネート等ボランティア活動を支援する「奈良県災害ボランティア本部」を設置、運営する。また、必要に応じ市町村・関係機関・関係団体と連携して、被災者(地)支援について市町村災害ボランティアセンターと情報交換等を行う。 2 市町村は、必要に応じ関係機関・関係団体と連携して、被災者(地)支援について市町村災害ボランティアセンターを設置し、奈良県災害ボランティア本部と情報交換等を行う。</p>
215	水害 地震	3	27 32	<p>第2 ボランティアの受け入れ対応 3 県は、<u>「奈良ボランティアネット」を活用し、災害ボランティアの受け入れ等情報発信を行う。</u> 4 <u>県及び市町村は、県及び市町村の社会福祉協議会と協働して、地元や外部から被災地入りしているボランティア団体及びNPO等との連携を図るとともに、必要に応じて全国域で活動する中間支援組織(ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織)との連携を図りながら、被災地のニーズや支援活動の全体像を把握・調整するため、情報を共有する場を設置し、連携のとれた支援活動の展開を図る。</u></p>	<p>第2 ボランティアの受け入れ対応 3 県は、県が運営しているボランティア・NPO活動情報システム「奈良ボランティアネット」を活用し、災害ボランティアの受け入れ等情報発信を行い、活動を希望するボランティアの窓口となり調整を行う。 4 県は、大規模災害が発生した場合、県社会福祉協議会と連携し、他府県等災害支援団体との連携会議を設置し、ボランティア活動が円滑に行われるよう調整を行う。</p>
216	水害 地震	3	27 32	<p>第3 情報収集・情報提供 1 県は、災害ボランティア本部及び被災市町村<u>災害ボランティアセンター、ボランティア団体・NPO等</u>関係機関・関係団体から、ボランティア活動に必要な各種情報(募集情報・交通規制状況等)の収集を行い、各メディアや「奈良ボランティアネット」を通じて情報提供を行う。 2 <u>市町村は、被害に関する情報、避難所の状況、ライフライン・公共交通機関の状況、災害廃棄物の分別・排出方法等、ボランティア活動に必要な情報を、市町村災害ボランティアセンターに提供し、ボランティアへの広報・周知を図る。</u></p>	<p>第3 情報収集・情報提供 県は、災害ボランティア本部及び被災市町村・関係機関・関係団体等から、ボランティア活動に必要な各種情報(募集情報・交通規制状況等)の収集を行い、各メディアや「奈良ボランティアネット」を通じて情報提供に努める。</p>

No.	編	章	節	新	旧
217	水害	地震	3 28 33	<p>第4 救助の実施機関</p> <p>1 県</p> <p>県は、適用基準に該当している場合は災害救助法を適用することを公告するとともに、同法による救助を実施するにあたり、市町村を包括して広域的・総合的な事務を行い、市町村が行う救助活動を支援し、その調整を行うこととする。</p> <p><u>また、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について市町村との意見交換を行うとともに、事務委任制度の活用に向けて検討を進める。</u></p>	<p>第4 救助の実施機関</p> <p>1 県</p> <p>県は、適用基準に該当している場合は災害救助法を適用することを公告するとともに、同法による救助を実施するにあたり、市町村を包括して広域的・総合的な事務を行い、市町村が行う救助活動を支援し、その調整を行うこととする。</p>
218	水害		3 29	<p>第1 児童、生徒等の安全確保</p> <p>(3)防災教育の推進に関する内容</p> <p>① 防災教育の推進及び指導計画の作成(「第2章第6節 防災教育計画」参照)</p> <p>(4)防災(避難)訓練の実施に関する内容</p> <p>② 防災(避難)訓練指導(実践的で多様な訓練の実施)(「第2章第6節 防災教育計画」参照)</p>	<p>第1 児童、生徒等の安全確保</p> <p>(3)防災教育の推進に関する内容</p> <p>① 防災教育の推進及び指導計画の作成(「第2章第5節 防災教育計画」参照)</p> <p>(4)防災(避難)訓練の実施に関する内容</p> <p>② 防災(避難)訓練指導(実践的で多様な訓練の実施)(「第2章第5節 防災教育計画」参照)</p>
219	水害	地震	3 30 35	<p>第1 被害状況の把握</p> <p>1 指定文化財の所有者又は管理者は、災害が発生したときには、文化財の被害状況を速やかに、<u>市町村または市町村教育委員会</u>を通して<u>県</u>へ報告する。</p> <p>なお、災害によって交通等が遮断され、被害確認が困難な場合には、所有者又は管理者は<u>市町村または市町村教育委員会</u>を通して、その旨を<u>県</u>に報告する。<u>県</u>は、文化財所在地に到達可能な交通路を確認の上で調査員を手配し、被害状況の確認を行う。</p> <p>2 <u>県</u>は被害状況を迅速に収集し、国指定文化財については直ちに文化庁に報告する。</p>	<p>第1 被害状況の把握</p> <p>1 指定文化財の所有者又は管理者は、災害が発生したときには、文化財の被害状況を速やかに、市町村教育委員会を通して県教育委員会へ報告する。</p> <p>なお災害によって交通等が遮断され、被害確認が困難な場合には、所有者又は管理者は市町村教育委員会を通して、その旨を県教育委員会に報告する。県教育委員会は、文化財所在地に到達可能な交通路を確認の上で調査員を手配し、被害状況の確認を行う。</p> <p>2 県教育委員会は被害状況を迅速に収集し、国指定文化財については直ちに文化庁に報告する。</p>
220	水害	地震	3 30 35	<p>第2 被害状況の調査と応急措置</p> <p>1 <u>県</u>は、通報受理後、直ちに係員を現地に派遣して被害の状況の把握に努め、国指定文化財については、その結果を文化庁に報告し、係員の派遣等必要な措置を求める。</p> <p>2 現地調査の結果、二次災害の発生や、破損の進行、破損部位の滅失、散逸等の可能性があると判断された場合は、所有者及び管理者に応急措置を講じるよう指導する。</p> <p>ただし、国指定文化財の応急措置については、文化庁へ実施した内容を報告する。</p>	<p>第2 被害状況の調査と応急措置</p> <p>1 県教育委員会は、通報受理後、直ちに係員を現地に派遣して被害の状況の把握に努め、国指定文化財については、その結果を文化庁に報告し、係員の派遣と必要な措置を求める。</p> <p>2 現地調査の結果、二次災害の発生や、破損の進行、破損部位の滅失、散逸等の可能性があると判断された場合は、所有者及び管理者に応急措置を講じるよう指導する。</p> <p>ただし、国指定文化財の応急措置については、現状変更も含めて、文化庁へ実施内容を確認して報告する。</p>
221	水害	地震	3 30 35	<p>第3 復旧対策</p> <p>別表「文化財災害応急措置」により、被害状況の調査結果をもとに、<u>県</u>は所有者及び管理者とともに、今後の復旧計画の策定を行う。ただし、国指定文化財については、文化庁の指導を受ける。</p>	<p>第3 復旧対策</p> <p>別表「文化財災害応急措置」により、被害状況の調査結果をもとに、県教育委員会は所有者及び管理者とともに、今後の復旧計画の策定を行う。ただし国指定文化財については、文化庁の指導を受ける。</p>
222	水害		3 31	※図表過多のため省略	
223	水害		3 33	<p>第4 その他(亀の瀬地すべり地区について)</p> <p>(「第3章第7節 災害情報の収集・伝達計画」第10参照)</p>	<p>第4 その他(亀の瀬地すべり地区について)</p> <p>(「第3章第6節 災害情報の収集・伝達計画」第10参照)</p>

No.	編	章	節	新	旧
224	水害	3	40	<p>第2 近畿大学原子力研究所の事故への対策</p> <p>2 広報・相談活動の実施</p> <p>(1)広報活動の実施</p> <p>県は、市町村、警察本部、報道機関等と連携し、事故の現状、応急対策、住民等のとるべき措置及びその他必要事項についての正確な情報を、ホームページ、<u>奈良県防災情報システム</u>その他の情報伝達手段を活用し、住民等に対して、確実かつ速やかに伝達する。</p> <p>市町村は、防災行政無線、広報車、緊急速報メール等を活用し、正確な情報を住民に伝達する。</p>	<p>第2 近畿大学原子力研究所の事故への対策</p> <p>2 広報・相談活動の実施</p> <p>(1)広報活動の実施</p> <p>県は、市町村、警察本部、報道機関等と連携し、事故の現状、応急対策、住民等のとるべき措置及びその他必要事項についての正確な情報を、ホームページ、防災行政無線その他の情報伝達手段を活用し、住民等に対して、確実かつ速やかに伝達する。</p> <p>市町村は、防災行政無線、広報車、緊急速報メール等を活用し、正確な情報を住民に伝達する。</p>
225	水害 地震	4	1	<p>第1 災害復旧事業計画</p> <p>3 災害復旧事業の実施にあたっては、以下の事項に留意する。</p> <p><u>(5)指定区間外の国道の災害復旧にあたり、高度の技術を要する場合、高度の機械力を使用して実施することが適当と認められる場合又は府県の区域の境界に係る場合においては、国の権限代行制度を活用する。</u></p> <p><u>(6)重要物流道路(代替・補完路含む)に指定された地方道の災害復旧にあたり、高度の技術又は高度の機械力を要する工事で、国が県及び市町村に代わって実施することが適当と認められる場合においては、国の権限代行制度を活用する。</u></p> <p><u>(7)指定区間内の一級河川における災害復旧にあたり、高度な技術又は機械力を要する工事について、適当と認められる場合は、国の権限代行制度を活用する。</u></p> <p><u>(8)指定区間内の一級河川において、水資源開発水系内の水の安定的な供給に資する河川管理施設の災害復旧を行うにあたり、高度な技術又は機械力を要する工事について、適当と認められる場合は、独立行政法人水資源機構の権限代行制度を活用する。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>※(4)までは現計画と変更無し</p>
226	水害 地震	4	2	<p>第1 被害認定調査、罹災証明書の交付及び被災者台帳の作成</p> <p>1 市町村</p> <p>(略)また、被害認定調査を行う際は、原則内閣府が採用している様式及び手法を用いて調査するとともに、<u>必要に応じて、航空写真や被災者が撮影した写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、効率的な手法について検討する。</u></p> <p>市町村は、遅滞なく罹災証明書を交付するため、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、マニュアル等の作成、それに伴う必要な業務の実施体制確保のための職員の育成、他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保、及び応援の受入体制の構築等を講ずるよう努める。また、罹災証明書交付業務を支援するシステムの活用など、効率的な手法について検討する。</p> <p><u>なお、罹災証明書の発行体制の整備にあたっては、住家被害認定調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後の応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。</u></p> <p>また、市町村は、法第90条の3に基づき、当該地域に係る災害が発生した場合、公平な支援を効率的に実施するために必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳「被災者台帳」を作成する。</p>	<p>第1 被害認定調査、罹災証明書の交付及び被災者台帳の作成</p> <p>1 市町村</p> <p>(略)また、被害認定調査を行う際は、原則内閣府が採用している様式及び手法を用いて調査する。</p> <p>市町村は、遅滞なく罹災証明書を交付するため、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、マニュアル等の作成、それに伴う必要な業務の実施体制確保のための職員の育成、他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保、及び応援の受入体制の構築等を講ずるよう努める。また、罹災証明書交付業務を支援するシステムの活用など、効率的な手法について検討する。また、市町村は、法第90条の3に基づき、当該地域に係る災害が発生した場合、公平な支援を効率的に実施するために必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳「被災者台帳」を作成する。</p> <p>※「なお、」の段落は新設。</p>
227	水害 地震	4	2	<p>第1 被害認定調査、罹災証明書の交付及び被災者台帳の作成</p> <p>2 県</p> <p>県は、市町村に対し、住家等の被害認定調査の担当者に対する研修機会の強化、拡充等により、災害時の被害認定調査や罹災証明書交付の迅速化を図る。また、<u>専門知識を持った職員(県・市町村)の養成に努めるとともに、</u>県が実施した研修受講者や調査経験者など<u>業務遂行ができる職員</u>の名簿の作成、他の都道府県や民間団体、<u>関西広域連合等</u>との連携も視野に入れ、<u>被災地への円滑な応援体制の構築</u>を図る。</p>	<p>第1 被害認定調査、罹災証明書の交付及び被災者台帳の作成</p> <p>2 県</p> <p>県は、市町村に対し、住家等の被害認定調査の担当者に対する研修機会の強化、拡充等により、災害時の被害認定調査の迅速化を図る。また、県が実施した研修受講者や調査経験者などの名簿の作成、他の都道府県や民間団体との連携も視野に入れ、応援体制の強化を図る。</p>

No.	編	章	節	新	旧
228	水害 地震	4	2	第4 女性のための相談 災害によって生じた夫婦、親子関係や避難所等における女性独自の悩みについて、女性の専門相談員が相談を実施する。(電話、面接相談、心の悩み、DV(ドメスティックバイオレンス)相談、 <u>性暴力被害相談</u> 、法律相談)	第4 女性のための相談 災害によって生じた夫婦、親子関係や避難所等における女性独自の悩みについて、女性の専門相談員が相談を実施する。(電話、面接相談、心の悩み、DV(ドメスティックバイオレンス)相談、法律相談)
229	水害 地震	4	3	第1 中小企業支援対策 <u>3 被災した中小企業を早期に支援するため、自治体と商工団体等の連携による被害状況等の迅速な把握、報告体制の整備を進める。</u>	(新設)
230	水害 地震	4	4	第2 林業災害に対する融資制度 <u>2 経営資金等の融通(天災資金)</u> <u>「本節第1 農業災害に対する融資制度 2 金融機関(農協、銀行等)が被災農林漁業者に対して行う経営資金等の融通」の項目を参照。</u>	(新設)
231	水害 地震	4	4	第3 漁業災害に対する融資制度 1 日本政策金融公庫からの融資 <u>(2)農林漁業セーフティネット資金</u> <u>災害により被害を受けた経営の再建に必要な費用(災害は、原則として風水害、震災等の天災に限るが、火災、海洋汚染等による通常の注意をもってしても避けられない物的損害を含む)を融通。</u> <u>(3)漁業基盤整備資金</u> 漁場及び水産種苗生産施設等の復旧に要する費用を融通。	第3 漁業災害に対する融資制度 1 日本政策金融公庫からの融資 (新設) (2)漁業基盤整備資金 漁場及び水産種苗生産施設等の復旧に要する費用を融通。
232	水害 地震	4	5	義援金については、被災地市町村の状況を十分考慮し、県、被災市町村、日本赤十字社、県共同募金会等の関係団体が連携 <u>する</u> ことにより、必要な事項を協議して実施する。	義援金については、被災地市町村の状況を十分考慮しながら、県、被災市町村及び日本赤十字社、県共同募金会等の関係団体が連携を図ることにより、必要な事項を協議して実施する。
233	水害 地震	4	5	第1 義援金の募集 県は、被害状況を勘案して義援金の募集を決定した <u>場合</u> 、被災地の状況を十分考慮し、日本赤十字社奈良県支部、奈良県共同募金 <u>会</u> 等の関係団体と連携して募集を行う。	第1 義援金の募集 県は、被害状況を勘案し義援金の募集を決定し、被災地の状況を十分考慮しながら日本赤十字社奈良県支部、奈良県共同募金等の関係団体と連携を図りながら募集を行う。
234	水害 地震	4	5	第2 義援金の受付 1 県は、 <u>義援金の受付に際し、口座開設や受付窓口の設置を行う。</u> 2 県は、 <u>保有する広報媒体を利用し、義援金の募集及び受付に関する広報活動を行う。</u>	第2 義援金の受付 1 県は義援金の受付に際し、口座開設や受付窓口の設置を行う。 2 県は、義援金の募集・受付状況等の広報活動について、保有する広報媒体を利用して行う。
235	水害 地震	4	5	第3 義援金の配分 1 県は、被災地の状況に応じ、被災者への公平性に配慮して義援金の配分を行うため、学識経験者、義援金募集機関代表、被災地関係者、福祉団体代表等で構成する配分委員会(以下「委員会」という。)を設置し、その事務局を担当する。 3 委員会は、市町村から報告があった被害状況、義援金の集積状況を総合的に勘案して義援金の配分方針を決定し、この方針に基づき被災市町村に配分を行う。	第3 義援金の配分 1 県は、被災地の状況に応じ被災者への公平性に配慮して義援金の配分を行うため、学識経験者、義援金募集機関代表、被災地関係者、福祉団体代表等で構成する配分委員会(以下、「委員会」という。)を設置し、その事務局を担当する。 3 委員会は、市町村より報告があった被害状況、義援金の集積状況を総合的に勘案して義援金の配分方針を決定し、この方針に基づき被災市町村に配分を行う。

No.	編	章	節	新	旧								
236	水害 地震	4	6	<p>第3 局地激甚災害指定基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用すべき措置</th> <th>指定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法第11条の2 森林災害復旧事業に 対する補助</td> <td>林業被害見込額>当該市町村の生産林業所得推定額×150% (ただし、林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得推定 額のおおむね0.05%未満の場合は除く) かつ、要復旧見込面積が大火による災害にあつては、おおむね 300ha、その他の災害にあつては、当該市町村の民有林面積(人 工林に係るもの)のおおむね25%を超える場合。</td> </tr> </tbody> </table>	適用すべき措置	指定基準	法第11条の2 森林災害復旧事業に 対する補助	林業被害見込額>当該市町村の生産林業所得推定額×150% (ただし、林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得推定 額のおおむね0.05%未満の場合は除く) かつ、要復旧見込面積が大火による災害にあつては、おおむね 300ha、その他の災害にあつては、当該市町村の民有林面積(人 工林に係るもの)のおおむね25%を超える場合。	<p>第3 局地激甚災害指定基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用すべき措置</th> <th>指定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法第11条の2 森林災害復旧事業に 対する補助</td> <td>林業被害見込額>当該市町村の生産林業所得推定額×150% (ただし、林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得推定 額のおおむね0.05%未満の場合は除く) かつ、要復旧見込面積が大火による災害にあつては、おおむね 300ha、その他の災害にあつては、当該市町村の民有林面積(人 口林に係るもの)のおおむね25%を超える場合。</td> </tr> </tbody> </table>	適用すべき措置	指定基準	法第11条の2 森林災害復旧事業に 対する補助	林業被害見込額>当該市町村の生産林業所得推定額×150% (ただし、林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得推定 額のおおむね0.05%未満の場合は除く) かつ、要復旧見込面積が大火による災害にあつては、おおむね 300ha、その他の災害にあつては、当該市町村の民有林面積(人 口林に係るもの)のおおむね25%を超える場合。
適用すべき措置	指定基準												
法第11条の2 森林災害復旧事業に 対する補助	林業被害見込額>当該市町村の生産林業所得推定額×150% (ただし、林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得推定 額のおおむね0.05%未満の場合は除く) かつ、要復旧見込面積が大火による災害にあつては、おおむね 300ha、その他の災害にあつては、当該市町村の民有林面積(人 工林に係るもの)のおおむね25%を超える場合。												
適用すべき措置	指定基準												
法第11条の2 森林災害復旧事業に 対する補助	林業被害見込額>当該市町村の生産林業所得推定額×150% (ただし、林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得推定 額のおおむね0.05%未満の場合は除く) かつ、要復旧見込面積が大火による災害にあつては、おおむね 300ha、その他の災害にあつては、当該市町村の民有林面積(人 口林に係るもの)のおおむね25%を超える場合。												
237	水害 地震	4	7	<p>第2 復旧・復興計画の策定 2 事前の復旧・復興対策</p> <p>復旧・復興にあたっては、限られた時間内に意志決定、都市計画決定や人材の確保等の膨大な業務を実施する必要がある。そこで、県及び市町村は復旧・復興対策の手順の明確化や必要となる基礎データの整備等、事前に確認・対応が可能なものについて検討・把握しておく。<u>その際、計画的な復旧・復興を進めるため、必要に応じて国(国土地理院)から提供される計画的復興の基盤となる地理空間情報を活用する。</u> <u>また、地籍調査の未実施による権利調査の遅れから復興計画の策定や事業に支障が生じることがあるため、平時から地籍調査を実施し、特に被害が想定される地区や応急仮設住宅の候補地がある場合は、その地区を先行的に実施する。</u></p>	<p>第2 復旧・復興計画の策定 2 事前の復旧・復興対策</p> <p>復旧・復興にあたっては、限られた時間内に意志決定、都市計画決定や人材の確保等の膨大な業務を実施する必要がある。そこで、県及び市町村は復旧・復興対策の手順の明確化や必要となる基礎データの整備等、事前に確認・対応が可能なものについて検討・把握しておく。</p>								
238	地震	5	1	<p>第1 計画の目的</p> <p>本章に定める計画は、南海トラフ巨大地震等の広域災害に備えるため、国が公表した「南海トラフ巨大地震の被害想定」(平成24年8月及び平成25年3月公表)及び「南海トラフ巨大地震対策について(最終報告)」(平成25年5月公表)に基づき、本県における南海トラフ巨大地震等の広域災害対策の推進を図ることを目的とする。 <u>また、「南海トラフ巨大地震の被害想定について」(令和元年6月公表)についても必要に応じて活用する。ただし、国における公式の被害想定は平成24年・25年に公表されたものであり、本想定はあくまでも参考資料として取り扱う。取扱に際しては、このことを念頭に置いた上で十分に留意するものとする。</u></p>	<p>第1 計画の目的</p> <p>本章に定める計画は、南海トラフ巨大地震等の広域災害に備えるため、国が公表した「南海トラフ巨大地震の被害想定」(平成24年8月及び平成25年3月公表)及び「南海トラフ巨大地震対策について(最終報告)」(平成25年5月公表)に基づき、本県における南海トラフ巨大地震等の広域災害対策の推進を図ることを目的とする。</p>								

No.	編	章	節	新	旧
239	地震	5	1	<p>第2 計画の基本方針</p> <p>5 南海トラフ巨大地震による被害は超広域にわたり甚大であることから、<u>近隣の被災自治体や被災地域外の自治体との応援・受援</u>が限定的にならざるを得ず、まずは自立した災害対応を行うことが必要であり、次の点に留意しながら、本計画の推進を図るものとする。</p> <p>(1) 近隣府県において津波等による大規模な被害が想定されることから、国や他 <u>自治体等</u>からの支援が期待できない場合も考え、まずは自立した災害対応を行うことが必要である。なお、本県の被害が比較的軽微な場合は、沿岸部など被害の甚大な近隣府県への支援を行う。</p> <p><u>国の想定によると、震源地によって全国の被害の程度や様相は大きく異なる。また、現在の科学的知見では、南海トラフ巨大地震の発生時期・場所・規模の確度高い予測は不可能である。そのため、本県においても、県が大きな被害を受け、他自治体等より支援を受ける(受援側になる)場合や、より被害が大きい他自治体等を支援する側となる場合があることを想定した対応を行うとともに、発生の可能性が高まっている旨の評価がなされた場合、地震発生に備えた防災行動を取り、被害の軽減に努めるものとする。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(3) 突発的な地震に備えた対策を日頃から進めていくことが重要であり、住民一人ひとりが「自助」に基づき、災害リスクに対する理解を深め、住民主体でより安全な防災行動を選択することができるよう、県や市町村がその支援を行う。</u></p> <p>(4) 計画的かつ早急な事前防災対策の推進 <u>政府地震調査研究推進本部地震調査委員会における長期評価</u>によると、今後30年以内にマグニチュード8～9クラスの地震が発生する確率は<u>70～80%</u>に達すると評価されており(<u>2019年1月1日現在</u>)、計画的かつ早急な事前防災対策が必要である。</p> <p>(5) 地震の時間差発生による災害の拡大防止 (略)</p>	<p>第2 計画の基本方針</p> <p>5 南海トラフ巨大地震による被害は超広域にわたり甚大であることから、被災地域外からの支援が限定的にならざるを得ず、まずは自立した災害対応を行うことが必要であり、次の点に留意しながら、本計画の推進を図るものとする。</p> <p>(1) 近隣府県において津波等による大規模な被害が想定されることから、国や他府県からの支援が期待できない場合も考え、まずは自立した災害対応を行うことが必要である。なお、本県の被害が比較的軽微な場合は、沿岸部など被害の甚大な近隣府県への支援を行う。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 計画的かつ早急な事前防災対策の推進 国地震調査研究推進本部が平成25年5月に公表した「南海トラフの地震活動の長期評価(第二版)」によると、南海トラフで次に発生する地震は、多様な震源パターンがあり得るが、今後30年以内にマグニチュード8～9クラスの地震が発生する確率は60%～70%に達すると評価されており、計画的かつ早急な事前防災対策が必要である。</p> <p>(4) 地震の時間差発生による災害の拡大防止 (略)</p>
240	地震	5	2	<p><u>※節を新設及び修正箇所過多のため省略</u></p>	(新設)
241	地震	5	6	<p><u>第3 常備消防力の強化、緊急消防援助隊の増強等</u></p> <p><u>南海トラフ地震が発生した場合、県内の被害確認後、緊急消防援助隊として出動可能な隊が各消防(局)本部から出動するため、各部隊の増強を図るとともに、迅速かつ確かな広域応援を行うことができるよう体制の強化を図る。</u></p> <p><u>また、県内が大きく被災している場合、近隣府県にも広域的かつ甚大な被害が出ており迅速な受援を望むことが困難な状況が想定されるため、消防職員数の確保や市町村の消防の広域化や連携・協力、消防防災施設・設備の整備等、常備消防力の強化に努める。</u></p>	(新設)
242	地震	5	7	<p>第1 建築物の耐震性の確保</p> <p><u>政府地震調査研究推進本部地震調査委員会における長期評価</u>によると、南海トラフで次に発生する地震は多様な震源パターンがあり得るとされ、その中で、最大クラスの地震(マグニチュード9クラス)の発生は、千年に一度かそれよりも低い確率であるとされている。一方、今後30年以内にマグニチュード8～9クラスの地震が発生する確率は<u>70～80%</u>に達すると評価されて<u>おり(2019年1月1日現在)</u>、<u>計画的かつ早急な事前防災対策が必要である。</u></p>	<p>第1 建築物の耐震性の確保</p> <p>地震調査研究推進本部が平成25年5月に公表した「南海トラフの地震活動の長期評価(第二版)」によると、南海トラフで次に発生する地震は多様な震源パターンがあり得るとされ、その中で、最大クラスの地震(マグニチュード9クラス)の発生は、千年に一度かそれよりも低い確率であるとされている。一方、今後30年以内にマグニチュード8～9クラスの地震が発生する確率は60～70%に達すると評価されている。</p>

No.	編	章	節	新	旧																								
243	地震	5	7	<p>第3 斜面崩壊、液状化対策 2 液状化対策 (略) 県その他の防災関係機関は、液状化の可能性のある地域や対策工法の啓発に努めるとともに、県管理施設等の液状化対策に努める。また、国等の液状化対策が明らかになった場合には、所要の対策に努める。 <u>また、県及び市町村は、液状化のメカニズムや液状化が及ぼす影響、液状化ハザードマップ等について、一人でも多くの住民が内容を理解できるよう周知方法を検討する。</u></p>	<p>第3 斜面崩壊、液状化対策 2 液状化対策 (略) 県その他の防災関係機関は、液状化の可能性のある地域や対策工法の啓発に努めるとともに、県管理施設等の液状化対策に努める。また、国等の液状化対策が明らかになった場合には、所要の対策に努める。</p>																								
244	地震	5	8	<p>第1 災害対策本部等の設置 3 災害対策本部(災害支援対策本部)体制の組織及び事務分掌等 奈良県災害対策本部体制は「第3章第7節 活動体制計画」第4に、災害支援対策本部体制は「第3章第12節 支援体制の整備」に準ずる。 (2)分担事務 ④ 福祉医療部長</p>	<p>第1 災害対策本部等の設置 3 災害対策本部(災害支援対策本部)体制の組織及び事務分掌等 奈良県災害対策本部体制は「第3章第6節 活動体制計画」第4に、災害支援対策本部体制は「第3章第12節 支援体制の整備」に準ずる。 (2)分担事務 ④ 健康福祉部長</p>																								
245	地震	5	8	<p>第2 地震発生時の応急対策 3 被害状況、避難状況等の調査・報告計画 (2)調査・報告 ① 被害状況、避難状況等の調査 (略)なお、日常的に介護を必要とする要配慮者の被害状況、避難状況等の調査・把握については特に配慮する(要配慮者については、「第3章第4節 要配慮者の支援計画」参照)。</p>	<p>第2 地震発生時の応急対策 3 被害状況、避難状況等の調査・報告計画 (2)調査・報告 ① 被害状況、避難状況等の調査 (略)なお、日常的に介護を必要とする要援護者の被害状況、避難状況等の調査・把握については特に配慮する(要援護者については、「第3章第4節 要援護者の支援計画」参照)。</p>																								
246	地震	5	8	<p>第2 地震発生時の応急対策 3 被害状況、避難状況等の調査・報告計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査事項</th> <th>調査機関</th> <th>主たる応援協力機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6 農産物、農業施設被害</td> <td>市町村</td> <td>農林振興事務所</td> </tr> <tr> <td>16 文教関係施設被害</td> <td>市町村(県)教育委員会</td> <td></td> </tr> <tr> <td>17 文化財被害</td> <td>県</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	調査事項	調査機関	主たる応援協力機関	6 農産物、農業施設被害	市町村	農林振興事務所	16 文教関係施設被害	市町村(県)教育委員会		17 文化財被害	県		<p>第2 地震発生時の応急対策 3 被害状況、避難状況等の調査・報告計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査事項</th> <th>調査機関</th> <th>主たる応援協力機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6 農業生産用施設</td> <td>市町村</td> <td></td> </tr> <tr> <td>16 文教関係施設被害</td> <td>市町村(県)教育委員会</td> <td></td> </tr> <tr> <td>17 文化財被害</td> <td>市町村(県)教育委員会</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	調査事項	調査機関	主たる応援協力機関	6 農業生産用施設	市町村		16 文教関係施設被害	市町村(県)教育委員会		17 文化財被害	市町村(県)教育委員会	
調査事項	調査機関	主たる応援協力機関																											
6 農産物、農業施設被害	市町村	農林振興事務所																											
16 文教関係施設被害	市町村(県)教育委員会																												
17 文化財被害	県																												
調査事項	調査機関	主たる応援協力機関																											
6 農業生産用施設	市町村																												
16 文教関係施設被害	市町村(県)教育委員会																												
17 文化財被害	市町村(県)教育委員会																												
247	地震	5	8	<p>第3 資機材、人員等の配備手配 1 資機材等の調達手配 県は、管内の市町村等における必要な物資、資材(「第5章第15節 物資等の確保」に規定する食糧及び生活必需品等を除く。以下「資材等」という。)の確保状況を把握するとともに、市町村等から当該資材等の供給の要請があった場合は、可能な範囲で当該資材等の供給体制の確保を図るため県が保有する資材等の放出等の措置及び必要に応じて市町村間のあっせん等の措置をとるものとする。</p>	<p>第3 資機材、人員等の配備手配 1 資機材等の調達手配 県は、管内の市町村等における必要な物資、資材(「第5章第14節 物資等の確保」に規定する食糧及び生活必需品等を除く。以下「資材等」という。)の確保状況を把握するとともに、市町村等から当該資材等の供給の要請があった場合は、可能な範囲で当該資材等の供給体制の確保を図るため県が保有する資材等の放出等の措置及び必要に応じて市町村間のあっせん等の措置をとるものとする。</p>																								

No.	編	章	節	新	旧
248	地震	5	10	<p>第1 保健医療活動</p> <p>2 県(保健医療調整本部)</p> <p>(1) 県医療政策局長は、災害対策本部が設置されるとき及び被災状況に応じて必要と認めるときは、<u>災害対策本部の下に</u>保健医療調整本部(本部長:県医療政策局長)を設置する。また、保健医療調整本部の設置に伴い、<u>被災市町村を管轄する県保健所長は、当該県保健所に地域保健医療調整本部</u>(本部長:県保健所長)を設置する。 <u>なお、中核市保健所である奈良市保健所においても、当該保健所の管内の被災状況に応じて必要と認めるときは、同様の機能をもつ組織を設置する。</u></p> <p>(2) 保健医療調整本部長は、<u>暫時参集する職員により概ね業務ごとに班(統括班、DMAT調整班、医療支援調整班、精神保健支援班、要医療者支援班、保健支援調整班、薬務班等)を適宜編成する。</u></p> <p>(3) 保健医療調整本部は、<u>地域保健医療調整本部</u>と連携し、県内の医療機関等の被災状況及び保健医療ニーズを把握し、必要に応じて医療機関に対し人的・物的支援を行うほか、<u>保健医療活動チーム(DMAT(災害派遣医療チーム)、DPAT(災害派遣精神医療チーム)、医療救護班(県内医療関係団体、県内医療関係団体の属する全国組織及びその他の医療関係団体が派遣する医療救護活動を行うチームをいう。以下同じ。)、保健師等支援チーム、災害支援ナース、DHEAT(災害時健康危機管理支援チーム)等で、保健医療活動を行うチームをいう。以下同じ。)</u>の派遣調整、国、近隣府県をはじめとする他公共団体及び日本赤十字社等に対する保健医療活動チームの派遣要請、並びに関連法令等に基づく所要の指揮調整など、県内の保健医療活動の実施及び調整を行う。</p> <p>(4) 保健医療調整本部は、国、他都道府県等公共団体、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、日本赤十字社奈良県支部等との間で受援・救護体制に関する調整を行うとともに、災害対策本部を通じ自衛隊、消防機関等との間で要救護者、要支援医療機関等に関する搬送・移送等にかかる調整を実施する。</p> <p><u>(5) 保健医療調整本部は、地域保健医療調整本部及び中核市保健所と連携し、災害により失われた保健医療提供体制の復旧と再開に向けた調整及び計画的な支援を行う。</u></p> <p><u>(6) 保健医療調整本部の運営にかかる事項は、別に「奈良県保健医療調整本部運営要領」に定める。</u></p>	<p>第1 保健医療活動</p> <p>2 県(保健医療調整本部)</p> <p>(1) 医療政策部長は、災害対策本部が設置されるとき及び被災状況に応じて必要と認めるときは、保健医療調整本部(本部長:県医療政策部長)を設置する。また、保健医療調整本部の設置に伴い、<u>県保健所に保健所保健医療対策本部(本部長:県保健所長)</u>を設置する。</p> <p>(2) 保健医療調整本部設置に伴い、保健医療調整本部長は、<u>暫時参集する職員により概ね業務ごとに班(総務班、保健医療調整班、保健支援班、薬務班等)を適宜編成する。</u></p> <p>(3) 保健医療調整本部は、<u>保健所保健医療対策本部</u>と連携し、県内の医療機関等の被災状況及び保健医療ニーズを把握し、必要に応じて医療機関に対し人的・物的支援を行うほか、DMAT(災害派遣医療チーム)、DPAT(災害派遣精神医療チーム)、医療救護班、DHEAT(災害時健康危機管理支援チーム)等の保健医療活動チームの派遣調整、国及び近隣府県をはじめとする他公共団体、日本赤十字社等に対する保健医療活動チームの派遣要請など、県内の保健医療活動の実施及び調整を行う。</p> <p>(4) 保健医療調整本部は、国、他都道府県等公共団体、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、日本赤十字社奈良県支部等との間で受援・救護体制に関する調整を行うとともに、災害対策本部を通じ自衛隊、消防機関等との間で要救護者、要支援医療機関等に関する搬送・移送等にかかる調整を実施する。</p>
249	地震	5	10	<p>第1 保健医療活動</p> <p>3 県保健所(<u>地域保健医療調整本部</u>)</p> <p>(1) <u>地域保健医療調整本部</u>は、管内の医療機関の被災状況及び保健医療ニーズを把握し、保健医療調整本部に報告する。</p> <p>(2) <u>地域保健医療調整本部</u>は、市町村を通じ避難所等の保健医療ニーズを把握し、保健医療調整本部に報告する。また、保健医療ニーズの把握に際し、必要に応じて保健師等を市町村へ派遣するなど<u>マネジメントにかかる</u>人員支援を行う。</p> <p>(3) <u>地域保健医療調整本部</u>は、管内の地区医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等医療関係機関及び市町村で構成する地域災害医療対策会議を開催し、保健医療調整本部と連携して管轄地域における保健医療活動を支援及び実施する。</p> <p>(4) 保健医療調整本部は、<u>地域における</u>保健医療活動のマネジメント支援のために、必要に応じて他府県DHEAT等を受入れ、<u>地域保健医療調整本部</u>に派遣する。</p>	<p>第1 保健医療活動</p> <p>3 県保健所(保健所保健医療対策本部)</p> <p>(1) 保健所保健医療対策本部は、管内の医療機関の被災状況及び保健医療ニーズを把握し、保健医療調整本部に報告する。</p> <p>(2) 保健所保健医療対策本部は、市町村を通じ避難所等の保健医療ニーズを把握し、保健医療調整本部に報告する。また、保健医療ニーズの把握に際し、必要に応じて保健師やDHEAT等を市町村へ派遣するなど人員支援を行う。</p> <p>(3) 保健所保健医療対策本部は、管内の地区医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等医療関係機関及び市町村で構成する地域災害医療対策会議を開催し、保健医療調整本部と連携して管轄地域における保健医療活動を支援及び実施する。</p> <p>(4) 保健医療調整本部は、保健医療活動のマネジメント支援のために、必要に応じて他府県DHEATを受入れ、保健所保健医療対策本部と調整し、被災市町村の状況に応じてDHEATを派遣する。</p>

No.	編	章	節	新	旧
250	地震	5	10	<p>第2 医療機関への支援</p> <p>1 医療情報の収集・伝達 保健医療調整本部(医療支援調整班)は、DMAT調整班及び地域保健医療調整本部と連携し、奈良県広域災害救急医療情報システムやEMIS(広域災害・救急医療情報システム)、防災行政通信ネットワーク、衛星携帯電話等を活用し、以下の内容を把握する。</p> <p>3 医療人材及び医療資機材の支援 なお、医薬品等の医療資機材の提供体制については、本節第8で示すところによる。</p>	<p>第2 医療機関への支援</p> <p>1 医療情報の収集・伝達 保健医療調整本部は、保健所保健医療対策本部と連携し、奈良県広域災害・救急医療情報システムやEMIS(広域災害・救急医療情報システム)、防災行政通信ネットワーク、衛星携帯電話等を活用し、以下の内容を把握する。</p> <p>3 医療人材及び医療資機材の支援 なお、医薬品等の医療資機材の提供体制については、本節第7で示すところによる。</p>
251	地震	5	10	<p>第3 要継続的医療支援者(人工透析患者、人工呼吸器使用者等)への支援 県及び市町村は、災害時においても継続的な医療支援が必要となる要継続的医療支援者への対策として次の活動を行う。</p> <p>1 人工透析患者への支援 (1)情報の収集及び把握 地域保健医療調整本部は、管内市町村及び医療機関等を通じ、県内の透析施設の被災状況、稼働状況、水、医薬品等の不足状況及び人工透析患者の状況把握に努める。 保健医療調整本部は、地域保健医療調整本部を通じて収集した情報を集約し、医療提供体制の整備に必要な支援の調整を行う。</p> <p>(2)医療支援 保健医療調整本部は、透析施設に優先的に水が供給されるよう自衛隊や市町村に協力を要請するとともに、本節第8に示す医薬品等の供給体制により医薬品等の供給を行う。 また、必要に応じて消防機関や災害対策本部と調整し、施設までの移動手手段の確保及び避難誘導を行う。 地域保健医療調整本部は、管内市町村、透析患者団体及び透析患者に対し、透析施設の稼働状況等の情報を提供する。</p> <p>2 人工呼吸器等使用者への支援 (1)情報の収集及び把握 地域保健医療調整本部は、管内市町村、医療機関及び医療機器取扱事業者等を通じ、医療依存度の高い人工呼吸器や吸引器などを使用している在宅難病患者(指定難病特定医療受給者証保持者等)の安否確認や被災状況の把握に努めるとともに、人工呼吸器等使用者に対応可能な医療機関の情報を収集する。 保健医療調整本部は、地域保健医療調整本部を通じて収集した情報を集約し、医療提供体制の整備に必要な支援の調整を行う。</p>	<p>第3 要継続的医療支援者(人工透析患者、人工呼吸器使用者等)の支援 県及び市町村は、災害時においても継続的な医療支援が必要となる要継続的医療支援者対策として次の活動を行う。</p> <p>1 人工透析患者への支援 (1)情報の収集及び把握 保健所保健医療対策本部は、管内市町村及び医療機関等を通じ、県内の透析施設の被災状況、稼働状況、水、医薬品等の不足状況及び人工透析患者の状況把握に努める。 保健医療調整本部は、保健所保健医療対策本部を通じて収集した情報を集約し、医療提供体制の整備に必要な支援の調整を行う。</p> <p>(2)医療支援 保健医療調整本部は、透析施設に優先的に水が供給されるよう自衛隊や市町村に協力を要請するとともに、本節第7に示す医薬品等の供給体制により医薬品等の供給を行う。 また、必要に応じて消防機関や災害対策本部と調整し、施設までの移動手手段の確保及び避難誘導を行う。 保健所保健医療対策本部は、管内市町村、透析患者団体及び透析患者に対し、透析施設の稼働状況等の情報を提供する。</p> <p>2 人工呼吸器等使用者への支援 (1)情報の収集及び把握 保健所保健医療対策本部は、管内市町村、医療機関及び医療機器取扱業者等を通じ、医療依存度の高い人工呼吸器や吸引器などを使用している在宅難病患者(指定難病特定医療受給者証保持者等)の安否確認や被災状況の把握に努めるとともに、人工呼吸器等使用者に対応可能な医療機関の情報を収集する。 保健医療調整本部は、保健所保健医療対策本部を通じて収集した情報を集約し、医療提供体制の整備に必要な支援の調整を行う。</p>

No.	編	章	節	新	旧
252	地震	5	10	<p>第3 要継続的医療支援者(人工透析患者、人工呼吸器使用者等)の支援 2 人工呼吸器等使用者への支援 (2)医療支援 保健医療調整本部は、市町村、医療機関及び医療機器取扱事業者等と連携し、人工呼吸器等の電源確保・供給を行うとともに、医療機器取扱事業者に対し、人工呼吸器等の故障の際に迅速に対応するよう協力を要請する。また、対応可能な医療機関の情報を提供するとともに、必要に応じて消防機関等への支援要請並びにDMAT、医療救護班による医療支援を行い、避難誘導または後方医療機関へ搬送する。 <u>地域保健医療調整本部</u>は、管内市町村、関係医療団体及び人工呼吸器等使用者に対し、受入可能な医療機関等の情報を提供する。</p> <p>3 その他の要継続的医療支援者への支援 (1)情報の収集及び把握 <u>地域保健医療調整本部</u>は、本節第3の1～3以外に特殊な医療支援が必要な要継続的医療支援者、<u>または継続的に服薬が必要な慢性疾患患者</u>(以下、「その他の要継続的医療支援者等」という。)について、管内市町村及び関係医療団体等を通じ、対応可能な医療機関、必要な医薬品や医療機器等及びその他の要継続的医療支援者の被災状況等の情報を把握する。また、その他の要継続的医療支援者から支援要請等があった場合は、速やかに保健医療調整本部へ報告し、医療提供体制の整備を図る。 保健医療調整本部は、<u>地域保健医療調整本部</u>を通じて収集した情報を集約し、医療提供体制の整備に必要な支援の調整を行う。また、他部局との連携が必要と考えられる場合は、情報共有を図るとともに、必要に応じて連携体制を確立する。 (2)医療支援 保健医療調整本部は、医療機関、医療救護所等に対し、必要な医薬品や医療機器等が優先的に供給されるよう関係団体に要請する。また、必要に応じて消防機関や災害対策本部と調整し、対応可能な医療機関までの移動手段の確保及び避難誘導を行う。 <u>地域保健医療調整本部</u>は、市町村、医療機関及びその他の要継続的医療支援者等に対し、対応可能な医療機関や支援体制等の必要な情報を提供する。</p>	<p>第3 要継続的医療支援者(人工透析患者、人工呼吸器使用者等)の支援 2 人工呼吸器等使用者への支援 (2)医療支援 保健医療調整本部は、市町村、医療機関及び医療機器取扱事業者等と連携し、人工呼吸器等の電源確保・供給を行うとともに、医療機器取扱事業者に対し、人工呼吸器等の故障の際に迅速に対応するよう協力を要請する。また、対応可能な医療機関の情報を提供するとともに、必要に応じて消防機関等への支援要請並びにDMAT、医療救護班による医療支援を行い、避難誘導または後方医療機関へ搬送する。 保健所保健医療対策本部は、管内市町村、関係医療団体及び人工呼吸器等使用者に対し、受入可能な医療機関等の情報を提供する。</p> <p>3 その他の要継続的医療支援者への支援 (1)情報の収集及び把握 保健所保健医療対策本部は、本節第3の1、2以外に特殊な医療支援が必要な要継続的医療支援者(以下、その他の要継続的医療支援者)について、管内市町村及び関係医療団体等を通じ、対応可能な医療機関、必要な医薬品や医療機器等及びその他の要継続的医療支援者の被災状況等の情報を把握する。また、その他の要継続的医療支援者から支援要請等があった場合は、速やかに保健医療調整本部へ報告し、医療提供体制の整備を図る。 保健医療調整本部は、保健所保健医療対策本部を通じて収集した情報を集約し、医療提供体制の整備に必要な支援の調整を行う。また、他部局との連携が必要と考えられる場合は、情報共有を図るとともに、必要に応じて連携体制を確立する。 (2)医療支援 保健医療調整本部は、医療機関、医療救護所等に対し、必要な医薬品や医療機器等が優先的に供給されるよう関係団体に要請する。また、必要に応じて消防機関や災害対策本部と調整し、対応可能な医療機関までの移動手段の確保及び避難誘導を行う。 保健所保健医療対策本部は、市町村、医療機関及びその他の要継続的医療支援者等に対し、対応可能な医療機関や支援体制等の必要な情報を提供する。</p>
253	地震	5	10	<p><u>第4 小児・周産期領域の患者への支援</u> (1)情報の収集及び把握 <u>地域保健医療調整本部は、管内市町村及び医療機関等を通じ、県内の産科施設の被災状況、稼働状況、水、医薬品等の不足状況等の把握に努める。</u> <u>保健医療調整本部は、地域保健医療調整本部を通じて収集した情報を集約するとともに、周産期災害医療コーディネーターの支援のもと、EMISの活用等により医療情報の収集を行い、医療提供体制の整備に必要な支援の調整を行う。</u> (2)医療支援 <u>保健医療調整本部は、周産期災害医療コーディネーターの支援のもと、必要に応じて搬送調整及び消防機関や災害対策本部と調整し、搬送先までの移動手段の確保を行う。</u> <u>地域保健医療調整本部は、管内市町村に対し、産科施設の稼働状況等の情報を提供する。</u></p>	(新設)

No.	編	章	節	新	旧
254	地震	5	10	<p>第5 DMAT及び医療救護班の活動</p> <p>1 DMATの派遣調整</p> <p>(1)保健医療調整本部は、奈良DMATの出動が想定される場合は、保健医療調整本部内としてDMAT調整班を設置する。</p> <p>(2)DMAT調整班は、独自の情報収集や、市町村・消防機関等からの依頼に基づき、奈良DMATの出動が必要と判断した場合、災害拠点病院・DMAT指定病院に派遣要請を行う。</p> <p>(3)県は、DMAT活動の調整にあたっては、「奈良県DMAT運用マニュアル」に基づき、災害医療コーディネーターと調整を図る。</p> <p>※災害医療コーディネーター：災害時に県や保健所が保健医療活動の総合調整を適切かつ円滑に支援し、被災地の医療ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等を行う者。災害急性期においては、DMATの迅速かつ確かな出動と活動を支援するとともに、災害急性期の医療施策等に関する助言を行う。</p> <p>(4)DMAT調整班は、災害規模に応じて必要と判断した場合、厚生労働省に他府県DMATの派遣を要請する。</p> <p>(5)他府県DMATを要請した場合、DMAT調整班は、必要に応じて災害対策本部や厚生労働省と調整の上、原則として広域防災活動拠点の中からDMATの参集拠点を指定する。</p> <p>(6)DMAT調整班は、被災状況とDMAT参集状況を把握し、DMATの派遣、調整を行う。</p> <p>(7)DMAT調整班は、原則として災害発生後急性期までの間に設置されるものとし、DMATの活動・受援にかかる業務の縮小にあわせ、保健医療調整本部医療支援調整班に統合されるものとする。</p>	<p>第4 DMAT及び医療救護班の活動</p> <p>1 DMATの派遣調整</p> <p>(1)保健医療調整本部は、奈良DMATの出動が想定される場合は、保健医療調整本部内に奈良DMAT調整本部を設置する。</p> <p>(2)県DMAT調整本部は、独自の情報収集や、市町村・消防機関等からの依頼に基づき、奈良DMATの出動が必要と判断した場合、災害拠点病院・DMAT指定病院に派遣要請を行う。</p> <p>(3)県は、DMAT活動の調整にあたっては、「奈良県DMAT運用マニュアル」に基づき、奈良DMATコーディネーターと調整を図る。</p> <p>※奈良DMATコーディネーター：DMATの迅速かつ確かな出動と活動を支援するとともに、災害急性期の医療施策等に関する助言を行う者。</p> <p>(4)県DMAT調整本部は、災害規模に応じて必要と判断した場合、厚生労働省に他府県DMATの派遣を要請する。</p> <p>(5)他府県DMATを要請した場合、県DMAT調整本部は、必要に応じて保健医療調整本部や厚生労働省と調整の上、原則として広域防災活動拠点の中からDMATの参集拠点を指定する。</p> <p>(6)県DMAT調整本部は、被災状況とDMAT参集状況を把握し、DMATの派遣、調整を行う。</p>
255	地震	5	10	<p>第5 DMAT及び医療救護班の活動</p> <p>2 医療救護班の派遣調整</p> <p>(1)保健医療調整本部は、医療救護班の活動が想定される場合は、保健医療調整本部内に医療支援調整班を編制する。保健医療調整本部(医療支援調整班)は、医療救護班の活動にかかる調整を行い、県内被災地外の県内医療機関等における医療救護班の編制及び派遣先の調整を行う。</p> <p>(2)保健医療調整本部(医療支援調整班)は、市町村や医療機関等から医療救護班の派遣要請があったとき、または被災状況に応じて医療救護班の派遣が必要と認めるときは、速やかに医療救護班の派遣調整を行う。</p> <p>(3)保健医療調整本部(医療支援調整班)は、県内の医療提供体制のみでは対応が困難な場合等、必要に応じて、国、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」に基づく全国知事会、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づく近隣府県、その他の公共団体、医療団体及び日本赤十字社等に対し、医療救護班の派遣要請等の調整を行う。</p> <p>3 県医療救護班の活動場所及び活動内容</p> <p>(1)保健医療調整本部(医療支援調整班)は、傷病者が多数発生した災害現場及び負傷者が多数収容された病院等に医療救護班を派遣し、人的支援を行う。医療救護班は、主として下記の活動を行う。</p> <p>(2)保健医療調整本部(医療支援調整班)は、避難所等に設置される医療救護所に医療救護班を派遣し、避難所の保健医療提供体制整備のための支援を行う。医療救護班は、主として下記の活動を行う。</p>	<p>第4 DMAT及び医療救護班の活動</p> <p>2 医療救護班の派遣調整</p> <p>(1)保健医療調整本部は、医療救護班の調整を行い、県内被災地外の県内医療機関等における医療救護班の編制及び派遣先の調整を行う。</p> <p>(2)保健医療調整本部は、市町村や医療機関等から医療救護班の派遣要請があったとき、または被災状況に応じて医療救護班の派遣が必要と認めるときは、速やかに医療救護班の派遣調整を行う。</p> <p>(3)保健医療調整本部は、県内の医療提供体制のみでは対応が困難な場合等、必要に応じて、国、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」に基づく全国知事会、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づく近隣府県、その他の公共団体、医療団体及び日本赤十字社等に対し、医療救護班の派遣要請等の調整を行う。</p> <p>3 県医療救護班の活動場所及び活動内容</p> <p>保健医療調整本部は、医療救護班を適切に配置するため、保健医療調整班を編制する。</p> <p>(1)保健医療調整班は、傷病者が多数発生した災害現場及び負傷者が多数収容された病院等に医療救護班を派遣し、人的支援を行う。医療救護班は、主として下記の活動を行う。</p> <p>(2)保健医療調整班は、避難所等に設置される医療救護所に医療救護班を派遣し、避難所の保健医療提供体制整備のための支援を行う。医療救護班は、主として下記の活動を行う。</p>

No.	編	章	節	新	旧
256	地震	5	10	<p>第6 保健医療活動にかかる受援体制の整備</p> <p>1 DMAT (1)他府県DMATを要請した場合、DMAT調整班は、必要に応じて、県保健医療調整本部や厚生労働省と調整の上、原則として広域防災活動拠点の中からDMATの参集拠点を指定する。 (2)DMAT調整班は、被災状況とDMAT参集状況を把握し、DMATの派遣調整を行う。</p> <p>2 医療救護班 (1)保健医療調整本部(医療支援調整班)は、(略)。 (2)保健医療調整本部(医療支援調整班)は、(略)。 (3)保健医療調整本部(医療支援調整班)は、(略)。 (4)保健医療調整本部(医療支援調整班)は、(略)。</p> <p>3 DHEAT (1)保健医療調整本部(統括班)は、地域保健医療調整本部及び市町村の避難所運営における健康管理に関するマネジメント業務等を支援するため、必要に応じて国に対しDHEATの派遣要請を行う。 (2)保健医療調整本部(統括班)は、DHEATを地域保健医療調整本部に重点的に派遣し、保健医療活動に関わるマネジメント業務を支援することで、被災地域における健康危機管理体制の速やかな整備と維持が行われるよう努める。</p>	<p>第5 保健医療活動にかかる受援体制の整備</p> <p>1 DMAT (1)他府県DMATを要請した場合、県DMAT調整本部は、必要に応じて、県保健医療調整本部や厚生労働省と調整の上、原則として広域防災活動拠点の中からDMATの参集拠点を指定する。 (2)県DMAT調整本部は、被災状況とDMAT参集状況を把握し、DMATの派遣調整を行う。</p> <p>2 医療救護班 (1)保健医療調整本部は、(略)。 (2)保健医療調整本部は、(略)。 (3)保健医療調整班は、(略)。 (4)保健医療調整班は、(略)。</p> <p>3 DHEAT (1)保健医療調整本部は、保健所保健医療対策本部及び市町村の避難所運営における健康管理に関するマネジメント業務等を支援するため、必要に応じて国に対しDHEATの派遣要請を行う。 (2)保健医療調整本部は、DHEATを保健所保健医療対策本部及び被災地市町村に重点的に派遣し、保健医療活動に関わるマネジメント業務を支援することで、被災地域における健康危機管理体制の速やかな整備と維持が行われるよう努める。</p>
257	地震	5	10	<p>第6 保健医療活動にかかる受援体制の整備</p> <p>4 保健師 (1)保健医療調整本部(保健支援調整班)は、地域保健医療調整本部を通じて、保健師の派遣調整のための情報収集、整理を行い、収集した情報を基に支援を必要とする市町村に適切に派遣できるよう調整を図る。 (2)保健医療調整本部(保健支援調整班)は、県内の保健師の派遣のみで対応が困難であると判断した場合等、必要に応じて、隣接県や災害時相互応援協定を結ぶ府県に保健師等支援チームの派遣要請を行う。また、全国規模の派遣要請が必要であると判断した場合、内閣府、厚生労働省に保健師支援班の派遣要請を行う。 (3)保健医療調整本部(保健支援調整班)は、応援・派遣保健師等の受け入れに関する方針を策定し、派遣計画に基づき県内被災地に派遣調整を行う。 なお、市町村からの要請に基づく応援・派遣の調整については、本節第9で示すところによる。</p> <p>5 DPAT (1)保健医療調整本部は、DPATの派遣が想定される場合は、保健医療調整本部精神保健支援班内に県DPAT調整本部を設置する。 (2)県DPAT調整本部は、精神保健医療に関する被災状況により、県外からのDPATの応援が必要と判断した場合等、必要に応じて厚生労働省(DPAT事務局)に対してDPATの派遣を要請する。</p>	<p>第5 保健医療活動にかかる受援体制の整備</p> <p>4 保健師 (1)保健医療調整本部は保健所保健医療対策本部を通じて、保健師の派遣調整のための情報収集、整理を行い、収集した情報を基に支援を必要とする市町村に適切に派遣できるよう調整を図る。 (2)保健医療調整本部は、県内の保健師の派遣のみで対応が困難であると判断した場合等、必要に応じて、隣接県や災害時相互応援協定を結ぶ府県に保健師支援班の派遣要請を行う。また、全国規模の派遣要請が必要であると判断した場合、内閣府、厚生労働省に保健師支援班の派遣要請を行う。 (3)保健医療調整本部は、応援・派遣保健師等の受け入れに関する方針を策定し、派遣計画に基づき県内被災地に派遣調整を行う。 なお、市町村からの要請に基づく応援・派遣の調整については、本節第8で示すところによる。</p> <p>5 DPAT (1)保健医療調整本部は、DPATの派遣が想定される場合は、保健医療調整本部内にDPAT調整本部を設置する。 (2)保健医療調整本部は、精神保健医療に関する被災状況により、県外からのDPATの応援が必要と判断した場合等、必要に応じて厚生労働省に対してDPATの派遣を要請する。</p>

No.	編	章	節	新	旧
260	地震	5	10	<p>※医薬品卸組合等：奈良県製薬協同組合、奈良県医薬品卸協同組合、大阪医療機器協会奈良県支部</p> <p>第8 支部</p> <p>2 災害時における関係者の役割分担</p> <p>① 市町村</p> <p>なお、保健医療調整本部(薬務班)は、市町村への支援にあたり、医療用の消毒薬等については、医薬品等の要請・供給フローにしたがって支援を行うが、生活衛生に必要な医療用以外の消毒薬等については、本章第21節第1の3に基づき支援を行うよう災害対策本部救援物資班に要請する。</p> <p>② 県</p> <p>(ア) 保健医療調整本部(薬務班)は、(略)。</p> <p>(イ) 保健医療調整本部(薬務班)は、(略)。</p> <p>(ウ) 保健医療調整本部(薬務班)は、(略)。</p> <p>③ 関係団体</p> <p>医薬品卸組合等は、保健医療調整本部(薬務班)から(略)。</p> <p>④ 奈良県薬剤師会</p> <p>(イ)奈良県薬剤師会は、保健医療調整本部(薬務班)から「災害時における医療救護活動に関する協定」に基づく薬剤師班の派遣要請があったときは、被災地外の支部に対し、医療救護活動を要請する。</p> <p>⑥ 県保健所</p> <p>地域保健医療調整本部は、市町村、医療救護所等への医薬品等の供給について、必要に応じ調整を図る。</p>	<p>※医薬品卸組合等：奈良県製薬協同組合、奈良県医薬品卸協同組合、大阪医療機器協会奈良県支部</p> <p>第7 災害時部</p> <p>2 災害時における関係者の役割分担</p> <p>① 市町村</p> <p>なお、薬務班は、市町村への支援にあたり、医療用の消毒薬等については、医薬品等の要請・供給フローにしたがって支援を行うが、生活衛生に必要な医療用以外の消毒薬等については、本章第14節第1の3に基づき支援を行うよう災害対策本部救援物資班に要請する。</p> <p>② 県</p> <p>(ア) 薬務班は、(略)。</p> <p>(イ) 薬務班は、(略)。</p> <p>(ウ) 薬務班は、(略)。</p> <p>③ 関係団体</p> <p>医薬品卸組合等は、薬務班から(略)。</p> <p>④ 奈良県薬剤師会</p> <p>(イ)奈良県薬剤師会は、薬務班から「災害時における医療救護活動に関する協定」に基づく薬剤師班の派遣要請があったときは、被災地外の支部に対し、医療救護活動を要請する。</p> <p>⑥ 県保健所</p> <p>保健所保健医療対策本部は、市町村、医療救護所等への医薬品等の供給について、必要に応じ調整を図る。</p>
261	地震	5	10	<p>第9 保健師等による健康管理に関する活動</p> <p>1 被災状況等の情報収集・分析・関係者との情報共有</p> <p>市町村は、要配慮者の安否確認や健康状態の確認をするとともに、保健活動に必要な被災に関連する情報を迅速に収集・分析する。</p> <p>地域保健医療調整本部は、支援方法を検討するため、速やかに被災市町村に入る等、被災状況や活動状況等の情報収集を行う。</p> <p>保健医療調整本部は、保健活動にかかる総合調整を行うため、保健医療調整本部内に保健支援調整班を編成する。保健医療調整本部(保健支援調整班)は、地域保健医療調整本部が収集した被災に関連する情報を集約するとともに、市町村に必要な情報を速やかに提供し、支援方針を決定する。</p> <p>2 市町村からの要請に基づく派遣調整</p> <p>(1)市町村は、必要に応じて保健医療調整本部(保健支援調整班)へ保健師等の派遣要請を行う。</p> <p>(2)保健医療調整本部(保健支援調整班)は、地域保健医療調整本部と連携し、市町村の派遣要請もしくは自ら保健師等の派遣が必要と判断した場合、人材派遣計画を立て、県内被災地外の市町村に保健師等派遣の要請を行う。</p> <p>(3)保健医療調整本部(保健支援調整班)は、県内応援のみでは対応が困難な場合等、必要に応じて隣接県や近県ブロックエリア等(災害協定県を含む)に保健師等派遣の要請を行う。</p> <p>(4)保健医療調整本部(保健支援調整班)は、災害規模や質に応じて全国規模の派遣要請が必要であると判断した場合、内閣府、厚生労働省に保健師支援チームの派遣要請を行う。</p> <p>(5)保健医療調整本部(保健支援調整班)は、応援・派遣保健師等の受け入れ方針を策定し、派遣調整・見直し等受け入れ体制の整備を行う。</p>	<p>第8 保健師等による健康管理に関する活動</p> <p>1 被災状況等の情報収集・分析・関係者との情報共有</p> <p>市町村は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者の安否確認や健康状態の確認をするとともに、保健活動に必要な被災に関連する情報を迅速に収集・分析する。</p> <p>保健所保健医療対策本部は、支援方法を検討するため、速やかに被災市町村に入る等、被災状況や活動状況等の情報収集を行う。</p> <p>保健医療調整本部は、保健所保健医療対策本部が収集した被災に関連する情報を集約するとともに、市町村に必要な情報を速やかに提供し、支援方針を決定する。</p> <p>2 市町村からの要請に基づく派遣調整</p> <p>(1)市町村は、必要に応じて保健医療調整本部へ保健師等の派遣要請を行う。</p> <p>(2)保健医療調整本部は、保健所保健医療対策本部と連携し、市町村の派遣要請もしくは自ら保健師等の派遣が必要と判断した場合、人材派遣計画を立て、県内被災地外の市町村に保健師等派遣の要請を行う。</p> <p>(3)県内応援のみでは対応が困難な場合等、必要に応じて隣接県や近県ブロックエリア等(災害協定県を含む)に保健師等派遣の要請を行う。</p> <p>(4)保健医療調整本部は、災害規模や質に応じて全国規模の派遣要請が必要であると判断した場合、内閣府、厚生労働省に保健師支援班の派遣要請を行う。</p> <p>(5)保健医療調整本部は、応援・派遣保健師等の受け入れ方針を策定し、派遣調整・見直し等受け入れ体制の整備を行う。</p>

No.	編	章	節	新	旧
262	地震	5	10	<p>第9 保健師等による健康管理に関する活動</p> <p>3 避難所での保健活動</p> <p>(1)</p> <p>③ 市町村は避難所開設直後に、被害状況や設備状況、要配慮者の避難状況等を迅速に情報収集し、被災地域を管轄する県保健所に設置された地域保健医療調整本部を通じて保健医療調整本部に報告する。</p> <p>(2) 保健医療調整本部より派遣された、保健師等必要な職種からなるチーム(以下、「保健師等支援チーム」という。)は、避難所における環境整備や健康管理が円滑に行われるよう避難者の心身の健康の保持への対策を講じ、加えて要配慮者の避難状況を確認し、緊急的に医療確保が必要な人を把握・適切な機関につなげる。</p>	<p>第8 保健師等による健康管理に関する活動</p> <p>3 避難所での保健活動</p> <p>(1)</p> <p>③ 市町村は避難所開設直後に、被害状況や設備状況、要援護者の避難状況等を迅速に情報収集し、県保健所を通じて保健医療調整本部に報告する。</p> <p>(2) 保健医療調整本部より派遣された、保健師等必要な職種からなるチームは、避難所における環境整備や健康管理が円滑に行われるよう避難者の心身の健康の保持への対策を講じ、加えて災害時要援護者の避難状況を確認し、緊急的に医療確保が必要な人を把握・適切な機関につなげる。</p>
263	地震	5	10	<p>第9 保健師等による健康管理に関する活動</p> <p>4 在宅被災者等への支援体制の整備</p> <p>(1) 市町村は、避難せず自宅にとどまる被災者や避難所から自宅に戻った在宅被災者について、保健師等支援チーム等を活用し、迅速に在宅被災者に関する情報収集を行い、保健師の巡回相談等により心身の健康状態の把握と必要な支援を行う。保健活動については、以下の事項に留意するものとする。</p> <p>① 在宅避難の要配慮者については、必要な支援物資の配備や、適切な保健福祉サービスが継続して受けられるように手配を行う。</p> <p>② 在宅避難でも起こりやすい健康課題(エコノミークラス症候群・感染症・ストレス関連障害・便秘等)の予防に関する啓発と必要な支援を行う。</p> <p>③ 市町村は在宅避難者、在宅の要配慮者の状況について、迅速に収集した情報を集約し、県保健所を通じて保健医療調整本部に報告する。</p> <p>(2) 保健医療調整本部より派遣された、保健師等必要な職種からなるチームは、在宅被災者の心身の健康の保持への対策を講じ、とりわけ災害関連死予防にむけた積極的な啓発を行う。加えて在宅の要配慮者の避難状況を確認し、緊急的に医療確保が必要な人を把握・適切な機関につなげる。</p> <p>5 市町村への支援</p> <p>(1) 保健医療調整本部(保健支援調整班)は、必要に応じ被災直後に被災市町村に対し、被災状況の把握、被災者の心身の健康状態の把握、他機関との調整及び健康管理に関するマネジメント業務等を支援するため、保健師等支援チームを派遣する。</p> <p>(2) 保健医療調整本部(保健支援調整班)は、地域保健医療調整本部と連携して、市町村が把握した要配慮者の情報を確認し、保健師等支援チームによる必要な支援を行う。</p> <p>(3) 保健医療調整本部(保健支援調整班)は、避難所の環境整備や健康管理が円滑に行われるよう県内被災地以外の市町村と連携し、保健師等支援チームを編成し、派遣する。</p> <p>6 関係機関との連携、地域づくり (略)</p>	<p>第8 保健師等による健康管理に関する活動</p> <p>4 市町村への支援</p> <p>(1) 保健医療調整本部は、必要に応じ被災直後に被災市町村に対し、被災状況の把握、被災者の心身の健康状態の把握、他機関との調整及び健康管理に関するマネジメント業務等を支援するため、保健師等を派遣する。</p> <p>(2) 保健医療調整本部は、保健所保健医療対策本部と連携して、市町村が把握した高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者の情報を確認し、保健師等による必要な支援を行う。</p> <p>(3) 保健医療調整本部は、避難所の環境整備や健康管理が円滑に行われるよう県内被災地以外の市町村と連携し、保健師等必要な職種からなるチームを編成し、派遣する。</p> <p>5 関係機関との連携、地域づくり (略)</p>

No.	編	章	節	新	旧
264	地震	5	10	<p>第10 精神障害者及びメンタルヘルスに関する活動 保健医療調整本部(精神保健支援班)、精神保健福祉センター、地域保健医療調整本部、市町村等は精神障害者及びメンタルヘルス対策として次の活動を行う。</p> <p>1 安否確認等 地域保健医療調整本部及び市町村は、相談支援事業等関係機関との連携をはかり、在宅精神障害者の安否及び健康状況を確認して必要な支援の検討、提供を行う。</p> <p>2 精神科病院等の被害状況の把握 保健医療調整本部(精神保健支援班)は、精神科病院等の被害状況を把握し、入院可能病床の確認と入転院の調整等を行う。入転院が必要な場合の患者搬送は、被災病院及び受入病院が協力して実施する。</p> <p>3 DPAT(災害派遣精神医療チーム)の派遣 (1)保健医療調整本部は、DPATの派遣が想定される場合は、保健医療調整本部精神保健支援班内に県DPAT調整本部を設置する。 (2)県DPAT調整本部は、精神保健医療に関する被災状況により、県外からのDPATの応援が必要と判断した場合、厚生労働省(DPAT事務局)に対してDPATの派遣を要請する。 (3)派遣要請に応じて参集したDPATは、入転院が必要な患者の搬送を補助する。 (4)県DPAT調整本部は、必要に応じて被災地域の保健所管内にDPAT活動拠点本部を設置する。 (5)地域保健医療調整本部は、避難所の状況や他の保健医療活動チームの活動状況等を把握し、被災地域でのDPATの活動が円滑に行われるよう、現地コーディネーターの役割を果たす。</p>	<p>第9 精神障害者及びメンタルヘルスに関する活動 保健医療調整本部、精神保健福祉センター、保健所保健医療対策本部、市町村等は精神障害者及びメンタルヘルス対策として次の活動を行う。</p> <p>1 安否確認等 保健所保健医療対策本部及び市町村は、相談支援事業等関係機関との連携をはかり、在宅精神障害者の安否及び健康状況を確認して必要な支援の検討、提供を行う。</p> <p>2 精神科病院等の被害状況の把握 保健医療調整本部は精神科病院等の被害状況を把握し、入院可能病床の確認と入転院の調整等を行う。入転院が必要な場合の患者搬送は、被災病院及び受入病院が協力して実施する。</p> <p>3 DPAT(災害派遣精神医療チーム)の派遣 (1)保健医療調整本部は、平素から精神科医療の中核的機関としての役割を担っている精神科病院へ働きかけ、県内外で活動できるDPATを編制する。 (2)保健医療調整本部は、DPATの派遣が想定される場合は、保健医療調整本部内に奈良県DPAT調整本部を設置する。 (3)保健医療調整本部は、精神保健医療に関する被災状況により、県外からのDPATの応援が必要と判断した場合、厚生労働省に対してDPATの派遣を要請する。 (4)派遣要請に応じて参集したDPATは、入転院が必要な患者の搬送を補助する。 (5)保健医療調整本部は、必要に応じて被災地域の保健所管内にDPAT活動拠点本部を設置する。 (6)保健所保健医療対策本部は、避難所の状況や他の保健医療活動チームの活動状況等を把握し、被災地域でのDPATの活動が円滑に行われるよう、現地コーディネーターの役割を果たす。</p>

No.	編	章	節	新	旧
265	地震	5	10	<p>第10 精神障害者及びメンタルヘルスに関する活動</p> <p>5 相談支援等 保健師等支援チームは、DPAT等と連携して避難所等を巡回し、地域精神保健活動を展開する。特に精神疾患を有している方、遺族、高齢者、妊婦、子ども等サポートの必要性が高いと考えられる住民に配慮して活動を行う。</p> <p>6 情報収集・発信 保健医療調整本部(精神保健支援班)及び精神保健福祉センターは、県内外の情報を集約のうえ地域保健医療調整本部及び市町村等に情報提供するとともに、こころのケアに関する情報発信を行う。</p> <p>第11 医療関係機関・団体への協力要請</p> <p>2 日本赤十字社奈良県支部 日本赤十字社奈良県支部は、自らの判断に基づき、または保健医療調整本部の要請に基づき、医療救護班による医療救護活動を行う。 また、必要に応じて、保健医療調整本部に日本赤十字社奈良県支部日赤災害医療コーディネートチームを派遣する。</p> <p>8 県看護協会 県看護協会は、保健医療調整本部の要請及び「災害時における医療救護活動に関する協定」に基づき、災害支援ナース等を医療機関、医療救護所及び避難所等に派遣し、保健医療活動を行う。</p> <p>9 県柔道整復師会 県柔道整復師会は、保健医療調整本部の要請及び「在外時における保健医療活動に関する協定」に基づき、柔道整復師班を編成し、医療救護所における柔道整復術の実施等の活動を行う。</p> <p>10 医薬品卸組合等</p>	<p>第9 精神障害者及びメンタルヘルスに関する活動</p> <p>5 相談支援等 保健所保健医療対策本部は、DPATと連携して避難所等を巡回し、地域精神保健活動を展開する。</p> <p>6 情報収集・発信 保健医療調整本部及び精神保健福祉センターは、県内外の情報を集約のうえ保健所保健医療対策本部及び市町村等に情報提供するとともに、こころのケアに関する情報発信を行う。</p> <p>第10 医療関係機関・団体への協力要請</p> <p>2 日本赤十字社奈良県支部 日本赤十字社奈良県支部は、自らの判断に基づき、または保健医療調整本部の要請に基づき、医療救護班による医療救護活動を行う。</p> <p>9 県柔道整復師会 県柔道整復師会は、保健医療調整本部の要請及び「在外時における保健医療活動に関する協定」に基づき、柔道整復師班を編成し、医療救護所における柔道整復術の実施等の活動を行う。</p> <p>10 医薬品卸組合等</p>
266	地震	5	11	<p>第1 計画の基本方針</p> <p>2 緊急輸送の範囲 (2)第2段階 ② 要配慮者の保護にかかる福祉避難所等への移送</p>	<p>第1 計画の基本方針</p> <p>2 緊急輸送の範囲 (2)第2段階 ② 災害時要援護者の保護にかかる福祉避難所等への移送</p>
267	地震	5	12	<p>第3 防疫・保健衛生用資機材の調達等</p> <p>2 県 医薬用の消毒薬等は、本章第10節第7に示す医薬品等の要請・供給フローに従って確保・供給する。また、生活衛生に必要な医療用以外の消毒薬等については、災害対策本部救援物資班に要請し、本章第15節第1の3に基づき確保・供給する。</p>	<p>第3 防疫・保健衛生用資機材の調達等</p> <p>2 県 医薬用の消毒薬等は、本章第9節第7に示す医薬品等の要請・供給フローに従って確保・供給する。また、生活衛生に必要な医療用以外の消毒薬等については、災害対策本部救援物資班に要請し、本章第14節第1の3に基づき確保・供給する。</p>

No.	編	章	節	新	旧
268	地震	5	12	<p>第4 ペットの災害対策</p> <p>1. 奈良県動物救護本部の設置 <u>県は、奈良県動物救護本部設置要綱に基づき、「動物救護本部」を設置し、公益社団法人奈良県獣医師会、奈良市健康医療部保健所等とともに、次の事業を行う。</u> <u>(1)被災動物の保護収容、飼養管理、譲渡等に関する事業</u> <u>(2)傷病状態にある被災動物の応急措置、治療等に関する事業</u> <u>(3)被災動物を飼養する者に対する飼養の支援等に関する事業</u> <u>(4)被災動物の救護に必要な施設、設備、物資等の提供又は貸与に関する事業</u> <u>(5)その他、救護本部が定めた事業</u></p> <p>2. 飼養者の責務 <u>ペットの飼養者は、避難する際は、動物の同行と適切な管理に努める。また、自身の動物が県等に保護収容された場合は、長期にわたり放置することなく、可能な限り早期に引き取り、又は適正に飼養できる者に譲渡する等、飼養者の責務を全うするよう努める。</u></p> <p>3. 特定動物の逸走対策 <u>※法律において飼養・保管の許可が必要とされる動物。(例:ワニ、クマ等) 県は、特定動物の管理状況を確認し、逸走等の事態が生じている場合は、次の対策を講じる。</u> <u>(1)飼養者への指示</u> <u>特定動物の飼養者に対し、直ちに警察官に通報するとともに、付近の住民に周知し、捕獲その他の必要な措置をとるよう指示する。</u> <u>(2)飼養者が対応困難な場合の措置</u> <u>特定動物の飼養者が所在不明であったり、(1)の指示に関する飼養者の対応が困難であったりする場合等においては、飼養者に代わって警察に通報するとともに、市町村と連携して付近住民への周知に当たる。また、捕獲等が必要な場合は、警察等の関係機関に協力を要請する。</u></p>	<p>第4 愛玩動物の収容対策等</p> <p>1 特定動物の逸走対策 ※特定動物:人の生命等に害を加えるおそれがあるため、動物の愛護及び管理に関する法律において飼養・保管の許可が必要とされる動物。(例:トラ、ワニ等) 県は、特定動物の管理状況を確認し、逸走等の事態が生じている場合は、次の対策を講じる。 (1)飼養者への指示 特定動物の飼養者に対し、直ちに警察官に通報するとともに、付近の住民に周知し、捕獲その他の必要な措置をとるよう指示する。 (2)飼養者が対応困難な場合の措置 特定動物の飼養者が所在不明であったり、(1)の指示に関する飼養者の対応が困難であったりする場合等においては、飼養者に代わって警察に通報するとともに、市町村と連携して付近住民への周知に当たる。また、捕獲等が必要な場合は、警察等の関係機関に協力を要請する。</p> <p>2 放浪犬猫の保護収容 県は、被災により放浪する犬猫について、市町村、関係機関・団体等と協力して保護収容に当たる。保護頭数が多数にのぼる場合は、これら関係機関等と協議し、保護収容する場所の確保に努める。必要に応じて、国や他県等に協力を求めるほか、ボランティアの協力等も考慮し、適切に保護収容対策を講じる。</p> <p>3 飼養者の責務 愛玩動物等の飼養者は、避難する際は、動物の同行と適切な管理に努める。また、自身の動物が県等に保護収容された場合は、長期にわたり放置することなく、可能な限り早期に引き取り、又は適正に飼養できる者に譲渡する等、飼養者の責務を全うするよう努める。</p>
269	地震	5	13	<p>第3 被災地への人的支援 市町村及び県は、医師、保健師、土木及び農林関係等、派遣可能な専門職員の人数をあらかじめ把握しておき、災害時における応援協定や、<u>関西広域連合、全国知事会、全国市長会または全国町村会からの要請等に基づき、被災地に迅速に職員を派遣する。さらに、国の現地災害対策本部が設置された際には、リエゾンとして職員の派遣を行い、必要な情報収集等を行うものとする。</u> <u>また、必要に応じて、被災市区町村応援職員確保システムや災害マネジメント(総括)支援員制度等の国の制度を活用し、支援または受援に努める。</u></p>	<p>第3 被災地への人的支援 市町村及び県は、医師、保健師、土木及び農林関係等、派遣可能な専門職員の人数をあらかじめ把握しておき、災害時における応援協定や全国知事会、全国市長会または全国町村会からの要請等に基づき、被災地に迅速に職員を派遣する。</p>
270	地震	5	13	<p>第4 大規模広域防災拠点の整備 また、<u>南海トラフ巨大地震などの大規模災害発生時に、県外からの支援を受けるとともに、紀伊半島全体の後方支援拠点としての機能を担う面からも、固定翼機の離発着が可能な滑走路等を備え、消防学校を併設した県の大規模広域防災拠点の整備を五條市において進める。</u>加えて、大規模広域防災拠点を活用した救援部隊の移動や物資の輸送及び避難者の受入れなど他県への広域支援のあり方について検討する。</p>	<p>第4 大規模広域防災拠点の整備 また、備蓄庫・給油所等を備え、空路での大量の人員の移動及び物資の輸送により近隣府県を迅速に支援できる大規模広域防災拠点の整備を図る。加えて、大規模広域防災拠点を活用した救援部隊の移動や物資の輸送及び避難者の受入れなど他県への広域支援のあり方について検討する。</p>
271	地震	5	15	<p>最大クラスの南海トラフ巨大地震が発生した場合、甚大な被害が発生することは、東日本大震災の経験からも明らかである。広域的な停電による製造業の停止、物流道路等の損壊も想定され、数日で被災地に物資が届くように復旧するとは限らない。 こうした被害想定を、県民、市町村及び県並びに防災関係機関は再認識し、災害への備えとして、多様な手段を用いて物資等の確保に努めるものとする。 <u>また、県及び市町村は物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。</u></p>	<p>最大クラスの南海トラフ巨大地震が発生した場合、甚大な被害が発生することは、東日本大震災の経験からも明らかである。広域的な停電による製造業の停止、物流道路等の損壊も想定され、数日で被災地に物資が届くように復旧するとは限らない。 こうした被害想定を、県民、市町村及び県並びに防災関係機関は再認識し、災害への備えとして、多様な手段を用いて物資等の確保に努めるものとする。</p>

No.	編	章	節	新	旧
272	地震	5	15	<p>第2 平常時の物資調達 1 市町村の物資調達 (2) 調達の方法は、自主備蓄・生産者備蓄・流通備蓄、市町村間における応援協定の締結、<u>共同備蓄、又は備蓄の相互融通を行う</u>など、地域に即した方法を採用し、実効性の確保に努める。</p>	<p>第2 平常時の物資調達 1 市町村の物資調達 (2) 調達の方法は、自主備蓄・生産者備蓄・流通備蓄又は市町村間における応援協定の締結など、地域に即した方法を採用し、実効性の確保に努める。</p>
273	地震	5	15	<p>第4 食糧備蓄率の向上 県民による食糧備蓄率は防災意識向上及び市町村による備蓄啓発活動により向上が見込まれるが、災害による被害の想定は困難であることから、市町村及び県は積極的に災害時の物資確保に努めるべきである。<u>また、学校等においては、帰宅困難となり学校等にとどまらざるを得なくなった乳幼児・児童・生徒のための物資を備蓄するよう努める。</u></p>	<p>第4 食糧備蓄率の向上 県民による食糧備蓄率は防災意識向上及び市町村による備蓄啓発活動により向上が見込まれるが、災害による被害の想定は困難であることから、市町村及び県は積極的に災害時の物資確保に努めるべきである。</p>